

平成31年第 1 回大和村議会定例会会期日程

3 月 5 日開会～3 月19日閉会 会期15日間

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第 1 日	3 月 5 日	火	本会議	開 会
				1 会議録署名議員の指名
				2 会期の決定
				3 諸般の報告
				4 行政報告
				5 議案第 1 号 平成30年度大和村一般会計補正予算（第 6 号）について
				6 議案第 2 号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
				7 議案第 3 号 平成30年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 4 号）について
				8 議案第 4 号 平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
				9 議案第 5 号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について
				10 議案第 6 号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
				11 議案第 7 号 平成31年度大和村一般会計予算について
				12 議案第 8 号 平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
				13 議案第 9 号 平成31年度大和村国民健康保

第 1 日	3 月 5 日	火	本会議	険特別会計予算について
				14 議案第10号 平成31年度大和村大和診療所 特別会計予算について
				15 議案第11号 平成31年度大和村介護保険特 別会計予算について
				16 議案第12号 平成31年度大和村集落排水事 業特別会計予算について
				17 議案第13号 平成31年度大和村大和の園特 別会計予算について
				18 議案第14号 平成31年度大和村後期高齢者 医療特別会計予算について (施政方針及び提案理由説明) (大綱質疑) 総務建設委員長
				19 平成31年度予算審査特別委員会の設置につ いて
				20 議案第15号 大和村消防団条例の一部を改 正する条例の制定について
				21 議案第16号 大和村職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
				22 議案第17号 熊本防衛支局関係の旧慣によ る公有財産の使用の変更につ いて
				23 議案第18号 沖縄総合事務局関係の旧慣によ る公有財産の使用の変更につ いて
				24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及 び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
				25 所管事務調査報告について (総務建設委員長)

第2日	3月6日	水	休 会	
第3日	3月7日	木	委員会	予算審査特別委員会（現地調査）
第4日	3月8日	金	休 会	
第5日	3月9日	土	休 会	
第6日	3月10日	日	休 会	
第7日	3月11日	月	休 会	
第8日	3月12日	火	本会議	1 一般質問（5名）
第9日	3月13日	水	休 会	
第10日	3月14日	木	委員会	予算審査特別委員会（一般会計）
第11日	3月15日	金	委員会	予算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第12日	3月16日	土	休 会	
第13日	3月17日	日	休 会	
第14日	3月18日	月	休 会	
第15日	3月19日	火	本会議	1 議案第20号 大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について 2 議案第21号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について 3 議案第22号 大和村水産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について 4 議案第23号 大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 5 議案第24号 大和村辺地に係る総合整備計

第15日	3月19日	火	本会議	画の変更について 6 議案第25号 大和村過疎地域自立促進計画の変更について 7 議案第26号 大和村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 8 議案第27号 大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について 9 議案第7号～議案第14号について（予算審査特別委員長報告及び採決） 10 同意第1号 大和村教育委員会委員の任命について 11 大和村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について 12 議員派遣の件について 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について 閉 会
------	-------	---	-----	--

第 1 回 大和村議会定例会

第 1 日

平成 3 1 年 3 月 5 日（火）

大 和 村 議 会

平成31年第1回大和村議会定例会会議録

平成31年3月5日（火）

午後1時30分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号 平成30年度大和村一般会計補正予算（第6号）について

日程第6 議案第2号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第7 議案第3号 平成30年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について

日程第8 議案第4号 平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第9 議案第5号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第10 議案第6号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第7号 平成31年度大和村一般会計予算について

日程第12 議案第8号 平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算について

日程第13 議案第9号 平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第14 議案第10号 平成31年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第15 議案第11号 平成31年度大和村介護保険特別会計予算について

日程第16 議案第12号 平成31年度大和村集落排水事業特別会計予算について

日程第17 議案第13号 平成31年度大和村大和の園特別会計予算について

日程第18 議案第14号 平成31年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について
（施政方針及び提案理由説明）
（大綱質疑）総務建設委員長

日程第19 平成31年度予算審査特別委員会の設置について
 日程第20 議案第15号 大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第21 議案第16号 大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第22 議案第17号 熊本防衛支局関係の旧慣による公有財産の使用の変更について
 日程第23 議案第18号 沖縄総合事務局関係の旧慣による公有財産の使用の変更について
 日程第24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第25 所管事務調査報告について（総務建設委員長）
 散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 前 田 清 和 君	6番 民 文 忠 君
2番 重 信 安 男 君	7番 池 田 幸 一 君
3番 藏 正 君	8番 宮 田 到 君
5番 勝 山 浩 平 君	9番 奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大 崎 一 也 君 書 記 太 純 一 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君	教 育 長 藤 井 俊 郎 君
副 村 長 泉 有 智 君	教委事務局長 福 山 茂 君
総 務 課 長 政 村 勇 二 君	企画観光課長 森 永 学 君
兼選管事務局長	産業振興課長 郁 島 武 正 君
建 設 課 長 前 田 逸 人 君	兼農委事務局長
会 計 管 理 者 大 石 松 美 君	保健福祉課長 神 田 雄 一 君
兼 会 計 課 長	兼大和診事務長 兼大和の園園長

住民税務課長 三 宅 正 剛 君 教委指導主事 小 原 和 博 君

開会 午後1時30分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

次の本会議で、一般質問一部を夜間議会で開催をさせていただきますけれども、開催にあたりまして、伊集院村長、村当局の御理解と御協力に感謝を申し上げます。

それでは、平成最後となる定例会、平成31年第1回大和村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（勝山浩平君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、8番、宮田到君、9番、奥田忠廣君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（勝山浩平君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（勝山浩平君）

日程第3、諸般の報告を行います。

平成30年第4回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付をしておりますので、詳細は省略をいたしますが、この間、議会報告会を大和、大和浜

と開催をいたし、全集落を対象に10会場で開催をいただきました。134名の村民の皆様に御参加をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見等を村議会で精査をしまして、報告を兼ねて要望させていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（勝山浩平君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。本日からの議会よろしく願いいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。

昨年12月11日から第4回定例会から以降の行政報告でございます。

年内で我々が今要望しております奄美振興特別措置法の法延長と、平成31年度の予算確保に向けて、12月21日に国のほうで示されたところでもございました。

予算が示されたということで、我々も一通り安心をしたところでもございますけれども、それぞれの自民党奄振特別委員会、並びに全国離島振興協議会でも、この奄振法の取り組みについて各方面への要望活動もさせていただいたところでもございます。

それに伴いまして、年明けて1月6日には、石井国土交通大臣が奄美に視察に訪れていただきました。我々の地元の意見につきましては、概算要求等でいろいろと説明をさせていただいて、そのことについて、いろんな形で条件不利性を含めた形で、御理解をいただいたところでもございます。

今月には、国会のほうで法延長が認められるんじゃないかというふう到我々も期待をしているところでもございます。

1月におきましては、先ほど全協の中で議会の皆様に申し上げましたけれども、我々大和村出身者でございます才納氏より、車の贈呈をいただくようになっておりまして、また、議会の皆様の御理解をいただきながら、今後、表敬訪問もさせていただきたいというふうに思っておりますので、その節には、よろしく願いをしたいと思います。

1月27日でございますけれども、まほろばウォーキング大会でございます。

我々は、これまで1,000名を目標に、いろいろと取り組みをしてまいりました。ただウォーキングを楽しむだけでなく、いろんな地場産の販売やら、いろいろとこれまで職員全員で大和村のPRに努めた成果が、何とか今回の参加者が979名という形でお越しいただいたことは、大変ありがたく思っております。これにめげずに今後も、大和村の情報発信に努めていきたいというふうに思っております。

2月に入りまして、2月6日から私も就任以来1年半が経ちまして、集落座談会をさせていただきました。全集落を回る中で、今、村の課題であります路線バスの問題が各集落で出されていただきました。我々も、すぐやれるものからということで、とりあえず住民サービスに努めていきたいと思っておりますけれども、議会の皆様にも、その都度また御説明申し上げながら、より安定した路線バスの運行ができるように努めていきたいというふうに思っているところでもございます。

それから、3月に入りまして、1日でございますけれども、北海道の小清水町に表敬をさせていただきました。これは先般1月に、小清水町さんのほうから、また、ほかの北海道の町からも大和村の地域支え合いの取り組みを参考にしたいということで、我々の村にお越しいただいたところでもございました。

そういう中で、小清水町さんの町民セミナーの中で、大和村の取り組みを発表してほしいということで、保健師、そして名音のティダの会の代表という方、そして保健福祉課長も小清水町さんのほうから、御案内をいただいて講演に出向いたところでございます。

北海道の網走の近くの町でございますけれども、雪深い農業の盛んな町と南国の大和村とのつながりが今後できていければという思いで、町長以下皆さんと意見交換もさせていただいたところでもございます。

その取り組みも、我々もしっかり、これから生かしていければというふうに考えているところでもございます。

以上、簡単ではございますけれども、私のほうからの行政報告とさせていただきます。

○議長（勝山浩平君）

以上、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第1号 平成30年度大和村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第5、議案第1号、平成30年度大和村一般会計補正予算（第6号）について

についてを議題といたします。

提案者に提案理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村一般会計補正予算（第6号）について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村一般会計補正予算（第6号）は、財政調整基金積立、奄美フォレストポリス再整備事業など、歳入歳出それぞれ7,466万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

平成30年度大和村一般会計補正予算（第6号）について、内容の御説明を申し上げます。

平成30年度大和村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7,466万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,346万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。9ページをお開きください。

款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税は、普通交付税の追加決定があり、146万1,000円を計上いたしました。

同じく9ページをお願いいたします。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 土木費国庫補助金は、公営住宅修繕事業の内示額の確定に伴い、315万1,000円を減額計上いたしました。

10ページをお開きください。

款14 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金においては、奄美群島成長戦略交付金として、奄美フォレストポリス再整備事業の追加交付決定があり、3,000万円増額計上いたしました。

同じく10ページをお願いいたします。

款18 繰入金、項1 繰入金、目1 繰入金は、前年度の繰越金として2,818万6,000円を減額計上いたしました。

同じく10ページをお願いいたします。

款19 諸収入、項3 雑入、目2 雑入につきましては、村が管理する残土処分場への搬出量の増加に伴い、土砂搬出量として5,000万円を増額継承し、そのほか後期高齢

者医療広域連合療養給付費清算金及び保育所広域入所受託費と合わせまして、合計5,050万9,000円を計上いたしました。

同じく10ページでございます。

款20村債、項1村債、目1土木費債につきましては、奄美フォレストポリスの再整備事業に係る都市計画費債として、3,000万円を計上をいたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。11ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費につきましては、財政調整基金への積立金として5,300万円を計上いたしました。

同じく11ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、集落排水事業特別会計の繰出金として、1,440万円を減額計上いたしました。

12ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目12環境保全対策事業は、事業実績に伴い、422万8,000円を減額計上いたしました。

13ページをお開きください。

款7土木費、項3河川費、目3大金久高潮対策事業については、事業実績に伴う負担金として、1,597万5,000円を減額計上いたしました。

同じく13ページをお願いいたします。

款7土木費、項5都市計画費、目1公園費は、奄美フォレストポリスにおける水の安定供給を図るための整備事業費として、測量設計及び工事請負費の合計で6,000万円を計上いたしました。

同じく13ページをお願いいたします。

款7土木費、項6住宅費、目2公営住宅修繕事業は、大和村公営住宅等長寿命化計画に沿って実施されている事業実績に伴い、700万円を減額計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、下記でございます項2小学校費及び項3中学校費の中にあります学校管理費から各設計委託費と工事請負費の合計額の組み替えによる1,450万円を計上いたしました。

款13の予備費におきましては、25万7,000円を増額して、歳入歳出の調整を図りました。

最後に、前の方に戻りまして、4ページをお願いいたします。

第2表の明許繰越費でございますが、平成30年度から平成31年度に繰り越して行

う事業は、社会資本整備総合交付金事業、奄美群島成長戦略交付金事業、河川等災害復旧など、合わせて8事業の合計4億4,052万3,000円を繰り越して行うこととしております。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）

1点だけ、お願いを兼ねたあれなんですけれども、13ページの急傾斜地崩壊対策事業で、14万5,000円の補正が付いているんですが、役場の裏の急傾斜地の工事をした結果、風通しが良くなりすぎて、すごい集落内の風当たりも、今まで当たっていない風が、すごく当たるようになってきた。

ここのせいだとは言い切れないんですけれども、台風のあれで畑島スタンドの屋根が剥がされたというのがあるんですよ。ここのせいだとは言い切れませんが、すごい強い台風でしたが。

でも、以前この工事をする前は、すごい木がいっぱいある場所で、すごい防風帯になっていた場所だと思うんですよ。役場の急傾斜地対策をしたのに逆に村内、集落内の所に風害が出てきたぞというふうになると厄介だなという思いがあって、この急傾斜に対して、人工的な防風対策というのはとれないのかなと思って、建設課の課長が不在だったので、職員にそういったものはないのか確認だけしておいてもらえませんかというのを、その後はちょっと聞いてないんですけれども、そのへんについての可能性とかいうのを何か課長聞いていませんか。

○建設課長（前田逸人君）

急傾斜の風対策、職員から聞いております。県のほうにちょっと確認しましたところ、急傾斜地崩壊危険区域内の斜面の防風帯を設置するのは、急傾斜地法の制限行為の一つでもあり、工作物を設置するとなると、県の許可が必要になるということでした。

その許可も防風帯が法面及ぼす影響などを計算して、斜面への影響が少ないものと判断されるものでなければ許可は下りないという形で、県のほうに確認をしております。

ですから、急傾斜地崩壊危険区域に防風帯というのは、ちょっと難しいところがあるんじゃないかなと考えております。

別な意味で、斜面以外で何らかの対策をとる必要があるんじゃないかなと、今後検討していかないといけないと考えております。

以上です。

○3番（藏 正君）

要するに、防風対策は難しいということなんですよ。

今のところ答えがないと、でも、これから台風の規模というのが、すごく大きな台風が出てくるようになってきていまして、それが何らかの形で、そういった既に風当たりが強くなっているぞと、今まで来ていない風が吹いてきているぞという話がありますので、何らかの対策、この急傾斜地じゃない場所とか、この急傾斜地に直接影響しないこちら辺の場所とか、何らかの形は考えていかないと。

今すぐというわけじゃないですけど、その状況を見て、村民の不安というのを払拭していかきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

議員のおっしゃるとおり、去年の9月でしたね、台風24号、役場側でもすごく風が吹きまして、枯れ木というんですか、通っているところもあるんですが、急傾斜地警戒区域、先ほども答弁しましたように、その区域内では少し難しいところがあると思うんですが、危険区域を外した場所で、何かの対策を検討する。先ほども答弁したんですけれども、やらないというわけじゃなく、検討していかないといけないと考えております。

○3番（藏 正君）

先ほどの答弁の中で、急傾斜地、この工事に影響を及ぼさない程度でという形でもできたりとか、その影響がどういう形で調べられるのかわかりませんが、この急傾斜地に防風帯を設置する。どれぐらいのものだったら設置できますよとかまで一応調べてですよ、最初からできないという、難しいというところをもうちょっと追求した形で、ある程度の防風帯ができるだけでも違うかもしれませんので、そのへんまでの調査をお願いしたいと思います。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

歳入なんですけれども、雑収の土砂搬入料5,000万円、これはトンネルの掘削によるもので、このような大きな金額になったとは理解をしておりますけれども、大和浜集落と大和村と建設残土処分場拡張計画の確認事項を行政と取り交わしてるんで

すよね、集落と。これ平成28年11月28日なんですけれども、この時の協議をされて、立木代246万6,090円、大和村から頂いた、集落として。

ところが、この土砂の搬入金額を見ると、これは総額で幾らなんですか。5,000万円が補正されておりますけれども、総額は幾らなんですか。土砂の搬入料だけで。

○建設課長（前田逸人君）

土砂の搬入料だけで、合わせて7,500立米で、8,100万円になります。

○9番（奥田忠廣君）

村長これね、8,100万円、私たち立木代として、集落は246万円いただいている。この時の、この確認書を僕らは間違ったと思ってるんですよ、今。搬入金額が多くなったときには、幾らか集落にも還元できるような確約書、確認書を作ったらよかったんです。今、思ってるんですよ。

これ240万円いただいておりますけれども、これでもね、今、大和村がもらっている、搬入料として大和村に入っている金額8,100万円です。約三十五、六倍の金額が入っている、大和村にね、土砂の搬入代として。

大和浜と確約した確約書の立木代というのは、1,000平米、15万2,000円で契約をしているんです、立木ね。それで、総額で246万円。これだけの金額が入るのであれば、恐らく、あなた方もこれだけの金額が入るといのは想像していなかったと思う。集落到何かの形で還元するなり、金を少しでも還元するのか、物で還元するのか、何か考えていただきたいと思うんです、これは。あなた方は、246万円払って、8,000万円入っているわけ。これは何か検討する余地があるんじゃないですか。

名音の入会地を福岡防衛省と沖縄開発庁（内閣府）が借りています。その借りた代金は、名音集落到全部還元されている。そういうことを考えても、大和浜集落到、これいつまでも8,000万も入るといことじゃないと思うんですよ。宮古崎トンネルの掘削残土、将来は大金久、戸円もあるでしょう。そこらあたりを考えて、やはり5,000万円以上のお金が入った時には、何かの形で集落到にも還元できるような対策は考えられないのか。

これは建設課に聞きます。これは村長に聞きます、直接。

○建設課長（前田逸人君）

すみません。答弁ではなく訂正させてください。

先ほど私、7,500立米と申しましたけれども、7万5,000立米の間違いでございます。申し訳ございません。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃる、お金の話でございますけれども、これは、これまでの集落との入会に対するやり方をこれまで参考にしながら残土場の立木の補償も、それなりに見合うような形で、我々も集落の御理解のもと、させていただいたというふうに認識しております。

議員のおっしゃるように、金額から見ますと、村がだいぶ恩恵を受けているような感じもありますけれども、これはこれまでの各集落における入会との兼ね合いの中で、集落の御理解をいただいた中で村はやっている関係でございますので、おっしゃるように応分のお金が村に入ってきておりますけれども、何か対価で返すということは、これまでも他の集落ではやっていないことでもありますので、その件については、また何と申しますか。今ここで、どういう形かどうかということは申し上げられませんが、これまでの慣例でやっているということを御理解いただければというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

村長、あなたのおっしゃるのはわかるんです。慣例でやっていると。

だから、名音の入会地に対しては、全部が名音集落にいつている。これ私たち大和浜は、やり方を間違えたと思っている。集落の役員会とか、集落の総会などで、この問題を出したら何か言われる。今後、土砂捨て場を増えるか何かあるときは、行政との確約というのは、いろいろ考えてやりなさいと言われると思うんですよ。ですから、今までどおりでやったんだということじゃなくて。

あなた方も8,100万円も土砂搬入代が入るとは思ってなかった。大和浜は226万円で契約した。もう40倍近い金が入っているわけですよ、だから、そこらあたりの考慮を何とかやっていけませんか。私たちは、集落に帰って、この問題を提起したら何か言われるんです、恐らく集落民に。

行政も、こういう時の金額が多く入った時には、何か還元するようなことを考えてますよと考える、今からでもいいから対応を考えていただきたいというのが、私の質問です。

いや、それは今まで慣例どおりやっているんだからとはねつけるということは、やるべきじゃないと思います。いかがですか。

○副村長（泉 有智君）

土捨て場に関しての経緯だけを御説明させていただきたいと思います。

既に、議員もおわかりのことと思いますけれども、この土捨て場は、最初は大和ダムの関係で土捨て場を確保いたしまして、その時も250万円ぐらいだったかと思い

ます。立木代として、大和浜と契約して支払いをしております。

そして、御存じのように、土地は村、立木は村集落という理解のもとでやっているわけですが、名音集落のものに関していえば、賃料が平米当たり1トン幾らかわかりませんが、大和浜の今回の面積と賃料と換算すれば、恐らく相当安い金額になって、これが何十年になるのかということと。金額だけの比較をすれば、そういう形になるかと思えますけれども、やはり、その集落に対して、その分の補償をやって、あと財政が村ということですので、村全体への貢献をしていただくというふうな形で理解をしていただいたものだと思っております。

やはり、土捨て場につきましては、当然立米幾らという想定をしておりますので、将来の土砂搬入が、このくらいになれば、最終的には何億というような収入の見込み額というのを見込みながら整備をしたわけですが、やはり金額が上がれば上がるほど、その集落への補償額ということとあわせて、またそれと別に集落へ何かのお礼の意味も含めて、また別の形での還元をするというような形なんかも考える必要が、今後でてくるかとも思うところですが、これまでの土捨て場の経緯を御説明いたしまして御理解いただいているものだと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

経緯は、僕らもわかってるんですよ。わかっとして私は質問している、経緯を。

あなたが経緯を言う必要ない、これは経緯は、あの立木は大和浜もの、土地は村のものといえますけれども、この土地、造成が終わったときに大和浜に返すということもなっているわけです、これは。

ですから、このような大きな金額が大和村の収入として入ったときには、何かの形で集落にも還元できる方法はないかと、私は言ってるんですよ。一口に言えば、それは、いつもやっていることだからいいんだよというようなことじゃないんです。村長、そうじゃないですかね。

○村長（伊集院 幼君）

皆さんの御理解の中で、こうして公共工事がスムーズに進められていることは、大変ありがたいと思っています。

そういう中では、赤土対策とか、いろんな形で、あそこに村も歳入が入った分投資をして対策を講じているわけでもございまして、そっくりはないわけでもございまして。議員のおっしゃるように、我々も本当に集落にどういう形で還元できるかということは、副村長がさっき説明したように当初で我々も議論もしたところでもございます。

しかし、これまでの流れでやっているものですから、これ以上の立木代という形は、流れができないということでありましたので、そういう形で取り交わしもさせていただいたところでもございます。

今後、どういう形ができるかどうか、ちょっと我々も今即答はできませんけれども、それぞれの地域にある入会の形で集落にお願いをして、いろんな形で協力をいただいている場所でもございますので、何らかの形は、また今後どういうことができるか我々をほうで検討させていただいて、これを集落におろすとかいうことは、まだできないんですが、また情報を差し上げながら、いろんな形が検討できればというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

ぜひ、いろんな検討をなされたいと思います。

この公園費、繰越明許になっていますけれども、これはどういう事業、水道、水対策といいましたけれども、基本的にどのような事業なんですか、ちょっと説明してもらえませんか。水は何回もやってる、あそこは。

○産業振興課長（郁島武正君）

4ページの第2表にある繰越明許費1億400万円につきましては、平成30年度

当初からやっている事業と、平成30年度補正費についての事業の二つに分かれています。水関係は、30年度の補正で付いたものを6,000万円、その事業の内容でございますが、議員がおっしゃるようにフォレストポリスは、水の安定供給がなかなかできなくて、トラブルが続いているということで、それを抜本的に解決するために、今現在キャンプ場は地下水をくみ上げて、キャンプ場周辺だけ水を賄っております。キャンプ場につきましては、水のトラブルは皆無とっていいほどないんですが、その・・・地のほうが、まだ山水を利用しているものですから、安定的に供給できないということで、キャンプ場の地下水くみ上げ施設をちょっと整備をして補強をして、上に地下水をくみ上げて上に送ると、水辺の広場で一旦また受けて、そこからまた上・・・地まで送るの二段構えで安定した水を供給しようという事業でございます。

まず、既存の地下水の浄水施設も山水の浄水施設も、そのまま残して、もし地下水くみ上げ施設の故障等に備えて二本立てで、フォレストポリスをカバーしようという事業を奄振でやろうというものでございます。

○9番（奥田忠廣君）

この事業をやれば、今後フォレストポリスの水は全面的に解決できるという理解

でよろしいですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

小さな修繕をたびたびやるよりは、一度抜本的な改革といたしまして、それが一番いい、今ある施設を利用しながらですから、管のほうも既に上まで布設されておりますし、それを利用した形ですということでもあります。

もう大分改善される事業だと思います。

○9番（奥田忠廣君）

改善じゃなく、完全にできるということ。

○産業振興課長（郁島武正君）

完全に、水量は十分ありますので、機械の故障さえなければ完全に解消されるということです。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

2点ほどお伺いいたします。

11ページ、款3民生費、目16障害者自立支援給付事業296万余り補正しておりますが、これは村内で利用されている方々は、今現在何人ぐらいいるのか。また、この交付金は、どのような形で事業に使われているのか、少し詳しく説明いただきたいと思います。

もう1点が14ページ、款9教育費、目2事務局費1,450万円、これ先ほど総務課長からも説明がございましたが、この修繕費350万円というのは、去年の12月議会でも出ましたが、小学校、中学校へのクーラーの設置費にかかっている費用かなと思いますが、少し聞いたんですけど、教室には補助金があり、多目的室設置には補助金が下りなかったという、少し話を聞いたんですが、なぜ多目的室には補助金が下りないのか、少し説明いただければと思います。

○保健福祉課長（神田雄一君）

前田議員から質問がありました障害者自立支援給付事業なんですけど、これは村外の施設とホームヘルパー障がいですね。

それと就労支援型のB型とか、現在平均54件ほど行っております。以前と比べて居宅のほうが増えたための増額でございます。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

前田議員のほうからございました教育費の1,450万円の事務局費の組み替えにつき

ましてです。議員がおっしゃいましたように、クーラー、空調の設置事業、12月に補正をさせていただきまして、これが交付決定になりまして、村債に普通教室のみが対象でありまして、多目的教室は対象外ということでございました。

それにつきましては、もともとが普通教室に設置するための事業であるということで、交付金の要項となっておりましたので、それにつきましては普通教室及び特別教室のみが対象という形でなっているという説明させていただきます。

○1番（前田清和君）

先ほど保健福祉課から御説明がありましたが、54件、これは個人に給付という形じゃなくて、いろんな施設、村外、すももの会とかも入っているんでしょうか。

○保健福祉課長（神田雄一君）

すももの会のほうは、ボランティアで行っております。

○1番（前田清和君）

ボランティアでって、僕もボランティアをいろいろやりますけど、ボランティア活動には、どうしても限界があるということで、村外施設、ユーアイとか、いろんな自立支援の業者は奄美市にもたくさんあります。すももの会にもボランティアじゃなくて、やはり少しすももの会のボランティアの方々が、もっと動きやすくできるように、そういう部分でも支援はしていただけたらと思うんですが、いかがですか。

○保健福祉課長（神田雄一君）

国の補助事業でありますので、すももの会を補助金等なりする場合には、NPOか立ち上げて、県のほうに届け出を出さなきゃいけないんですけど、そういうことで就労支援のB型で、そういう事業所として作業を行った場合には、補助金等も収入が入ると思います。

○1番（前田清和君）

ぜひ、そういう補助事業として、すももの会も、もし活用できるのであれば、これからやっぱり検討していただいて、大和村にもそうのが少しでもいただければなというふうに思いますので、ぜひまた検討してください。

あと先ほど教育事務局長からありましたけど、クーラーの設置ですよ、最初から教室には補助金が入る、多目的教室には入らないというのを理解しつつ、この多目的にクーラーを入れたんですか。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

この交付金事業が始まった際に、県のほうから連絡がございまして、こういう事

業が始まりますという形で審査を上げさせていただきました。

はじめの交付金の申請の交付金要項には、そこについては明記はございませんでした。今後には普通教室という形でございました。

そのため、こちらとしましては、そのたび必要な場所、もちろん普通教室は、すべて設置したいという形で考えておりました。

あわせて、子どもたちが常時使う場所、そして避難所としても活用できる場所という形で、多目的教室についても設置をしたいという思いで計上させていただきました。

その事業につきましては、交付金事業におきまして、交付決定によりまして、普通教室のみというふうになりましたけれども、こちらとしましては多目的教室についても設置することで進めてまいりたいと思います。

○1番（前田清和君）

最後になりますが、これがクーラーの設置が大体夏ぐらいまでに設置をするという話も聞かせていただいております。

村内で18基、予定設置ということで、教室と多目的教室。今後やはり各学校で、ここにも設置してもらいたいとか、学校のほうからそういう依頼があったときに、1機、2機追加したり、学校の要望にしっかりと耳を傾けていただいて、何百万もするクーラーじゃないと思いますので、しっかりこの31年度、今後クーラー設置、必要な場所には1機でも2機でも、やはり子どもたちが授業をしていく上で、また学校の中において、やはり国も進めている事業ですから、大和村も率先して課題に向かっていただきたいなと思いますので、ぜひ頑張ってください。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

質疑についてですが、村議会の会議規則では、3回までとなっておりますが、強は、ちょうど午前中の全員協議会で、回数制限等についての協議をしたところでありました。

わかりやすい議論、充実した議論のために、また改善・改正を図っていきたいと思いますので、村当局の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第6 議案第2号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（勝山浩平君）

日程第6、議案第2号、平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入におきましては、保険給付費補助金の減額があり、そして、歳出におきましては療養給付費等高額療養費の増額など、歳入歳出それぞれ5万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（神田雄一君）

内容の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,766万9,000円としようとするものです。

7ページの歳入から説明申し上げます。

款 3 県支出金、項 1 県補助金 5 万円の増は、特別調整交付金の実績見込みにより減額いたします。

8 ページの歳出を説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費の 6 万円の増は、システム改修によるものです。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費の 512 万円の減は、退職者被保険者の該当者がいなくなったためによるものです。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費の 512 万円の増は、医療費の増によるものです。

款 4 保健事業費、項 1 保健事業費の 32 万円の増は、筋膜マッサージの委託料の増によるものです。

款 7 諸支出金、項 2 繰出金の 74 万円の減額は、国保診療所への繰出金を減額するものです。

9 ページをお開きください。

予備費において 31 万円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑をなしとします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第 7 議案第 3 号 平成30年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第 7、議案第 3 号、平成30年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 4 号）について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入におきましては、診療収入増により繰出金の減額、歳出におきましては、一般管理費の時間外手当など、歳入歳出それぞれ115万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（神田雄一君）

内容の説明を申し上げます。

大和村大和診療所特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,850万8,000円にしようとするものです。

7 ページの歳入から説明申し上げます。

款の 1 診療収入、項の 1 外来収入の15万8,000円の増額は、国民健康保険、後期高齢者保険の診療報酬と一部負担金の増、社会保険その他診療保険の診療報酬の減によるものです。

款 3 繰入金、目 1 一般会計繰入金の56万8,000円の減額は、診療報酬等の増によるものです。

款 3 繰入金、項 2 他会計繰入金の74万円の減額は、診療報酬等の増によるものです。

次に、8 ページを説明申し上げます。

款の 1 総務費、目の 1 一般管理費の115万円の減は、歯科診療報酬の減によるものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑をなしとします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第8 議案第4号 平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第8、議案第4号、平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては、保険給付費の増額に伴う国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の増額など、歳出におきましては、システム改修負担金の計上、奄美大島地区介護保険一部事務組合負担金の減額など、歳入歳出それぞれ139万3,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（神田雄一君）

内容の説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億8,818万2,000円にしようとするものです。

５ページの歳入から説明申し上げます。

款の３国庫支出金、款の４県支出金、款の５支払基金交付金、款の７繰入金、目の１介護給付費繰入金の増額は、保険給付費の増によるものです。

款の３国庫支出金、目の４その他補助金は、システム改修のための補助金です。

款の７繰入金、目の４その他一般会計繰入金の減額は、奄美大島地区介護保険一部事務組合負担金の実績確定による減額によるものです。

次に、６ページの歳出を説明申し上げます。

款の１総務費、項の３介護認定審査会費の減額は、奄美大島地区介護保険一部事務組合負担金の実績確定によるものです。

款の２保険給付費、項の１介護サービス費等諸費の200万円の増については、居宅介護サービスの利用者の増によるものです。

款の５地域支援事業費の増は、大和まほろば福祉祭りでの講師謝金の増です。

７ページをお開きください。

予備費において、36万1,000円減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（勝山浩平君）

日程第9、議案第5号、平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入におきましては、繰入金の減額、歳出におきましては重機借上料及び工事請負費の減額など、歳入歳出それぞれ1,440万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,440万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,933万5,000円にしようとするものです。

8ページをお願いいたします。8ページの歳入から説明を申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の1,440万円の減額は、歳出額の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、10ページの歳出について、御説明申し上げます。

款 2 事業費、項 1 事業費、目 1 農業集落排水事業東部地区につきましては、平成 30 年度事業の確定に伴い、使用料及び賃借料、工事請負費、合わせて 440 万円を減額計上いたしました。

また、同じく目 2 農業集落排水事業中部地区につきまして、使用料及び賃借料、工事請負費、合わせて 1,000 万円を減額計上いたしております。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3 番（藏 正君）

集落座談会の中でも出てきたんですけども、敷地内工事の自己負担分について、負担額は西部地区から固定の金額でやっていくという話だったんですけども、工事単価が上がってるんだったら、それは平等にならないんじゃないかということで、座談会の中でも意見があったと思います。

いろいろ考えてみると、その当時の平均工事価格が 16 万円でしたっけ、それぐらいの単価から上がっているのか、上がっていないのか、そのへんの検討というのはついていらっしゃるんですか。

例えば、この事業自体がちょっと当初の期間から相当進捗状況、遅れてますよね、その遅れた理由の中に、工事単価が上がっているという説明がありました。

いろんな材料費が上がったりとか、上がったというのがあって、この工事も遅れてるんですよという意見がありましたけれども、それだったら、その個人が行う工事についても単価が上がってるのが想定されると思うんですよ。それだったら、その上がった分についての補助金の見直しというのは必要じゃないかなという意見だったと思うんですが、それについて、どのように考えますか。

○村長（伊集院 幼君）

私たちといたしましては、これまで西部地区同様やっていくべきじゃないかということで進めてきました。

議員のおっしゃるように集落座談会でも材料費の値上がりとか、人件費の値上がりとかというのが、最近頻繁に値上げをしている状況でございまして、今年度も 4 月から人件費も上がるような話も聞いております。

おっしゃるように我々はスタートしてから、設計をしてから大分期間が経っておりますので、やっぱり定期的に期間ごと、毎年じゃなくても 5 年置きとか 10 年置き

とかという定期的な、やっぱりそれは検証をしながら、どういう形でやっていくかということをしてこうして見直しをしなければならないんじゃないかというのは、この間、意見が出た中で我々も今、前には進んでおりませんが、そう感じたところでもございます。

今後、そういうことも検証しながら、やっぱり加入率を上げていく取り組みにもつながっていくと思いますので、その点については、また今後我々として方向性を示す検討も進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

1点だけですが、この1,440万円、平成30年度で予算を組んで、結局事業ができなかったという結果だと思うんですよ。

中部地区も30年度で大棚に処理場ができ、31年度からは一部供用が始まるというふうにも思っていましたけど、そこが進まなかった。

また東部地区においても、今、大和浜やられていると思いますが、同僚議員からもよくありますけど、湯湾釜、国直は、おおよそのでいいんですけど、大体当局として、あと中部地区は、あと何年後に完全供用になるのか、一部供用じゃなくて、東部地区は国直、湯湾釜も含めて、完全に排水事業ができるかというのを、もしわかっておるんであればお聞かせください。

○建設課長（前田逸人君）

東部地区について先に御説明申し上げます。

東部地区、大和浜集落から国直集落なんですが、平成23年から今のところ計画で、平成32年までの10カ年計画になっております。

東部地区につきましては、平成31年、32年で湯湾釜、国直地区に今のところ入る予定でございます。

中部地区につきましては、平成24年から始まりますとして、平成32年の9カ年計画になっております。

大金久地区につきましては、全部すべて管路は布設しておりまして、あと大棚地区につきましては、31年度は処理場の上屋のほうを建設しまして、32年度までに管路布設をすべて完了する予定ではあります。

ですが、今後は国の方針によって予算が付き次第、そこは若干遅れて予算が付かないときもございますので、また32年度まで完全に終わるということとは言ってない

ところでございます。

以上です。

また、補正による減額の理由でございますが、予算が若干減額になっておりまして、そこで重機借り上げと、工事請負費については、これは単独の工事でございます。重機借り上げの減額の理由としましては、掘削しまして水道管が出てきたとか、構造物が出てきたということでありましたけれども、それが現場におきましたら、今年度は出てこなかったというところでございます。

工事請負費の減額につきましては、ある程度末端工事、集落内の隅部ですね、端部の所に1回予定がございまして、工事量が少なくなった分、そこまでたどらなかったということで、来年度に施工したいと考えております。これは東部地区、中部地区についての減額についても同じ理由でございます。

以上です。

○1番（前田清和君）

よく感じることなんですけど、こういう事業は、やっぱり国の補助金を使ってされてると思うんですけど、業者に対しての発注ですよ、事業の、いつも見えますと、年度末に皆さんバタバタしてるんですよ、年明けてから、結局その年度年度の年度末で事業が終わらなかったというふうに私自身は感じるんで、これ事業者に対しての発注、補助金をもらって、できれば秋ぐらいからとか、年度末バタバタしないような、そういう発注の仕事のやり方というのは、行政は少し検討するべきだと思うんですが、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

議員のおっしゃるとおり、年度末に集中して集落排水事業ではなく、道路改良工事、ほか住宅改修とかございまして、年間の工事発注の平準化を目指しているところではございますけれども、計画して何とか改善したいと考えておるんですけども、年度末に集中するというのが現状でありまして、そこを解消するためにも、なるべく早く発注をして、年内平準できるような形で努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第10 議案第6号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（勝山浩平君）

日程第10、議案第6号、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては、保険料の増額、歳出におきましては後期高齢者医療広域連合納付金の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ159万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（神田雄一君）

内容の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,138万円にしようとするものです。

5 ページに歳入から説明申し上げます。

款の1 後期高齢者保険料の増については、調定の増額によるものです。

次に、6 ページの歳出を説明申し上げます。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者保険料の増によるものです。

予備費において、28万2,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 平成31年度大和村一般会計予算について

日程第12 議案第8号 平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算について

日程第13 議案第9号 平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第14 議案第10号 平成31年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第15 議案第11号 平成31年度大和村介護保険特別会計予算について

日程第16 議案第12号 平成31年度大和村集落排水事業特別会計予算について

日程第17 議案第13号 平成31年度大和村大和の園特別会計予算について

日程第18 議案第14号 平成31年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（勝山浩平君）

日程第11、議案第7号、平成31年度大和村一般会計予算について、日程第12、議案第8号、平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、日程第13、議案第9号、平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算について、日程第14、議案第10号、平成31年度大和村大和診療所特別会計予算について、日程第15、議案第11号、平成31年度大和村介護保険特別会計予算について、日程第16、議案第12号、平成31年度大和村集落排水事業特別会計予算について、日程第17、議案第13号、平成31年度大和村大和の園特別会計予算について、日程第18、議案第14号、平成31年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の案件を一括議題といたします。

平成31年度各会計当初予算編成にあたって、村長に施政方針及び提案理由並びに議案の説明を求めます。

なお、各特別会計の内容の説明については、議案日程の順序を問わず、各関係課長において、関係する議案の説明を一括して行い、内容については、簡潔にお願いをいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成31年度の予算並びに諸議案を御審議いただくにあたり、村政に対する所信を明らかにするとともに、主要施策と予算の概要を申し上げまして、一般会計並びに各特別会計予算の提案理由とさせていただきますので、議会並びに村民各位の御理解と、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それではまず、本村を取り巻く財政状況について申し上げます。

本村の財政運営に大きな影響を与える国の平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成30年度予算までの政府の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されたところであります。

また、「経済・財政再生計画」では、平成32年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持し、国の一般歳出については、増加を前提とせず歳出改革に取

り組み、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、特に改革の重点分野として歳出の効率化などに取り組むこととされております。

このような方針に基づいて編成された平成31年度の国の一般会計予算の規模は、前年度対比3兆7,443億円増の、101兆4,571億円で、基礎的財政収支対象経費は75兆9,209億円となっております。

鹿児島県においては、扶助費の増加や公債費が高水準で推移するなど厳しい状況の中、行財政改革推進プロジェクトチームを中心として、事務事業の見直しをはじめとする歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革に取り組んだ結果、平成31年度においても財源不足の生じない予算編成が実現できたところであります。

臨時財政対策債などを除いた本県独自に発行する県債残高は、着実に減少しているものの、公債費については、引き続き高水準で推移することが見込まれているところであり、今後一層の高齢化の進行や社会保障制度の改革により、扶助費が引き続き増加する傾向にあることから、今後も、歳出改革等を着実に推進し、経済再生と財政健全化の双方の実現に向けて取り組むこととしているところであります。

それでは、平成31年度、本村の行財政の基本方針について申し上げます。

平成31年度は、5月には新たに元号が変わる年にあたるため、新たな年度にふさわしく、本村が大きく飛躍する年になりますよう、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標である、「大和村の特徴を活かした働きがいのある就業の場を創出する」、「大和村の魅力を発揮し、新しいひとの流れをつくる」、「若い世代が安心して結婚・出産・子育てを楽しめる環境をつくる」、「全ての村民が主人公となり、やりがい・生きがいを感じる地域をつくる」の4つの基本目標について、平成31年度に検証・見直しを行い、次期計画に向けて進めてまいりたいと思います。

本村も、近年の大型事業の実施等により、県同様に厳しい財政状況ではございますが、これまで、「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を基本理念に、諸施策を推進してまいりました。

しかし、依然として約85%を依存財源に頼らなければならない財政状況下であるため、国の地方財政対策に留意して予算編成を行ったところであります。

本村の歳入の52.2%を占める地方交付税においては、平成23年度以降は減少傾向にあり、国の動向は不透明な状況にありますので、今後も財政運営は厳しい状況が続くものと予想しております。

しかし、限られた財源の中で行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図ることを第一に、鹿児島県への研修生派遣と割愛人事や一部事務組合等への職員派遣、各種研修会の開催を行うなど、人材育成に努め職員の資質向上を図りながら、全職員が「最小の経費で最大の効果」を念頭におき、より効率的な行政を進めるために、

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 農林水産業の振興による雇用創出と観光振興による交流人口の拡大
- (3) 企業誘致と定住促進対策の拡充
- (4) 子育て支援の推進
- (5) 道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進
- (6) 安全・安心な大和村づくり

以上、6つの基本方針を定め予算編成を行いました。

次に、予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は、28億3,366万4,000円となりました。

主な内容といたしまして、歳入におきましては、地方交付税、国庫支出金、村債、県支出金、繰入金で歳入総額の約9割にあたる25億1,409万1,000円を見込みました。

歳出におきましては、奄美群島成長戦略推進交付金事業として、前年度対比9,315万7,000円増の1億5,464万6,000円を計上いたしました。

また、民間バス事業者の路線バス廃止に伴うバス運行の委託費や、子育て支援対策及び、定住促進対策を充実して予算計上するほか、村民に身近な生活基盤の整備や扶助費等については財政上可能な限り取り入れる一方、経常経費の抑制に努め、財源の効率的な配分に努めました。

次に、基本方針実現のための主要施策について申し上げます。

まず1点目は、「行財政改革の推進」についてであります。

ここ数年の起債の繰上償還の実施や新規発行起債の抑制等により、地方債残高はピーク時の半分以下に減少してきておりますが、今後も少子高齢化対策や各特別会計への繰出金、そして地域活性化のための新たな財政需要も増えてくるものと予想されます。

このため、引き続き行財政改革を推進し、行政事務全般における見直しを行うとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をはじめとする財政指標の改善を図るべく、歳入歳出の徹底した見直しを図り、健全財政の確立に努めてまいります。

また、奄美の観光振興による地域振興や地方創生が叫ばれる中で、奄振事業への

取り組みなど、更なる地域振興策や企画力の充実がますます重要になるため、平成30年度に企画観光課を新設致しました。引き続き、世界自然遺産登録の推進や、観光への取組と受入体制の整備を図ってまいります。

歳入につきましては、村税の適正課税と収納率の向上に努めるとともに、平成29年度からふるさと納税サイトへ加入し、寄附金のPRを図っておりますが、平成30年度に民間企業と連携し、村独自の黒糖焼酎「開饒」が完成させるなど、今後とも新たな返礼品発掘にも取り組んでまいります。また、引き続きホームページや合同会社と連携し、情報発信に努め、財源の確保を図ります。

また、各種事業の実施にあたっては、国・県の動向を注視しながら、補助事業を優先するほか、村債についても辺地債や過疎債など、できるだけ交付税措置率の高い、有利な起債を導入するなど引き続き後年度負担の抑制に努めます。

村税等の未収金対策については、重点課題ととらえ、総務課、住民税務課、保健福祉課で連携を図り、村民に不公平感のないよう徴収体制の強化を図りながら、収納率の向上による自主財源の確保に努めます。

歳出については、今年10月には消費税増税が見込まれる中、経費の節減合理化を図り、消費的経費の抑制に努め、特にここ数年上昇してきている物件費の抑制に努めます。

2点目は、「農林水産業の振興による雇用創出と観光振興による交流人口の拡大」についてであります。

農業の振興につきましては、

- ① 近年栽培を推奨しております、マンゴーや津之輝、パッションフルーツ、の栽培技術指導を徹底し、「果樹の村」としての再活性化を図りながら、耕作放棄地解消対策と併せて新たな換金作物としてシマアザミの試験栽培に取り組むほか、本村の推奨品目である「福元だいこん」、「福元いも」の、栽培面積拡大と銘柄確立を図り、農家所得の向上に努めます。
- ② 基幹作物である、すもも・たんかんについては、今後とも、土づくりのための有機質堆肥や肥料の助成及び苗木の購入に対する助成を引き続き実施し生産量の確保に努めるほか、すもも選果場の再整備により、選果機能の充実を図ると共に、農家の後継者不足による生産力の低下減少対策として、合同会社と連携し、一次産業の充実に努め、村独自の苗木の生産にも取り組んでまいります。
- ③ 鹿児島県の食の安心・安全推進基本計画に基づき、かごしまの農林水産物認証制度におけるすももの認証取得「K-GAP」を引き続き推進し、農家の所

得向上と消費者が安全で安心して購入できるよう取り組みます。

- ④ 湯湾釜選果場の運営については、引き続き村直営で行うほか、賃金形態の見直しを行い、村内雇用の確保に努めます。また、効率的な選果を行うため家庭選果を徹底させ品質の向上を図ります。
- ⑤ 販売については、あまみ農協と連携し、K-GAPの有利性を活かした高単価での取引ができるよう取り組みます。
- ⑥ 「すももフェスタ」については、村内外において大好評であり、大きなPR効果があることから、幅広い年齢層の人たちが気軽に参加できるイベントとなるよう、更に内容を充実させて開催に取り組み、参加者の増加に対応した効率的な運営により、新たな商品開発や販路の拡大に努めます。
- ⑦ 名瀬中央青果市場への集出荷委託事業については、高齢農家の生産意欲も年々向上してきていることから継続実施するほか、特に大棚から今里集落までの西部地区の新たな出荷者の掘り起こしを行います。また、平成31年度においても、最多出荷者の表彰や、島内研修会等を継続して開催し、生産意欲と所得の向上や高齢者の生きがいづくりにも取り組みます。
- ⑧ 大和まほろば館については、喫茶販売部門や農産物などの直売所の充実に努めるとともに、30年度に開始したオンラインショップを活用して、島内外へ情報発信を行いました。31年度においては、更なる周知に努めてまいります。
- ⑨ 特産品の開発については、特産品開発グループと連携を図り、様々な視点から特産品の更なる充実に取り組みます。
- ⑩ 農地の維持管理組合等が行う地域活動や営農活動に対し、多面的支払交付金を有効に活用し、継続して支援を行います。
- ⑪ イノシシ等による農地への侵入を防止するため、鳥獣被害対策実践事業を活用し、侵入防止柵を計画的に整備してまいります。捕獲については、地元猟友会と連携を図り、箱罠を活用するとともに、緊急捕獲活動支援事業を実施し、農作物の被害防止に努めます。
- ⑫ 3年目になる合同会社「ひらとみ」については、引き続き農作業受託や特産品販売事業を展開しながら、法人としての自立を目指します。また、商標登録を申請している「うんまま」や「福元野菜」の販売促進に努めてまいります。その他、毛陣地区の実証・体験農園は、これまでどおり臨時職員を雇用し管理させ、防風林対策については、植栽した防風林の管理や、補強等について、認定農業者の指導を仰ぎ、早期育成に取り組みます。また、農家の研修の場や、

学校・社会教育と連携した収穫体験の実施や、福元地区においては観光農園として整備を進めながら、「福元いも」の生産拡大に取り組み、地域営農組織と連携し、「福元だいこん」のブランド化、高付加価値化を図るため、品種の統一に取り組みます。また、耕作放棄地解消事業については、合同会社ひらとみと委託契約を継続し、新たな事業として平成30年度に実施できなかったシルバー人材を活用した取組や、移住定住の促進などの業務についても、合同会社ひらとみが効果的に機能するよう庁内で検討を進めてまいります。

- ⑬ 農業委員や農地利用最適化推進委員による本村農地の最適化を図るほか、農地の利用促進については農地中間管理機構へ遊休農地や耕作放棄地の情報提供を実施し、農地の有効活用に努めます。

林業の振興につきましては、

- ① 里山林総合対策事業による枯損木伐倒及び樹幹注入を実施し、森林保全や景観保全に努め、森林の公益的機能の増進を図ります。
- ② 特用林産物であるシイタケやシキミの栽培についても種駒、苗木、肥料等の村独自の助成事業を継続して行います。また、制度の周知を徹底することで生産量の増加と生産意欲の向上に取り組みます。
- ③ 病害イノシシやカラスの駆除等、村単独事業として継続するとともに、生息域が内陸部まで侵入してきているノヤギについては、環境省、近隣市町村とも連携を図ることで、より効果的な駆除に努めます。

水産業の振興につきましては、

- ① 離島漁業再生支援交付金を活用し、生産安定による漁家所得の向上に努めます。また、関係機関と連携し、シラヒゲウニの再生へ取り組むほか、モズクの藻場としての管理を継続してまいります。
- ② サンゴ礁保全対策事業により、サンゴ礁の多様性を維持し漁場環境保全を図ります。
- ③ 出漁機会の減少対策として、引き続き燃油助成を継続実施するほか、漁具購入助成については、実施要綱の見直しを図り漁業関係者の所得向上につなげてまいります。
- ④ あまみ漁協大和支所の敷地内に整備した水産加工施設については、まほろば大和漁業集落と連携し管理運営に努めるほか、新たな水産加工グループの設立を支援し、加工施設の有効活用を図り、地場産魚介類の地産地消に努めてまいります。

- ⑤ 今里漁港、名音漁港のトイレについては、洋式化を実施する他、これまで集落のボランティアで行われていたトイレの管理については、両集落へ委託を行い、適正な管理に努めます。

商工業の振興につきましては、

- ① 村内の商店は、村外消費の増加などにより厳しい経営状況にあるため、あまみ商工会への助成を行い、商工会による経営改善普及指導等を支援します。また、元気度アップポイント事業を拡大継続し、村内商店の利用促進を図ります。
- ② 年々青年団が減少していく中で、連合青年団主催の「ひらとみ祭り」については、引き続き助成を行うほか、開催準備等について積極的に支援を行い、来場者の大和村へのイメージアップにつながるよう、全面的な協力体制で取り組みます。

観光の振興につきましては、平成31年度においては、奄美群島は国立公園指定後の注目度の高さや、関東・関西からの格安航空路線の就航、また、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放送に伴うオープニングで宮古崎が放映されたことで、村外から多くの方が訪れ全国へ大和村を発信できたことにより、今後ますますの交流人口増が見込まれるほか、世界自然遺産候補地として推薦されていることを踏まえ、鹿児島県と連携を図り、奄美トレイルコースの村内選定を行うとともに、村内の観光振興を図り、受け入れ体制の整備充実に取り組んでまいります。

- ① 皇室献上品である、すももの更なるブランド化と品質管理を徹底し、引き続きトップセールスによる、本村の特産品の販売キャンペーン及び観光資源のPRを、鹿児島・関西・関東などで行い、販路拡大や観光客の誘客活動に努めます。
- ② あまみ大島観光物産連盟による着地型観光に向けた組織作り（DMO）への連携協力と「あまみシマ博覧会」へ本村の観光商品を掲載し誘客を図るほか、地域に埋もれた観光資源である新たな体験プログラムの発掘に取り組みます。
- ③ 奄美フォレストポリスの管理については、指定管理者との連携を基に、利用者へのサービス向上を図り、村独自の各種イベントの開催やスポーツ合宿等を通して、奄美フォレストポリスの利用促進を図りながら、交流人口の拡大と、使用料等の見直しを図り経営の安定に努めます。
- ④ 県の「魅力ある観光地づくり事業」、「地域振興推進事業」を活用し、奄美大島本島における西側の観光ルート整備に取り組むほか、教育委員会と連携し、村内における観光素材の発掘を行い村内観光の充実を図ります。

- ⑤ NPO法人による「大和村集落まるごと体験事業」への支援を継続実施し、村内全域を観光ルートとする取り組みを行うとともに、奄美群島地域通訳案内士を活用した訪日外国人の受け入れ体制づくりに取り組みます。
- ⑥ 交流人口の拡大につながる全国版のスポーツイベントである、ジャングルトレイルやチャレンジサイクル等のイベントについては、今後も開催について支援を行い、村のPR等につなげてまいります。
- ⑦ 大和村の魅力を発信するため、観光ガイドブックやドライブマップの活用及びホームページでの観光情報掲載を充実させることで、現在ある資源の有効活用に努めます。
- ⑧ 奄美満喫ツアー等で本村への誘致活動を行い、交流人口の増加及び継続的な交流を図ります。また、東京の和光高校や明治大学、鹿児島国際大学等との交流を継続し、大和村ファンの育成や若者目線での意見を聴取する場を設け、観光振興に活かす取り組みを行います。
- ⑨ 本村の観光大使の「城南海」さんや「つむぎんちゅ」、「奄美島唄デュオ：すもも」を活用し、全国へ向け本村のPRやイベント実施についても取り組みます。

3点目は、「企業誘致と定住促進対策の拡充」についてであります。

企業誘致の推進につきましては、大和村企業誘致立地等促進条例の改正を行い、環境整備の充実を図りながら、企業誘致の実現に向けて積極的に取り組みます。

また、平成31年度は、個人事業者が行う「起業」についても、奄振交付金を活用したリーディングプロジェクト推進枠のテーマの一つである「奄美らしい観光スタイルの構築」において、住宅宿泊事業、いわゆる「民泊」が推奨されておりますので、本村といたしましても、今後の観光客増加による村内宿泊施設の不足を早期に解消するための手段として、民泊事業を起業する取り組みについては、重点課題と捉え、支援策を進めてまいりたいと考えております。

定住促進対策につきましては、平成30年度に村独自の住宅改修助成制度を設けるとともに、空き家改修での定住住宅確保を実施しておりますが、引き続き継続することで、大和村まち・ひと・しごと総合戦略で設定した、将来目標人口の実現に向けて、各種施策をさらに強化して（まいります）取り組みます。

- ① 出産祝金をはじめ、育児助成金、新築住宅助成金、里親助成金、今里親子留學助成金等の交付を引き続き行い子育て支援に取り組みます。
- ② 人口減少対策として、転出した村出身者のUターンを促進するため、大和村

振興基金奨学金利用者を対象として、大和村へUターンした場合は、その返済に対して助成を実施します。

- ③ 住宅の確保については、定住促進住宅1棟を新築するほか、空き家を活用することで、更なる住居の確保に努めてまいります。
- ④ 公営住宅については、「大和村公営住宅等長寿命化計画」により年次的に修繕等を行いながら住居の安全性の確保に努めます。
- ⑤ 個人が行う空き家改修に対する助成制度を継続実施するとともに、新たに現在住んでいる住宅についての改修助成制度も併せて行い、集落内空き家の解消と有効活用、転入者の住居の確保、村内居住者の転出抑制に努めます。
- ⑥ 平成29年度から実施しております、村営住宅家賃助成制度を引き続き実施し、転出抑制に努めるほか、31年度は、全入居者を対象にアンケート調査を実施し、入居者に快適な住環境を提供することに努めます。
- ⑦ 本村在住のIターン者から本村の魅力や不足していることなどに対する意見を聴取する場を設け、定住促進に活かす取り組みを行います。

4点目は、「子育て支援の推進」についてであります。

すべての村民が安心して、生きがいのある生活を送るには、健康が大切です。そのために村民の健康管理の支援を行うとともに、子育て支援を拡充するほか、子どもの学習意欲向上のため教育環境の充実に努め、人間性豊かな人づくりに努めてまいります。

- ① 平成29年度から実施している0歳から1歳の子どもを受け入れる小規模保育を継続しながら、有資格者不足による人材確保に努め、大和村に住んでみたいと思えるような環境を整え、子育て支援の強化に努めます。併せて、村外の認可保育施設等を利用する保護者に保育料の助成を継続し、子育て支援の充実を図ります。
- ② 平成29年度から準要保護世帯と一般世帯への就学援助費を増額いたしました。31年度においても引き続き、準要保護世帯の学校給食費の全額助成を行います。また、準要保護世帯新入学児童生徒学用品費の入学前支給を平成31年度入学対象者から実施し、子育て支援の強化に努めます。
- ③ 乳幼児から高校卒業時までの医療費無料化を引き続き実施し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。
- ④ 少子化対策は重要な課題でありますので、引き続き延長保育や土曜保育を実施するほか、放課後児童クラブへの助成を行うとともに、村単独の出産祝い金

や育児助成金を支給し子育て支援を行います。

- ⑤ 各学校におけるＩＣＴ環境の整備充実のため、無線ＬＡＮの整備及び共有サーバー設置を行い、教育環境の整備を図ります。
- ⑥ 学校教育の補完的役割を目的として、学ぶ機会を増やし、子ども達の可能性を更に伸ばすことと、保護者の負担軽減を図るため、離島にいても都市部と同等の教育を受けられるように、31年度についても、インターネットを活用した学習塾を継続し、更なる充実を図ります。
- ⑦ 村内における児童生徒を対象に、未来に羽ばたく「大和っ子」を育むため、郷土の自然や文化等にふれる体験活動を支援する「大和っ子スクール」の実施や、子ども達が、本村の地域や社会について主体的に考え、村政への関心を高めるため、31年度においても「子ども議会」を開催いたします。
- ⑧ 公民館講座については、防災センターを拠点として生涯学習の推進に努めます。また、村民の学ぶ機会を増やすため新たな講座の開講についても検討をいたします。
- ⑨ 多くの村民が参加できるスポーツイベント等の開催により、村民の健康増進に努めます。特に、年々村内外からの参加者が増加し、一大イベントとして定着している「まほろば大和ウォーキング大会」についても、周知を拡大して行い、大会の継続に努めます。
- ⑩ 本村の郷土芸能や伝統行事の保存活動に努めます。
- ⑪ 本村の歴史、民族、文化・文化財等の管理・保存や情報発信の拠点となる施設の建設に向け、調査及び庁舎内検討を行ってまいります。
- ⑫ 県指定文化財である、群倉の保存については、屋根葺き替え用のリュウキュウチクを確保し、安定的な資材の確保を行いながら、葺き替え技術の伝承のため後継者育成について取り組むとともに、計画的な屋根の葺き替えを計画してまいります。
- ⑬ 各学校の校舎の危険箇所については、随時、点検を行い、修繕等を実施するとともに、大棚小学校の危険校舎の解体を行い適正管理に努め児童の安全確保に努めてまいります。また、各学校の普通教室へ空調設備を設置し、児童生徒の学びやすい環境の整備を図ります。
- ⑭ 外国語教育の充実に向けＡＬＴを全学校に派遣し、2020年度からの外国語活動、外国語科への円滑な実施と、小学校と中学校とのスムーズな接続に取り組めます。

5点目は、「道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進」についてであります。
生活の基盤である道路交通網や情報通信体系、集落内の生活環境の整備等については、本村の活性化に最も重要な社会基盤であるため、更に整備の促進を図ります。
道路交通網の整備については、

- ① 31年度より奄美市名瀬までの往復路線バスが廃止されるため、バス事業者への運行委託を行い、村民の交通手段の確保に努めてまいります。
- ② 本村の農業拠点である福元地区や奄美フォレストポリスへのアクセス道路である、村道大棚名音線道路改良事業の事業促進を図り、利便性の向上に努めます。
- ③ 市町村間の観光振興の連携を図るため、新たに奄美フォレストポリスから宇検村へと通じる村道福元湯湾線の道路改良工事を行い、地域間の交通の利便性向上に努めます。
- ④ 橋梁点検に基づき、老朽化した大棚橋等の補修工事等を行い施設の安定化を図ります。
- ⑤ 村道における舗装の路面性状調査を引き続き行い、今後の舗装修繕計画を策定してまいります。
- ⑥ 村道等の除草や路面補修等の維持補修に努め、安全で快適な通行を図ります。
- ⑦ 主要地方道名瀬瀬戸内線の宮古崎トンネルの早期完成へ向けた協力、大金久・戸円間のバイパス整備の早期着手に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。
- ⑧ 集落内排水対策事業の東部地区については、関係機関と連携を図り、早期完成に向けて取り組んでまいります。
- ⑨ 名音地区の集落道や通学路の安全対策として検討を進めてまいります。

情報通信網の整備については、

- ① 光ケーブル高速通信網の整備については、平成30年度に村内全域で整備が完了したことを受け、31年度においては、村内における観光地や主要施設へのwifi（ワイファイ）整備に向けて、庁舎内検討を進めてまいります。
- ② 奄美FMについては、多くの村民が聴取する情報源として大変有効な手段であるため、広報やまとラジオ便の活用など、身近な生活情報や災害時の防災情報等、村の情報を積極的に提供し、村の広報・PRに努めます。
- ③ 広報やまとの更なる充実や、防災行政無線等による広報活動、SNS等を活用し、効果的な情報発信に努めてまいります。

- ④ 村のホームページ運用については、31年度においても、「見やすさ」、「使いやすさ」、「探しやすさ」を追求し、アクセシビリティ、いわゆる「アクセスのしやすさ」を徹底することで、よりリアルタイムで、より魅力のある、効果的な情報の発信に努めます。

生活環境の整備については、

- ① 住環境及び自然環境保全の観点から、生活排水及びし尿処理対策として、農業集落排水事業により東部地区と中部地区の早期完成を目指して、衛生的で快適な生活環境整備を進めるとともに、供用開始地区における加入率の向上に取り組めます。また、農山漁村地域整備事業実施計画策定により、西部地区集落排水施設の老朽化に応じて、32年度の機能強化事業実施に向けた準備を行います。
- ② 簡易水道事業につきましては、自然災害時に素早く対応するため、浄水場施設周辺の環境整備を図り、非常時の体制に努めます。
- ③ ごみの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル促進を図り、ごみの減量化に努めます。また、村民が快適で健康的な生活が送れるよう、衛生環境の整備やごみの分別に関する周知を再度徹底してまいります。
- ④ 集落内の野良猫対策につきましては、TNR事業を継続して実施するとともに、31年度については、飼い猫のマイクロチップ装着の推進を図ります。また、ノネコ対策についても関係機関と連携して、ねこ対策事業を推進いたします。
- ⑤ 大和村地球温暖化実行計画に基づき公共施設等の空調機等の使用電力抑制を図り、併せて温室効果ガスの抑制に努めてまいります。
- ⑥ 海岸漂着物回収事業を継続して行い、海浜の景観整備を図り、環境の向上に努めます。

自然保護に関する取り組みについては、

- ① 環境省を中心に、鹿児島・沖縄両県をはじめ群島内各市町村と連携して、世界自然遺産登録の早期実現に向けて取り組みます。
- ② 奄美大島自然保護協議会における新たな取り組みや、奄美野生生物保護センター等と連携し、自然保護思想の普及啓発に努めます。
- ③ 植生破壊等による生態系への被害を防止するため、継続して、ヤギ被害防除対策事業によりノヤギの駆除を実施するほか、ノイヌ、ノネコ対策についても関係機関と連携して取り組みます。また、希少種の生息を脅かす、外来種については関係機関と協力し駆除作業を行います。

- ④ 特別天然記念物であるアマミノクロウサギの飼育展示施設の建設について31年度は、より具体的な検討を進めるため、有識者等の意見を聴取するための検討委員会を実施し、実現に向けて取り組みを進めてまいります。また、併せて、傷病希少動物の保護や生態観察のための整備についても、関係機関と連携を図り検討を進めます。

6点目は「安全・安心な大和村づくり」についてであります。

福祉の充実のために、

- ① 診療所をはじめ県や健康づくりリーダーなど関係機関と連携して、各種検診受診の向上を図るとともに、健康教育及び訪問指導の強化や個人レベルでの健康づくりの意識の向上など、健康増進をサポートできる環境づくりに努めます。また、今年度も昨年度同様に各集落で健診を行うなど、特定健診受診の向上に努めます。
- ② 介護保険については、平成29年度に第7期介護保険事業計画を策定したことから、地域包括支援センターを中心に、集落介護予防教室やタラソ利用助成など健康増進活動を実施し、村民の介護予防意識の向上に努めます。
- ③ 介護支援事業所・国保大和診療所等と連携を密にしながら、訪問指導や健康相談等を充実し、個々の健康意識を高め医療費の抑制に努めます。
- ④ 福祉の充実と、高齢者等の安全・安心な生活支援、在宅訪問サービス等の充実・強化を図ることと併せて、社会福祉協議会の運営については、事務所を老人福祉センターへ移すことにより効率化が図られたことから、31年度は、より一層の住民サービス向上への連携協力を図ってまいります。
- ⑤ 高齢者の社会参加を促進し、健康寿命を延伸するため、老人クラブへの育成補助及び各種大会への参加を支援します。
- ⑥ 大和の園については、地域に信頼される施設として、職員の資質向上のための研修等を重ね、入所者が受けたい介護福祉サービスの提供を行うとともに、入所者の身体機能の現状維持や悪化防止を図るため機能訓練等の充実に努めます。また、施設が老朽化しているため、災害等を考慮し、入所者が安全・安心に生活できるよう施設の移転等について検討を行うとともに、併せて、施設の全体的な運営方針を早急に検討してまいります。
- ⑦ 住民主体の地域福祉を推進するため、これまでの地域支え合い活動の検証を行うなど、集落の実情にあった住民主体の取り組みを支援いたします。また、平成30年度に運用を開始した、スマートフォンを活用した新たな地域の見守り

体制を構築するシステムの強化に取り組み、村民が暮らしやすい環境整備に努めます。

- ⑧ 障害者等の行き場づくり事業に対し、継続して支援を行い活動の充実に努めます。
- ⑨ 高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して、ポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取り組みを支援する、元気度アップポイント事業を継続して実施いたします。
- ⑩ 地域医療については、大和診療所を中心として、医療体制の充実に努め、地域包括支援センターと連携し村民の健康増進を図ります。

防災力の強化に関する取り組みとしては、

- ① 村民の防災意識を高め災害時に迅速・的確に行動ができる事と併せて、安全安心に暮らせる確保のため、大和村地域防災計画を再構築しましたので、今後も、消防や集落、各種団体と連携し、全村民を対象とした総合防災訓練等を防災センターを活用し、関係機関と連携して実施いたします。
- ② これまでに整備してきた、防災行政無線、緊急速報メール、衛星携帯電話等を有効に活用できるよう、訓練を重ねるとともに、関係機関との連携強化に努めます。
- ③ 本村の自主防災組織が、緊急時に効率的に機能できるよう組織の育成強化のために、自主防災組織が主体となった防災訓練の実施について、大和消防分駐署と連携して取り組みます。
- ④ 災害時の避難施設である集落公民館等については、避難所としての防災機能の向上が図られましたが、今後も避難所としての機能充実や災害備蓄品等の配備を年次的に整備できるよう検討してまいります。
- ⑤ 災害から村民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らしていけるように、全国的に発生している、豪雨や大地震での自然災害を教訓に、大和村地域防災計画に沿って、災害に強い村づくりに努めます。
- ⑥ 近年、自然災害が多く発生している中、消防本部を主とした連携を強化するとともに、消防団員の処遇改善を図り団員の意識の高揚にも取り組んでまいります。
- ⑦ 急傾斜地崩壊対策事業や高潮対策事業については、継続事業の事業促進を図り、村民の生命・財産を守ります。
- ⑧ 役場庁舎耐震化計画については、庁舎内検討を実施し、年次的な計画のもと

で、改修及び長寿命化に向けて取り組んでまいります。

以上、村政の基本方針と主要施策の概要を申し上げます。私も3期目の折り返しに入りましたが、目標とする施策の成果は、まだ道半ばであります。これからも初心を忘れることなく本村の発展のために全力を傾注してまいりたいと考えております。併せまして、世界自然遺産登録を千載一遇のチャンスととらえ、地域資源を活かしながら本村の活性化に着実につながるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

平成31年度も厳しい財政状況ではありますが、大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた「小さくとも光り輝く村づくり」を目指し、効率的な予算執行のもとで、所期の目的を達成すべく、全職員と共に、村民が主役であることを第一に、村民とともに夢を持ち、明るく心豊かなまほろば大和の創造を目指し取り組んでまいります。

そして、先人が築き上げた功績を守りながら、「豊かな自然や伝統文化」を継承し、後世に残していくための施策を講じてまいりますとともに、大和村の基本理念である「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を実現するために全力で取り組んでまいり所存であります。

これからも、村政の運営については、村民の立場に立つて行うことを基本とし、施策実現のために全力を傾注してまいり所存でございますので、村議会並びに村民の皆様方の更なる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○総務課長（政村勇二君）

平成31年度大和村一般会計予算について、内容の御説明を申し上げます。

平成31年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億3,366万4,000円で、前年度当初対比2億79万3,000円の増額予算にしようとするものであります。

予算の概要につきましては、村長の施政方針の中でも申し上げますが、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきますと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○住民税務課長（三宅正剛君）

住民税務課所管の平成31年度特別会計について、御説明申し上げます。

議案第8号、平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、及び議案第12号、平成31年度大和村集落排水事業特別会計予算について、以上2件の特別会計

につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において、御質問により説明させていただきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（神田雄一君）

平成31年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第9号、平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第10号、平成31年度大和村大和診療所特別会計予算について、議案第11号、平成31年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第13号、平成31年度大和村大和の園特別会計予算について、議案第14号、平成31年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上5件の特別会計につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問等により説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

ただいま平成31年度各会計予算の概要説明がありましたが、この後設置されます予算審査特別委員会において、詳細な審議を行う予定にしております。

したがいまして、本日は、総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしとします。

したがって、平成31年度各会計予算に対する質疑については、総務建設委員長の
大綱質疑のみを行うことに決定をいたしました。

それでは、2番、重信安男総務建設委員長の
大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（重信安男君）

皆さん、こんにちは。

定例会におきましては、平成最後の議会にあたり、大綱質疑の大役を担うこととなり、同僚議員の皆様へ感謝を申し上げます。

さて、ただいま村長から平成31年度施政方針及び予算説明がありましたので、提案に対しましての大綱質疑を行います。

国は、アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善していると言っていま

すが、地方において、ましては本村において、アベノミクスの成果を実感することはありません。

基本方針2018において、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの投資また社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度とすることなどを踏まえた予算編成を行い、国の平成31年度一般会計当初予算は、101兆4,571億円となり、前年度対比で103.8%の増の3兆7,443億円の増額予算となっております。

また、県の予算においては、扶助費の増加や公債費が高水準で推移するなど、厳しい状況の中、財政運営戦略を踏まえた行財政改革を着実に進めながら、財源不足の生じない予算編成がなされております。そうした中、「かごしま未来想像ビジョン」で示す将来像の実現に向け、各施策に取り組んでいます。また、魅力ある県の素材「ポテンシャル」を生かし、子育て支援や高齢者の生き生き支援など、どこよりも幸せを実感できる鹿児島を実現するための当初予算は、前年度比102%増の総額8,273億7,300万円余りの予算となっております。

そのような中、本村においては、「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、4つの基本目標を掲げて、これまで同様、「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を基本理念に次の6つの基本方針「行財政改革の推進」「農林水産業の振興による雇用創出と観光振興による交流人口の拡大」「企業誘致と定住促進の対策の拡充」「子育て支援の推進」「道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進」「安全・安心な大和村づくり」を柱に構造的な財源不足の中、村民の福祉向上を図るための予算が編成されております。一般会計予算総額においては、前年度当初比107.6%2億79万3,000円増の28億3,366万4,000円の予算編成となっております。予算概要を見ますと、歳入においては、地方交付税などの依存財源は、79.5%を占め、22億5,208万6,000円となっておりますが、健全財政の一つの目安となる村税などの自主財源については、村税や使用料が増額されていますが、基本繰入金が3億2,346万円と増えており、大変厳しい予算編成だったと思います。

一方、歳出においては、社会資本整備総合交付金事業における大棚名音線、福元湯湾線改良事業や観光施設整備事業及び村営住宅建設事業など、固定的資本形成に向けられる投資的経費は、前年度比6,309万1,000円増額され、総額で6億2,746万9,000円となっており、前年度同様に、村民の生活基盤整備に向けた取り組みが現れています。

そこで、平成31年度当初予算の主要施策について伺います。

まず歳入についてですが、本村の歳入の79.5%を依存財源に頼らなければならない状況の中、県の資料で平成29年度市町村税徴収率の確定値が示され、大和村が98.3%で1位となっております。歴代委員長からも毎回のよう質問があったと思いますが、自主財源については従来どおりの窮屈な状況にあります。年間を通して、各種税及び使用料並びに未収金について総務課、住民税務課、保健福祉課で連携を図り徴収体制の強化を図っておられることでしょう。今年度の徴収計画について伺います。ふるさと納税についてお尋ねいたします。総務省は新年度から返礼品を地場産に限るとしていますが、本村ではどのように対応するのか。また先月の議員大会の折、瀬戸内町がふるさと納税用のパンフレットを作成し、ホームページと並行して観光客や訪問者に配布しているとのことで、納税者も増えているとの事でした。本村でも昨年度からホームページもリニューアルされましたが、新たにパンフレット作成についてどのような思われるか併せてお聞きいたします。

次に、施政方針の中で述べられておりますが、今、多くの村民が不安に思っているのが、路線バスの廃止であります。集落座談会でも説明をされておりますが、新年度予算で5,350万円の委託料が計上されております。1日何往復を計画されているのか、併せてスクールバスの委託料は870万円となっております。この二つの委託料が毎年のことになると財政への影響も大きいものと思われます。今後、村で送迎事業ができないか、雇用対策にもつながると思うが、検討する考えはないか答弁を求めます。

観光振興について、NHK大河ドラマ「西郷どん」のオープニングで宮古崎が映し出されて以降、週末には県道に駐車するほどの観光客が訪れており、新たな駐車場整備も進められております。また第17回を数えるまほろば大和ウォーキング大会においては、過去最高の979名の方が参加しました。大和村を訪れる方（観光客など）が少しでも外貨を落としていけるように、まほろば館以外に国直あたりに直売所的なものがないか答弁を求めます。

次に企業誘致について伺います。

大和村企業誘致立地等促進条例の改正に伴い、新たに宿泊業や飲食サービス行も追加されたところですが。特に、この二つにおいては個人事業主また若い人達でも挑戦できることだと思います。施政方針の中でも重点課題と捉え支援策を講じるとありますが、具体的にはどのような支援策が考えられるのか答弁を求めます。

最後に子育て支援の推進であります。

先月の伊平屋村への所管事務調査の中で「東大塾」について説明がありました。

東京大学というネームバリューもありますが、東大生独自の企画し学習指導を行うシステムです。本村では、京都大学の学生が中心となりインターネット塾が行われ、大きな成果を収めているところです。今後、夏休みにネット塾の講師を招いて直接指導ができるようなことはできないか、お伺いし、平成31年度施政方針並びに予算案に対する大綱質疑といたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答え申し上げます。

平成31年度当初予算の主要施策についてお答えいたします。

まず、「平成31年度における未収金の徴収計画について」でございますが、徴収の主管課であります3つの課での定期的な徴収対策会議を主に、情報を共有し連携を図りながら進めているところでありますが、今後も根気強く対応することで、村民に対して不公平感のないよう収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、「ふるさと納税について」でございますが、一昨年にふるさと納税サイトに加入する前は、納税件数で最も多かった年度で平成27年度の53件でしたが、納税サイト加入後の平成29年度には375件の843万2,000と増加傾向にあります。

平成29年度と平成30年度を比較しますと、平成30年度は年度途中ながら、459件、959万9,000円となっており、件数の459件中96.5%を占める443件が納税サイトからの申込みになっている現状であります。その中で新たなパンフレット作成につきましては、現在、納税用のチラシを作成しておりますが、県内外の郷友会へ配布し周知に努めているところでありますが、その内容につきましては、他の自治体を参考にさせていただき「わかりやすく・選びやすい・魅力のある」もの作成し、対応していきたいと思います。

「次に路線バスの廃止について」でございますが、村といたしては住民サービスの低下にならないように、これまで様々な検討・協議を関係機関と進めているほか、村の現状を各集落に説明をさせていただいたところでもございます。その中で、やはり財政的な部分での考慮も必要であることは承知しておりますが、その対策に急を要することから年度当初においては、廃止路線代替え運行として、これまでの平日運行8便であったものを5便に、土日祝祭日5便であったものを3便の往復運行を予定しております。

また、財政への負担軽減策として、道路運送法第21条を活用した有料運行についても関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。併せて、スクールバスの運行につきましては、年度内より、村直営で運行する計画で検討も進めていると

ころであります。

次に「外貨獲得に向けてについて」でございますが、LCCの就航や大河ドラマのオープニングでも放映があったことなどのほか、国立公園の指定や「シマ博覧会」での周知、村内観光法人からの情報発信などがあり、観光客を主に本村への入り込み客が増加していることは実感しております。村としては、その入り込み客に対しまして、村内全域で周遊してもらいたいことを理念に、まずは既存の村内で営業する民宿・商店・飲食店などが恩恵を受けられるように、村内でのルートづくりの構築と周知を徹底していきたいと思います。

また、そのために、世界自然遺産トレイルコースの認定や、村内全域で現在進めている「魅力ある観光地づくり事業」を推進し、村内観光法人との連携を強化することで外貨の獲得につなげていくほか、直売所の考えにつきましては、国直集落において体験型観光をしております、NPO法人「TAMASU」とも協議・検討を行いながら、村としての計画を進めていきたいと思います。

次に「企業誘致について」でございますが、企業誘致立地等促進条例については、その目的として、大和村民に雇用のお場を与えることと、村の振興発展に寄与することを目的としております。条例や施行規則で定める要件を満たす企業であれば、審査会後、立地協定を結び創業から1年後に助成金の請求ができることとしており、今回新たに企業誘致の対象業種を追加したものであります。時代の変化とともに、本村においても今後は、民間企業との協力連携を図り、村民の所得の向上のため、企業誘致を進めてまいりたいと思います。

最後に「インターネット塾について」でございますが、インターネット塾を始めて2年が経過をいたしました。これまでは、画面を介するという特別な環境で実施されていることから、講師と生徒が打ち解けて円滑に授業が行われるまで、若干の日数がかかっておりました。限られた日数で成果を効果的に向上させるには、短期間でいかに打ち解けることができるかが、重要かと思われます。そこで、平成31年度は、塾の開講前に実際に指導される講師を招き、生徒へ直接指導を行う機会を設け円滑な人間関係の構築を図り、学力の向上に向け努めてまいりたいと思います。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（重信安男君）

ただいま、村長から答弁をいただきましたが、詳細につきましては、この後、設置されます予算審査特別委員会の中で質すことといたし、これで私の大綱質疑を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第19 平成31年度予算審査特別委員会の設置について

○議長（勝山浩平君）

日程第19、平成31年度予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第7号、平成31年度大和村一般会計予算、及び、議案第8号から議案第14号までの平成31年度各特別会計予算について、以上の8件については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第14号までの8件の議案については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第20 議案第15号 大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第20、議案第15号、大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

近年の異常気象に伴う災害が増える中、消防団員の活動、多岐にわたる活動を要求させることに対し、消防団員の年報酬、費用弁償の一部改正を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

大和村消防団の年報酬及び出動要請 1 回につき支払われる費用弁償について、年報酬の引き上げと、費用弁償の支給基準の見直しを行おうとするものでございます。

内容といたしましては、年報酬について、消防団長を現行の 5 万 6,700 円から 5 万 8,600 円に、副団長を「4 万 3,400 円」から「4 万 5,300 円」に、分団長を「4 万 1,400 円」から「4 万 3,400 円」に、副分団長を「3 万 8,100 円」から「4 万円」に、消防団団員を「3 万 4,100 円」から「3 万 6,000 円」に、それぞれ引き上げを行おうとするものです。

また、費用弁償についての支払われる額は、現行では出動要請 1 回ごとに支払われることとなっておりますが、水火災、捜索出動、警戒及び会合において、8 時間を 1 回の単位とすることと、訓練において 4 時間以下の場合は、表の額の 2 分の 1 を支給するとすることと加える内容となっております。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9 番（奥田忠廣君）

これ消防団員は、減少というのは本村だけではないと思うんですよ。

奄美市においては、消防団員の年齢を上げているというようなこともあります。夜間に火事とか災害があった場合には、マイクで火災発生、団員は消火協力をするということで言われますけれども、昼間の火災というのは団員より先に、そこにいる住民のほうが先に走るということもあるんですよ。その時に、けがをした場合、消防団には、公務災害の補償があるんですけれども、一般の方々がけがをしたときにはない、これは、やはり一般の方々が参加して、もし何かあった場合の手当として、村民に対する、全員とはいわなくても、消防活動ができる年齢というのは決まっていますから、そういう方々にかかる保険というのはないのか。

そういうのがあれば、そういう保険制度に加入をしてもらう、スポーツ保険は 1 円保険とか、いろんなのがあるんですよ。そういうのをちょっと探してみたいんです。恐らく一時期の消防団員からすれば、現状の消防団員は半分になっていると思うんです。半分以下になっている。

であれば、民間の方々が、その足りない分を担わなければならないと思う。その

ために、けがをした場合の保険制度というのを探して、そういう対策をしてもらいたい。そうしないと、けがをしても自己負担ということになりますから、どうぞそこらあたり考えていただきたいのが一つ。

やはりこの金額じゃ少ないと思うんですよ、消防団員には。若い方いますよ、だけど団員には入らない。仕事を休んでまで入だけの賃金がないというのもあると思うんですよ。そこらあたりも含めて考えていただきたいと思います。

村長どうですか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほどの保険制度につきましては、確かに奥田議員がおっしゃるとおり、現在、消防団員自体も52名の定数に対しまして、現在48名という現状がございます。

消防団員以外でも、そういった村民が有事の際活動する保険につきましては、ある程度初期消火に徹するということもございしますが、あくまでも危険性のないところの活動に伴う保険内容については、調査をまずはさせていただきたいと、調べさせていただきたいというところでございます。

また、消防団を各階級ごとに1,900円ずつの年報酬を増額し、また待機等に伴う時間設定をした上で、1回ごとに支払われている額を時間ごとに上げていこうということでございますが、現在大島郡島内の12市町村における各消防団員に支払われている金額、年報酬を調べさせていただきました。確かに一番年報酬が発生しているところは、奄美市の消防団自体は、団長においては約3倍、15万円以上の年報酬をもらっているところもあります。ほかの町村、町と村におきましては、一番多い所で瀬戸内町の8万円で、団長8万円とか、副団長の6万5,000円、分団長においては一番高いところは、喜界町の5万4,000円、5万円、そして団員においては、知名町の4万2,000円という近隣市町村のそういった差もございますので、そこら付近も踏まえて今回1,900円を上げていきましたが、今回また随時その年報酬の増額に関しましては、年次的に検討できるようにしていければというふうに思っているところでございます。

○村長（伊集院 幼君）

補足して申し上げれば、今回の報酬の改定につきましては、やはり災害時が我々も避難所開設をして、やっぱり団員に大分苦勞をかけております。

議員おっしゃるように、団員のなり手もない中で、待機を夜間までしなければならぬ中では、今の制度にそぐわないものは、少しでも変えていこうという取り組みで、今回こういう改定をさせていただきました。

先ほど、担当課長が申し上げましたように、その状況を見ながら随時我々もどういう形ができるかということを今後検討させていただければというふうに思います。

また、災害時の一般の方の保険につきましては、今現在我々も避難所開設にあたっての全国の町村会が保険制度を2年前に制度をつくりまして、勧告をする、そしてまた、そこに待機をする人たち、そしてまた、役場待機も職員も保険でみられるような制度が新しくつくられました。そしてまた、地震時の避難所開設も、また新年度から新たに対象になっておりますので、いろんな保険を我々も調べさせていただいて、災害時また通常のレクリエーション等は、スポーツ保険とかというのが地域幼児等は対象になっているのもありますので、そこらへんを総合的に調べさせていただいて、やはり住民の安全対策についての取り組みをできるように、我々も検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第21 議案第16号 大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第21、議案第16号、大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、平成31年4月施行されることに伴い、人事院規則が超過勤務を命ずる時間及び月数の上限の設定がなされる内容に改正をされました。

つきましては、本村の職員についても例規を整備する必要があるため、大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行いたく、御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限附則等が導入されることに伴い、人事院規則が超過勤務を命ずる時間及び月数の上限の設定がなされる内容に改正されました。

国に準ずるための例規整備の必要があり、内容を新たに規則で定めるにあたり、大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条にあります正規の勤務時間以外の時間における勤務の内容について、必要な事項を別に規則で定める内容を加える改正になります。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第22 議案第17号 熊本防衛支局関係の旧慣による公有財産の使用の変更について

○議長（勝山浩平君）

日程第22、議案第17号、熊本防衛支局関係の旧慣による公有財産の使用の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

熊本防衛支局関係の旧慣による公有財産の使用の変更について、提案の理由を申し上げます。

現在、熊本防衛支局が大和村名音地内の村有地にて、使用許可を得ている用地面積の変更に伴い、地方自治法第238条の6第1項に基づき、旧慣による公有財産の使用の変更を行いたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

熊本防衛支局関係の旧慣による公有財産の使用の変更について、内容を御説明申し上げます。

熊本防衛支局が、現在通信施設用地として使用許可を得ている用地について、奄美大島における自然環境への配慮から、必要最小限での利用面積変更に伴い、面積を4,962平米から2,407.15平米に縮小変更することになるため、地方自治法第238条の6第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

旧慣使用の変更の場所は、鹿児島県大島郡大和村名音バシミチ1492番地の一部、土地の所有者は大和村、土地の賃借料は1平米当たり16.5円、年額3万9,700円であります。

なお、賃借料につきましては、名音集落に交付することとしております。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第23 議案第18号 沖縄総合事務局関係の旧慣による公有財産の使用の変更について

○議長（勝山浩平君）

日程第23、議案第18号、沖縄総合事務局関係の旧慣による公有財産の使用の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

沖縄総合事務局関係の旧慣による公有財産の使用の変更について、提案の理由を

申し上げます。

現在、沖縄総合事務局が大和村名音地内の村有地にて、使用許可を得ている用地面積の変更に伴い、地方自治法第238条の6第1項に基づき、旧慣による公有財産の使用の変更を行いたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

沖縄総合事務局関係の旧慣による公有財産の使用の変更について、内容を御説明申し上げます。

沖縄総合事務局が現在中継局敷地及び進入路として使用許可を得ている用地について、熊本防衛支局における使用面積の減に伴い、これまでの沖縄総合事務局借地分についても減少する関係で、面積を1万2,680平米から1万713.72平米に縮小・変更しようとするものであり、旧慣による公有財産の使用の変更について、地方自治法第238条の6第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

旧慣使用の変更の場所は、鹿児島県大島郡大和村名音ミヤマントウ1486番地の1の1及びバシミチ1492番地の一部、変更内容の詳細につきましては、お配りした資料のとおりであります。

また、賃借料につきましては、1平米当たり16.5円、年額19万3,000円となり、その賃借料については、名音集落に交付することとしております。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第24、議案第19号、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

定住促進住宅の建設及び借り上げにより、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

名音地区における定住促進住宅の建設及び戸円地区の住宅借り上げなど、新たに定住促進住宅の名称及び位置並びに、月額家賃を設定する必要が生じたことにより改正しようとするものです。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第25 所管事務調査報告について

○議長（勝山浩平君）

日程第25、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、総務建設委員長の報告を求めます。

○総務建設委員長（重信安男君）

平成30年度所管事務調査報告を行います。

今回の所管事務調査の目的として、教育施設、コミュニティバス運行事業、チリメーサー導入事業、漁業加工施設等について、視察研修会を行いました。

伊平屋村では、村長、議長をはじめ、役場職員による横断幕での歓迎をしていただきました。

研修行程は、沖縄本島の今帰仁村にある運天港から、伊平屋村の前泊港まで、伊平屋村営フェリーが運航し、伊平屋島と沖縄本島をつなぐ重要なかけ橋となっています。以前は両島で一つの自治体でしたが、昭和14年に分村しております。両村とも村営フェリー756トンの運航を行っています。伊平屋村船舶化において、村営でのフェリーとコミュニティバスの管理を行っています。両村とも一括交付金により、3年前に16億円をかけ、新造船にて運営しています。

フェリー運航状況に合わせ、村営のコミュニティバスが毎日6便運行されています。本村では、現在の路線バスが廃止となり、無料の貸切バス運行を想定していま

すが、今後スクールバスを含め、村在住の運転数を確保し、村独自での運行を検討していただきたい。

ちなみに伊平屋村において、コミュニティバスの運転手については、臨時職員に資格を取らせ、行政が許可を取り経営しています。

船舶課長に経営状況を伺うと、国の設定する年間乗客数が高いため、国の補助が受けられず、毎年赤字経営だそうです。

伊平屋村役場会議室において、研修及び意見交換会を行いました。教育関係として、特に2点のすばらしい取り組みをされています。

まず1点目は、日本最高学府の東京大学の学生を迎え、東大塾を開いています。この塾では、主体性と気づきをキーワードに、児童生徒が体系的に、効果的に学習できる環境づくりを行い、学力向上はもちろんのこと、自律性や主体性の大切さも東大生独自の企画・取組の中で教えています。この企画により、児童生徒の学習への意欲向上にも役立っているそうです。

2点目の取組として、東大塾と同じく学力向上の一環でてるしの塾があります。この塾は、生徒が強い学習意欲と向上心を持ち将来の夢を実現できるよう支援強化し、将来の地域を担う人材を育成するをモットーに行っている。

中学生全生徒が対象で、地元や沖縄本島での先生たちが塾講師を務め、模擬試験や高校入試に向けて育成などを行っています。

伊平屋村に高校生が存在せず、小学校2校と中学校1校のみあり、生徒は中学校卒業後、全員が本島の高校へ進学しなければならず、この結果、毎年多くの若者が島から出て行ってしまうことは、本村同様に伊平屋村にとっても、今後の重要な問題でもあり、課題でもあります。

そこで、東大塾やてるしの塾等の取組を行うことにより、将来1人でも多くの若者が島に戻ることを望んでの投資だとも語っていました。

他の教育関係の取り組みとして、中学生の海外短期留学あり、村の全校生徒から選抜で数名が選ばれ、アメリカ留学を行っています。この取り組みによっても、東大塾やてるしの塾同様に生徒の学習意欲と向上につながっているようです。

このように小さな村で、本村同様に子どもたちは守られ、愛されております。本村においてもネット塾を行っています。伊平屋村の東大塾やてるしの塾のように、児童生徒の更なる学力向上のための教育強化対策を行っていただきたいと思えます。

次に、漁業関係についてですが、伊平屋島は四方が海に囲まれているため、養殖

業がとても盛んであります。

施設としては、北西部4村観光連携型養殖場整備事業、沖縄県米軍基地所在市町村活性化特別事業として、事業費は約4億9,700万円となっており、ヒラメやイシネバリ、モズクの養殖と多彩で経営状況も好調のようでした。

次に、小型焼却炉チリメーサーの導入についてですが、伊平屋村の研修において、特に感銘を受けたことは、西風に強い時期にかかわらず、隣国などからの浮きがめやペットボトル、発泡スチロール、ナイロン等の漂着ごみ等がほとんどなく、海浜がとても美しい状態を保っていることです。今回は、役場担当者とトマス技研の担当者も同行してのチリメーサー視察でしたが、現場において実証を交えながら説明をしていただき、ごみ焼却を行う様子を目の当たりにし、煙、ダイオキシンが出ないことに感動しました。

小型焼却炉は、クリーンセンター敷地内に設置されており、施設自体もそれほど場所を取らず、機械もコンパクトなつくりでした。国の補助率も80%から90%で、今後、海に接している本村におきましても、世界自然遺産登録を見据え、山のみならず、海などすべて自然を美しくきれいに保ち、クリーンな村にしていきたい。

次に、民泊についてですが、伊平屋村において、約50軒もの民泊施設があり、新民泊法施行に伴い、受け入れ体制の強化を年次的に行っています。

特に、修学旅行生の受け入れについては、以前から率先して行っており、平成31年度において、受け入れ人数を平成30年度の416名から平成31年度は4,056名へと大幅に増加する予定だそうです。民泊事業を積極的に行うことにより、ロコミで伊平屋村への観光客やIターン者が増え、観光産業はもちろんのこと、農林水産業など、島内の各産業にまで幅広く経済効果をもたらし、人口減少や空き家解消等にもつながっていくそうです。

また、子どもたちにとっても、都会では経験することのできない貴重な体験を提供でき、幅広い人間形成にも役立っているとのことでした。

まず本村にも観光協会なる組織を立ち上げ、行政各関係課と連携して、真剣に事業に取り組み、観光客の受け入れ体制を強化・確立する必要があります。

また、世界自然遺産登録後に増加することが予想される観光客を受け入れるだけでなく、大和村に訪れて心から満足して帰っていただける総合的な対策を考えていきたい。

以上、申し上げます、所管事務調査報告を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後４時０８分

第 1 回 大 和 村 議 会 定 例 会

第 2 日

平成 3 1 年 3 月 1 2 日 (火)

大 和 村 議 会

平成31年第1回大和村議会定例会会議録

平成31年3月12日（火）

午前10時30分開議

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 前田清和君

2番 重信安男君

3番 藏正君

5番 勝山浩平君

6番 民文忠君

7番 池田幸一君

8番 宮田到君

9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 書記 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君

副村長 泉有智君

総務課長
兼選管事務局長 政村勇二君

建設課長 前田逸人君

会計管理者
兼会計課長 大石松美君

住民税務課長 三宅正剛君

教育長 藤井俊郎君

教委事務局長 福山茂君

企画観光課長 森永学君

産業振興課長
兼農委事務局長 郁島武正君

保健福祉課長
兼大和診事務長
兼大和の園園長 神田雄一君

教委指導主事 小原和博君

開議 午前１０時３０分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、おはようございます。傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

本日の会議時間は、夜間議会を開催させていただくため、議事日程の都合上、会議規則第９条第１項の規定による午後５時を超えますので、同条第２項の規定に基づき、あらかじめ時間を延長いたします。

夜間議会の開催にあたりまして、伊集院村長、村当局の皆様にご理解、ご協力を賜りましたことを改めてお礼を申し上げます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（勝山浩平君）

日程第１、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次発言を許可いたします。

９番、奥田忠廣君に発言を許可いたします。

○９番（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

通告をしてあります２項目について、平成最後の質問をいたします。

御案内のように、平成が終わり新しい元号が５月に始まりますが、本村も大和村元年と捉え、本村が、これから始まる新しい元号の下で、どのような村づくりを目指していけば、これから５年、１０年先の村民福祉向上につなげていけるのか、これから行政も競争する時代の中で生き残り、発展していけるか、他町村がまだやっていない取り組みが必要であると思います。

奄美群島民が、前のめりになっていた世界自然遺産登録の登録延期勧告を受けたことは、群民が一同立ち止まって世界遺産とはどのようなものなのか、何をなすべきか考える時間だと思っています。

政府は、昨年５月のＩＵＣＮ（国際自然保護連合）の登録延期勧告内容を踏まえ、２月１日に国連教育文化機関（ユネスコ）に推薦書を再提出をいたしました。今年の夏から秋にかけてＩＵＣＮ（国際自然保護連合）の現地調査が入る予定と

なっております。来年夏か、秋頃の登録実現は確実であると言われております。

そこで、世界自然遺産にふさわしい環境にやさしい村づくりを目指し、通告してあります。

「海岸漂着ごみ0を目指す」、「集落での漂着ごみ回収作業の実施」、「集落に海岸漂着ごみ焼却施設の設置」。

以上のことを実現するためには、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部が、「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」各都道府県内の市町村に対して周知を通達しております。その前段にあるのは。「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に関わる海岸漂着物等の推進に関する法律」、これは法律なんです。

海岸漂着物処理法に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を法律で定めてあります。

また環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」の中で「海岸漂着物処理推進法に基づき、都道府県や市町村などが実施する海洋ごみに関わる地域計画策定、海洋ごみ回収、処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施し、補助率は、地域の実情に合わせて、離島や、過疎、半島地域等において嵩上げを実施する」とあります。期待される効果として「全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持、保全することにより、地域社会や観光と地域の基幹産業の振興に欠かせない美しい豊かな海の実現に努める」とあります。

村長、私の質問の、(1) 海岸漂着ごみゼロを目指す。(2) 集落での漂着ごみ回収作業の実施。(3) 集落に海岸漂着ごみ焼却施設の設置。この三つの計画の実現には小型焼却炉の導入が前提となりますが、議会は2月5日(火)より8日(金)まで4日間、総務建設委員会所管事務調査を沖縄県島尻郡伊平屋村で行い、小型焼却炉の調査も行い償却運転に立ち会いました。この焼却炉の特徴は、煙を出さない。低ダイオキシンである。公共機関への届け出は不要である。電源は100ボルトでいい。燃料は灯油を使用。燃焼炉の燃焼抑制に水を使用している。水道水を使用しているという特許登録がなされております。ランニングコストを比較しても、この焼却炉は優れた焼却装置のようであります。また導入には国などの100分の85から100分の75ほどの助成があり、財政負担は軽減されるものと考えられます。

本村も年々進んでいます、高齢化対策とつなげた多少ではありますが、高齢者の収入確保も視野に入れた計画が可能ではないかと思えます。

大和村は全集落が海岸線に位置し、この焼却炉導入は実施すべきと考えるが村長の答弁を求めます。

次に、2項目の砂糖、きび生産発祥地としての取り組みについてを質問いたします。

大和村は、わが国の「砂糖、きび」生産の発祥地であり、直川智翁を祀る、ひらとみ神社があります。しかし現在、本村には「サトウキビ」生産はありません。日本糖業発祥地であることの発信をし、観光の目玉とすべきではないのか。

日本糖業の発祥地として、規模の小さな昔ながらの製糖方法による黒糖製造工場建設を視野に計画をすべきではないのか。

大和村誌の中の砂糖キビ生産の発祥地には、直川智について触れてありますが、慶長年間に書いてあるところを読みます。

「慶長年間に琉球へ渡航しようとして中国へ漂着し、数カ月滞在して「製糖の術を習得し、至極内密に庶苗を求め故郷に帰り「大和浜方西原浜へ植え始めた」ところが、奄美諸島に砂糖、サトウキビ生産が広まったとあります。

ひらとみ神社にあります。直川智翁の功績碑の追賞授与証、石碑に次のようにあります。

鹿児島県大島郡湯湾村、直嘉和誠（かわせい）先祖、亡、直川智、慶長年間、支那に漂着し、これは、ひらとみ神社の石碑に書いてある文です。

支那に漂着し、苦難のなか、製糖の術を習い、苗を携えて帰り、島中に植え、喜界、徳之島、大島絶大の特産は実に此れに基づく、この功績を嘉す、特に追徴することに金壺百円を下す。

明治13年3月28日、内務卿、従4位勲2等、松方正義、大蔵卿、従4位勲2等、佐野常民。

糖業功績者、故直川智とあります。

また、ひらとみ神社の再建と功労感謝祭が、昭和36年3月31日に行われました時の贈位石碑文には、次のとおりあります。

右のものは早くから農業に従事していたが、慶長年間朝貢のみぎり支那に漂着し苦難の末、甘藷の栽培及び製糖法を習得し、苗を携えて帰島、これを植え、幾多の苦難を克服して、これらが製法の改設と増殖に努め更に製糖に成功し、大島糖業の基礎をつくった、この偉大な先駆者の功をたたえ、明治15年大島糖業の創立者として、ひらとみ神社に祭祀されたものであるが、今年は同人の甘藷伝来350年にあたるので、同社再建と功労感謝祭を挙げるにあたり特に贈位を行うものである。

贈従5位、故直川智、昭和36年3月31日、内閣総理大臣、池田勇人とあります。

このような石碑文を基に、本村糖業発祥地として歴史を発信できるのではない
か。本村を売りだす史跡ではないのか。

村長の答弁を求めます。

ひらとみ神社周辺には空き地があります。神社下は村有地であり工夫をすれば、
小規模な昔ながらの製法で製糖可能な工場建設はできるのではないかと。建設を前提
の調査をするつもりはないのか。村長の答弁を求めます。

以上質問し、答弁後に自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの奥田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、環境にやさしい村づくりを目指すべきではないかと御質問でございます
が、1番目の海岸漂着ごみ問題ゼロを目指すことについて、お答えをさせていただきます。

海岸漂着ごみにつきましては、年間を通して海岸への漂着がございまして、特に
台風後や季節風の時期に増加する傾向にございます。この海岸漂着ごみにつきまし
ては、景観を損ねるだけでなく、場所によっては交通の妨げになることも懸念され
ております。世界自然遺産登録に向けて、これからは国内外を問わず、大和村を訪
れる観光客も増加することが予想され、海岸漂着ごみ問題は、これからの大和村に
とって大きな課題であると考えております。

今後、海岸漂着ごみゼロを目指し、海洋環境の保全を図ることが大和村の海岸景
観の維持だけでなく、観光資源としての側面からも非常に有意義な目標であり、御
提言だと思慮いたします。

新年度以降の事業執行につきましては、定期的に海岸線の巡視を行いながら、漂
着ごみが多い海岸を優先的に行うなど、回収の時期や回数等も考慮し、対策を講じ
てまいりたいと考えております。

2番目の集落での漂着ごみ回収作業の実施につきましては、現在、国の補助事業
を活用し、各集落に年間1、2回の割合で回収作業を依頼しているところでござい
ます。また、河川海岸愛護作業等のボランティア清掃による協力もいただいて海岸
の美化に努めているところであります。しかしながら、回収作業を行っても数日経
過すると、新たな漂着ごみが堆積することから、村といたしましても対応に苦慮し
ているというのが現状にございます。

現在、海岸漂着物等地域対策推進事業につきましては、事業内容の変更や補助申請額の増額等も認められておりますが、県の担当課によりますと、防災・減災に資する予算以外は認められる可能性が低いとのことでした。このようなことから、村といたしましては、回収の実施回数を増やすことについてや、集落によっては高齢化の影響で人集めが困難であったり、海岸の延長が長く広範囲であるなどの理由から消極的な意見も予想されますが、海岸線の環境保全の観点から協力していただけるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、どうしても実施が困難な場合におきましては、職員により応援態勢を整え、協力してまいりたいというふうに思います。

それと同時に、2019年度以降の海岸漂着物等地域対策推進事業につきましては、県のほうへ増額要望も行ってまいりたいと考えているところでもございます。そういう観点からしますと、集落に海岸漂着ごみ焼却施設の設置についての御質問でございますが、海岸漂着ごみ焼却施設の設置につきまして、調査をした結果、議員の質問にもございました。議会のほうでも視察等を行ったようでございまして、そういう状況からしますと、小型焼却炉を導入している実績があるというふうに聞いております。ちなみに補助事業におきましては、地域活性化経済危機対策交付金によるものが多いとのことでした。また、鹿児島県におきましては、小型焼却炉の導入実績について調査した結果、県内での導入や実績はないとのことでございます。この焼却炉につきましては、地域の実情に合った対策が必要ではないかというふうに考えているところでもございまして、この回収後の海岸漂着ごみの処分方法につきましては、当面は従来どおり海岸ごとに集積場所を決めまして、村のほうで回収・分別を行いたいというふうに考えているところでもございます。

いずれにいたしましても、村といたしましては、環境美化に対する意識の醸成を図り、もって世界遺産登録へ向けた住民の参加意識を向上できるように努めてまいりたいと考えているところでもございます。

次に、2点目のサトウキビ生産発祥地としての取り組みについての御質問でございます。

1番目のひらとみ神社の日本糖業発祥地であることを観光につなげるということの御質問でございますが、直川智翁を祀ったひらとみ神社につきましては、観光スポットとして観光パンフレットや、観光ガイドブック、巡るぐるぐる大和村、また大和村役場ホームページなども紹介しているほか、昨年大河ドラマ「西郷どん」での放送後の西郷どん紀行でも、ひらとみ神社が放映をされ、PRが図られている

ところでございます。

また、昨年11月には奄美大島開運酒造様と連携をしまして、大和村オリジナルの焼酎「開饒」を完成させ、そのラベルで直川智翁の功績、また、その偉業をたたえるひらとみ神社が大和村にあることを紹介し、さらなる情報発信に努めているところでもございます。

今後とも観光スポットとしても多くの皆様に認識をしていただき、観光客誘致を図っていきたいと思います。

また、2番目の製糖工場建設における提言でございますが、昔の製糖法による黒糖づくりを体験できる、いわば昔の「さた（砂糖）小屋」的な施設につきましては、過去に磯平パークに整備を行っており、整備した当時には、村内の児童を対象に黒糖づくりを体験活動等を行うなど、施設の活用をしておりましたが、施設の維持管理の面から、やむなく廃止をし、取り壊しをした経緯がございます。

しかし、現在の奄美群島を取り巻く現状は、国立公園への指定や、来年の世界自然遺産登録等の効果は大きく変化してきております。奄美群島への来島者も年々増加してきており、今後も観光客の増加は継続していくものと予想されます。

更に近年の観光産業のメニューで、観光客に人気が高いものの特徴といたしまして、体験型の観光メニューが好まれてきております。このことは奄美シマ博覧会で実施される体験型プログラムのメニューの多さでも実証されているところでもございます。そのようなことから、糖業発祥の地である本村で昔ながらの黒糖づくりを体験できる施設の整備は、ストーリー性もあり、十分魅力ある観光メニューになることが考えられますが、施設の整備につきましては、以前に同様の施設が廃止になった経緯等も踏まえ、整備の場所や施設の維持、管理面等について十分な検討が必要ではないかというふうに考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

これ、担当は住民税務課かなと思うんですけども、これは平成22年3月に環境大臣の官房廃棄物リサイクル対策部というところから、各県に漂着ごみ等の総合的かつ効果的な処理の推進について、これは市町村に下ろしてくれということできています。これは理解していますか、あなた方のところに鹿児島県からきていますか。これは県に国は、環境省が文書を渡して、市町村に対して周知をお願いしたいという文書なんです。環境省が市町村に直接はこないわけですから、文書というの

は、県を経由してきますけれども、これはきていますか。

○住民税務課長（三宅正剛君）

議員のおっしゃる、その文書のほうは明確に確認は、まだとれておりませんので、速やかに確認したいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

これは、恐らくあなた方が知らないかもしれませんが、鹿児島県からは、この市町村に対しての通知は、国からきたのはきていると思うんです。この中にありますのは、いろいろあるんですけど、民間団体が回収した海浜漂着ごみ等の扱いというのがあって、民間の団体などがボランティア活動として海岸漂着ごみを回収した際に発生した廃棄物についても一般ごみ、プラチックもみんな一般ごみだと。ところが委託をした業者にやると、これは産業廃棄物になるということは理解していますか。

先ほど、村長の答弁で一応回収したもの、焼却施設に大和村が運んで持っていくというようなことを言いましたが、それは産廃が持っていつてるんですか、一般廃棄物で持っていつているんですか。

○住民税務課長（三宅正剛君）

可燃ごみのほうは、一般廃棄物ということで、クリーンセンターのほうに持ち込みをしております、産業廃棄物は各企業さんをお願いして処分をしているという状況でございます。

○9番（奥田忠廣君）

これは小型焼却炉は、まだ実績がないといいますけれども、喜界町が入れたんですよ、喜界町が。私たちは、この所管事務の中で伊平屋村という所を調査してきましたけれども、なかなかあそこの海岸も多いんですけども、小さな島ですから、漂着ごみがないんですよ、見当たらない。これは回収をして小型焼却炉で焼却をしている。龍郷町に何年か前に、その小型焼却炉がきてやったんですけども、使用の方法がわからずに「あまり効果ないよ」と言っていますけれども、これは700度から800度に上がったら、ものすごく効果があるんです。

私は、村長の施政方針を見て、生活環境の整備は、16から17ページにありますけれども、「海岸漂着ごみ回収事業を継続して行い、海浜の景観整備を図り環境の向上に努める」ということがありますけれども、それは本当にやらなくちゃいけない問題だと思ってるんです。

私がお願いしたいのは、先ほど村長の答弁でありました各集落に人がいない、

高齢者になって回収する人がいない、年に一度は各集落の方々にお金を払って回収してもらっていますよね。これ高齢者の方々に幾分かお金を払って回収できるような体制というのはとれないのか、これは各集落みんなやれと言っているんじゃないですよ。多い所を順次やっていく、一番ごみが集まりやすいところは、もう決まっているんですよ。大棚の毛陣奥の小浜と呼ばれているところ、向こうのごみというのはものすごい、目に見えるわけですよ。

シルバーの方々の利用というのを私はずっと言ってきた。草刈りもシルバーでできんかとは言ってきましたけれども、少しずつでもいいですから、これ回収して、シルバーの方々を活用して回収して、年次計画で少しずつでもこれをなくしていかないと、いざ自然遺産となった時に自然遺産の場所に来たら、海岸の漂着ごみは何だと言われないように、私たちの大和村は海岸沿いですから、みんな。一番これをやらないといかんと思っているんですけど、このシルバー集めてやる方法、合同会社ひらとみ、こういう人たちがやってできると思うんですが、村長どうですか。

○村長（伊集院 幼君）

これまで、この海岸漂着ごみの対策は、やはりボランティアで年に1回河川海岸等を作業していただきました。この海岸漂着の事業ができてから、我々は各集落で作業をしてもらってやったほうがいいだろうということで、特に高齢者の方を対象に作業をお願いをこれまでしてきましたけれども、今現在、集落のほうからも「どこかに委託してできないか」という声が最近出てきております。これは本当は私たちも集落に、ちょっとお金を落としたほうがいいのかなということで、村もいろんな情報提供をしましたけれども、年に1回、2回では済まなくて、国直から毛陣から今里からとしますと、回数の多いところが各集落でもこうして見受けられるものですから、委託もさせんといかんのかなという話を担当課と協議をしているところでもございますけれども、おっしゃるように、我々といたしましては、やっぱりせっかく合同会社ひらとみがございますので、今、少なからず、こうして各集落からの名簿なるものを集めまして、今年度からシルバー人材なるものの取り組みが進められると思っています。そういう人たちをうまく活用しながら、やっぱり村内の環境美化に努めていければというふうに思っておりますので、我々も早急に、こういう体制でやっていくというのを早めに決めていきたいというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

村長、私たち大和村は、こういう作業は集落単位に頼るということは、もうでき

ないと思います。大和村全体を考えて人を集めないで、集落で集まることは少ない。だから各集落で集めて、海岸のごみを拾えといっても高齢者になって来ない、いない。それよりも合同会社ひらとみというのを活用して、大和村全体で何月何日の何時から、65歳以上の方で海岸の漂着ごみをどこどこでやる、何時に集まってください、賃金は幾らですよという具合にしてやらないと、できないと思う。

志戸勘の海浜、志戸勘の人を集めようとしたって、いませんよ人は。どこも一緒なんですよ、集落は。

ですから、大和村を一つのグループと、グループを大和村にしないと、集落グループというは、もうやっていけないと思うんですよ。そういう発想で、このごみを集めてやるという方法は考えられないのか、どうですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるように、我々も各集落をお願いをして、集落の皆さんで意識を高めて、自分たちの身近な所は、きれいにしてもらおうということが大事なということでも進めてきました。しかしながら、高齢者も多くなって、なかなかこうして人集めも難しいという話が、ここ最近出てきているものですから、おっしゃるような形で全体的に地区を分けてやっていくとか、そういういろんな方向性を我々も考えていきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

人がいないから、ぜひそういう単位で大和村を一つの単位と考えるか、二つの単位で考えるかしてやらないと、人が集まらないと思う。

そして、やはり高齢者という方々に何か換金をして、月に幾らでもいいんですよ、高い賃金を払えとは言っていないんです。ですから、そういうことも考えながら進めていってほしい。

そして、この小型焼却炉、これはぜひまず1台導入していただきたい。これは導入場所は、あそこでいいんじゃないかなと、私は自分なりに考えているんですが、パークをつくる場所がありますよね、パークを置いてある、あそこに置いて、その海浜ごみを持ってきて置いて、焼く人も高齢者をお願いしたほうがいいと思うんですよ、これでどのぐらいのものが焼けるかというと、時間40キロぐらい焼けるんですよ、時間。この地域計画策定事業、都道府県ですけれども、この小型焼却炉の補助率、10分の9から10分の7ですよ。

ですから、幾らするかわかりませんよ、だけど10分の9から10分の7といたら、そう財政に負担をかけるようなものじゃないと、それを持ってきて据えて、ご

みを持ってきて焼くというのは、一つの雇用の場にもなると思うんですよ。高齢者雇用、これは平成31年度、予算化されていませんけれども、ぜひ研究をして補正でもして導入して、この海岸漂着ごみの回収ができるような体制を整えてほしいと思うんですが、村長いかがですか、今年31年度、どうしてもやっていただきたい、これは。

○村長（伊集院 幼君）

議員は、どうしてもとおっしゃっていますが、我々は、これまで皆さんにお答えもしたことがあったと思います。これはいいほうもあります。しかしながら、我々が今、一般ごみを産廃に持って行って処分しているのと、機材を買うのは、まだ考えてないんですけど、そこに処理する手間暇と人件費と燃料代がかかるという、そういうことを聞いていたもんですから、そこらへんは実際焼却炉を動かす中で経費がかかるのであれば、我々としては処分したほうがいいだろうという答弁も、これまでは、させていただいたと思いますが、県内でも入れてないと、龍郷町にあるという話もありましたけれども、今現在は機能していないという話も聞いておりまして、どういう形なのかどうかというのは、まだ我々も詳しい実情をまだ調べてませんので、そこらへんは、ちょっと我々なりに調査をさせていただいて、皆さんが沖縄で、いろいろ聞いてきたかもわかりませんが、そこらへんも全体的にどういう形なのかということを、我々もちょっと考えさせていただいて、やらないとは申しませんが、本当にどういう形で、その処理ができてやっていくかということを我々がどういう形でできるか体制づくり、全体的な運用にあたってのやり方を我々は検討していかないと、今ここで、やるやらないは答弁はできないわけでございますけれども、いろいろな形で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

村長ね、私たちの今の大和村、人口規模、高齢者規模を考えると費用と効果を考えたら何もできないですよ。費用がかかって効果がなければ何もしないというやり方ではできないと思うんです。あなたが言う、それだけの人件費をかけてと言いますけれども、人件費をかけでもいいような状態になっているんです、うちの大和村は、高齢化率から考えて。だから費用と効果ということじゃなくて、こういうことをやったら、どういう人たちが何人かが、そこに1カ月に一日でも二日でも雇用できる場ができるかということを考えていただきたい。

そういうことを考えれば、この事業は持ってきても毎日同じ人じゃなくてもよろ

しいんですよ、これは。だから焼却をやる、集めてきたものを焼却をやる、1人の人が二日やった、あとの人がまた二日やったというような処理の仕方でもいいんじゃないですか。そういうことを考えないと費用と効果、ということを考えられるような私たちの大和村の人口規模じゃない。高齢者の方々、少ない年金をもらっている方々が幾らかでもなるような事業はないかという取り組みをやってもらいたい、私は、それを言いたいんです。どうですか、村長。

○村長（伊集院 幼君）

これは私は今、ちょっと費用の話をしましたけれども、これはやっぱり確かに年がら年中、この漂着が出るわけじゃございません。その中では、やっぱり議員がおっしゃるように高齢者をどう使っていくかということが大事じゃないかと、それは十分我々も理解はします。

その点を含めて、どういう形で運用ができるかということを我々も検討させていただきたいと、これまでも、ただイメージ的に人件費と燃料がかかるという話が、漠然として我々は、そういうイメージで聞いているもんですから、そこが実情と合うのかどうかということを我々も、いってみると議論もしていない中で、ちょっとかかり過ぎる、だから、そこまでやる必要性があるのかなということが、実際我々が理解をしている分でありますので、もう少し深く入った中での取り組みを検討させていただければというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

焼却炉、これランニングコストかからないんですよ、燃料もそう。灯油を使用しているわけですが、まずランニングコストは普通の焼却炉の半分もかからない。だから、あなた方にも勉強をしていただきたいということで、村長は検討するということですから、こういうのがありますよというのは、私は、この業者名は出せませんよ、誰がということは。こういうのがありますよということだけは参考資料として、あなた方に示したいと思う。

そして、この31年度、海浜における海岸におけるごみの処理というのは、きちんと少しずつでもいいですからやっていただきたいということです。それは、やれますよね。

○住民税務課長（三宅正剛君）

先ほど村長のほうの答弁にもございましたように、巡視をしっかりして、ごみが目立たないというか、回収に努めて、できるだけきれいな海岸線を維持したいというふうに担当課としては考えております。

○9番（奥田忠廣君）

次のサトウキビ発祥の地を質問をいたしますが、村長は施政方針の中でも「先人が築き上げた功績を守りながら、豊かな自然や伝統文化を継承し、後世に残していくための施策を講じてまいりたい」ということが言われておりますし、私が申し上げるのは、このひらとみ神社、神社というのは、行政が何かやるということは、神社に直接はできませんけれども、この直川智、この人は、やはり考えてみたらすごい人なんですよ。これは明治15年、国から100円も、いってみれば今の金額にすればどのぐらいわかりませんが、1円を1両としても100両ですよ。日本の糖業というのは、この人が始めたんだということを国も認めているわけです。

あなた方も知っていると思うんですけども、内務卿、松方正義、大蔵卿、佐野常民、佐野というのは鹿児島の人です。

そして、この大和村誌の中にも、きびの発祥地、いろんなことがうたわれている。ところが、それを私たち大和村が何か利用して観光か何かにつなげていっているかといったらそうじゃないんです。ただ、ひらとみ神社があるんだと、きびの発祥地、キビを持ってきた人を祀っているんだということぐらいしかなくなってないんです、これ。

これをもう少し、私たちが掘り出して、この漂着をした、そして福建省からキビの苗を持ってきた。そして、糖業が始まった。これをもう少し具体的に掘り出すことはできないのか。

先ほど村長もおっしゃいましたが、観光客というのは、物を見て帰るだけじゃないんですよ、自分で体験をしようという方々が多い。今、国直のTAMASUがやっているトビウオの巻き網漁法にしても体験型観光なんです。体験したい。だから、キビ、砂糖を作る体験、そして売ったり販売するということはなくてもですよ、こういうことで砂糖ができたんだと、黒糖はこういうように。昔は私たちも砂糖を作ったら、イチャビカズラにもらって食べよったんですが、そのようなものでいいと思うんです。そのような小さな小粒のものができる、サトウキビがない時には、ある時に絞った絞り汁を冷凍にしておいて作ることもできる。

ですから、この歴史・文化、大和村の情報をしっかりと発信して大和村の観光につなげていかなければならないと私は思っているんですけど、そこらあたりについて、村長はどのように考えていますか、先ほど答弁がありましたけれども、もう一度お願いします。

○企画観光課長（森永 学君）

ひらとみ神社、そして直川智翁の功績につきましては、先ほど村長の答弁でもありましたように、大和村といたしましても、広報に尽力しているわけでもございます。今後とも、さらなる広報活動のほうを行っていきたいと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

あそこに墓が見えますね、あれ、皆さん見て。あれはサワヨシという人だったんですよ、和（にぎ）家の先祖ですこれ。この人は元禄元年、トミオ先祖、サワヨシとある。トミオというのはニギ家のニギトミオです。当時のキワチという人について、沖縄に糖業の砂糖をつくる、奄美大島の大和村で、サトウキビができて砂糖ができましたけれども、砂糖の生産技術というのは、沖縄が上だった。沖縄に砂糖の製糖技術を習いに行ってるんです、この人。これと和（にぎ）家の人ですけど、この人の子孫は太（ふとり）を名乗っていると思います、和（にぎ）じゃなくて。そして、この墓も隣に奥さんの墓もあったんです。明治の廃仏毀釈で壊されている。こういうもの、そしてこのひらとみ神社をつなげていけば、私は立派な大和村の文化を語る、歴史を語る観光の一つの目玉になる。福元盆地のリュウが福元盆地で田んぼを作ろうとしてやった。あれもヤマカミがあります。享保3年とあります。あのヤマカミ、享保3年といったら徳川時代の8代将軍吉宗の時代、私は知りませんが、原口泉先生が私にそう教えたんですけれども、その頃にやっている。

そして、直川智が、サトウキビを持ってきてから350年祭をやったんですけれども、現在402年になるんですよ、もう。

ですから、この大和村の歴史・文化、こういうのを発信するための組織といいますか、組織をつくる、また委員会をつくる、そして糖業というのがどう始まったのか、小さな昔ながらの砂糖（さた）車式の製糖、西浜でつくったって、あんな所に行く人はいない。やはり道路を通って行ける、あんな中に入っていく所には誰もいきませんよ。この県道沿いにつくらんといかん。今、ひらとみ神社の下に空き地がたくさんある。下は村有地がある。そして、隣には空き地になっている個人有地です。ああいう所などを借り上げるか買い上げるかして、少しのサトウキビを植えたり、その砂糖の製糖をする場所というのができないのか。そして、歴史の発信というのは、このサワヨシを始め、リュウサブンも含めた、福元盆地も含めたものを一体として大和村の歴史を発信する。そして、世界自然遺産ともつなげた観光の目玉にする。こういうことを調査・研究していただきたいと思うんですよ、村長いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、我々は今、端的に直川智翁の話だけを今しておりますけれども、この歴史を調べてみますと、この和（にぎ）家の先祖がある、あそこは議員のおっしゃるように太家の有識高い人がいたという話も聞いております。そういう中では、我々も、この和（にぎ）さんの御理解をいただいて、この一帯の屋敷を昨年購入することができました。そして、立派な石積みを復元しようということで、そこを歴史の語る位置づけにできないかというふうに今考えております。これは議員のおっしゃるように、ひらとみ神社から、群倉（ぼれぐら）、そして和家の本家と申しますか、その場所、そして沖縄ウラジロガシという、そこがまさにトレイルルートの選定になるのかなというふうに我々も位置づけをもっていかなければならんと思っています。

そういう中では、我々が職員で考えられる限度がありますので、今後、我々村が進める歴史を整理する中では、学芸員なるものを配置をしながら取り組みをしていかなければならないというふうに内部でも今議論をしているところでもございます。

そういう中では、ただ施設をつくれればいいじゃなくて、我々も資料収集、資料の整理をする中で、やっぱり位置づけを大和村がこういう歴史があったんだということを調べながら、私たちはしっかり、そこに紹介できる場所も必要だし、そして議員のおっしゃる体験することも必要だというふうに思っています。そういうことを含めると、どの場所かというのは、まだ我々もはっきり申し上げられませんが、議員のおっしゃるひらとみ神社の周辺につきましては、議員も御承知のとおり、民間との境界の問題が、まだちょっとはっきりしない部分がございますが、先日集落のほうからも、いろんな施設整備の要望がございますが、民間との境界が確定した後に、全体的な神社周辺の施設整備と申しますか、そこら辺の周辺整備の提示もさせていただきたいということも申し上げたところでもございます。

ですから、ひらとみ神社だけでなく、本当に大和村には、いろんな功績を残された方がいらっしゃいますので、そういう先人をたたえるという意味において、しっかり歴史を紹介できる我々は場所が必要ではないかというふうに考えておりますので、総合的に我々としては、検討していきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

大和村、我々のこの大和村は歴史的なものがたくさん埋もれている、埋もれているんだよ、今。これは発信できていない、ひらとみ神社もそうですけれども、厳島神社もあった。これね、砂糖の積み出し港は津名久ですよ、砂糖。大和村はすごい

砂糖の量だった、積み出し港がある。ですから、その積み出しの航海の安全を願って、いろいろなものが寄進されている。これはひらとみ神社にしてもそうですけれども、高千穂神社に合祀された巖島神社のものも高千穂神社にあるんですよ。直川智の子孫は、カワセイというんですけども、直川智は宇検の湯湾といますけれども、これは本当は大和村の和家、太家の出なんですよ。

ですから、こういうものを解きほぐしていくと、我々は奄美において薩摩時代の奄美においても重要な役割をこの大和村というのは果たしていたということがわかってくるんです。ですから、そこらあたりをどのように発信するか、どのようにつくっていくのか、この31年という、平成という元号が変わる新しい元号になる、これを大和村の元年と捉えて、あなた方、行政も含めて民間も含めて議会も含めて、どう発信していくかということ、そして、できるものから一つずつやっていくということをやっていただきたい。最後に答弁を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

まさに議員のおっしゃるとおりでございまして、元号が変わるからじゃなくて、我々としては、しっかり村の歴史をどう紹介するかということは、今、国立公園の指定を受けて世界遺産を迎えるからやるんじゃないじゃなくて、本当は我々がやらなければならないことは、本当に今は申し訳ないけど、後手後手に我々も対応がなっていると思うので、大変申し訳ないと思っています。

しかしながら、私たちも慌てることなく、一応できることをやっていこうという取り組みを今考えて進めておりますので、議会の皆さんの御理解をいただく中で、しっかり我々は、これからのただ一部の情報発信じゃなくて、大和村の歴史をしっかり情報発信できるように、今後取り組みをしていきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

海岸の漂着ごみ問題、そして、この歴史の問題で、新しい元号の下で、一歩ずつでも進めていく。そして、できるものからやっていく、合同ひらとみという会社があるわけですから、これを大いに利用しなければならないのも、この漂着ごみの問題だろうと思いますし、高齢者の方々に幾分かの換金ができるようなことも考えていかなければいけない、新しい元号の下で大和村が一歩ずつ前に進んで、他の市町村がやらないことを率先してやるという年にしていきたいということを申し上げて終わります。

○教育長（藤井俊郎君）

歴史文化の伝承、そして川智翁の功績をたたえるという意味で、教育的面から御

理解できればと思いますが、ひとつ私たちは実学、座学で川智翁をたたえるということをやっております。例えば、座学では小学校3年、1年の社会科の副読本、それから大和村の文化財を訪ねて、そういう中で子どもたちに川智翁を教えているわけであります。

それから、実学としましては、各学校でサトウキビを作って、サトウキビを実際に大きな釜でたいてやっているのが大和小学校、それから今里、名音小学校一緒にやりながら、そのあたりを技術を持ってる方々を招いて砂糖を作って、そういうことで川智翁に思いをはせております。そういうことで、大和村の歴史を子どもたちに教えているところであります。そういうことが、ほかの学校から子どもたち、親子留学とか、里親とかつくるきっかけになればと思っているところであります。

以上でございます。

○議長（勝山浩平君）

教育長ありがとうございました。

これで9番、奥田忠廣君の一般質問を終わります。

しばらく、昼食などのため休憩をいたします。

なお、お昼からは午後1時30分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

休憩前に続きまして、一般質問を行います。

奥田忠廣議員よりは、欠席届が出されております。

次に6番、民文忠君に発言を許可いたします。

○6番（民 文忠君）

皆さん、こんにちは。通告をしてあります順に一般質問を行いたいと思います。

その前に、村長のほうにお礼を申し上げたいと思います。

台風23号、24号の台風被害に遭われた家族の言葉を村長に伝えたいと思います。

家に被害を受け、何から手をつけたらいいかわからないまま途方に迷っていました。ある人から「大和村には住宅リフォーム助成」があることを聞き、話しているときに電話を入れてみてはと言われ、助成金をもらうには書類提出が先だと思い電話を入れてみたところ、村長から「書類の提出は家ができてからでいい」と言われ

たと、喜んでいました。村長、被害を受けた家族に勇気と安心をいただいたと喜んでいました。

私は、この話を聞き、村長がふだんから言い続けている「村民目線」が実行されたと思います。これから村民目線で、村民の舵取り役として頑張ってください。被害を受けた村民の声として聞いていただきたいと思います。ありがとうございます。

通告をしてあります、最初に村内の村営住宅の台風対策について、今年の台風23号、24号が立て続けに到来し、民家や農作物に甚大な被害をもたらしました。幸いにして大和村の村民に人災がなかったことが何よりもうれしい限りであります。被害を受けられました皆さんの中には、生活もできないぐらいに屋根のトタンがはがされたり、家の中は水浸しになっていたところが、今でも脳裏に焼きついております。

台風対策について、村の新しい住宅には雨戸が設置されているようですが、古い住宅には、雨戸がなく台風時など、風が強い時に石やトタン、木切れ等が飛んできて、ガラスが割れないか心配しているとも聞きます。

村としては、強化ガラスであるので心配はないと思っているようですが、事実、大和の住宅ではガラスが割れていました。住宅を借りている人の話では、風が強いときには風向きにより強く当たり、内からサッシを押さえたとも聞いています。住宅を借りている方々が、安心して台風時に住めるように雨戸の設置はできないかをお尋ねいたします。

2点目ですが、まほろばの里の入所者について。

まほろばの里の入所者は基準は65歳以上の方で、何でも一人でできる人が基準であります。入所したときに、若くして入所しても10年入ると75歳になり、まほろばの里で歳を重ねていき体が動く間はいいかもしれない、自分のことができなくなるとどうなることでしょうか。心配しているところです。

長年まほろばの里のお世話をいただき、自分のことができなくなる場合は、まほろばの里を退出しなければならないのか、そのまほろばの里でホームヘルパーを入れることができるのか、自分のことができなくなってきたときに、そのまま特老施設に入れるのか、特老施設に入るとしても国の基準が介護3から5でなければ入れない、本当に困ったことです。まほろばの里で介護が受けられるのか、もし受けられるとして福祉事業所に不利益になるようなことはないのか、この2点をお尋ねいたします。

あとはまた自席のほうから質問があれば行いたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまの民議員の村営住宅雨戸の設置についての御質問にお答えをさせていただきます。

現在、村が管理する公営住宅といたしまして、47棟、144戸と定住促進住宅32棟、36戸の合計79棟、180戸を管理しております。その中で建築年数の一番古いものとして、昭和44年建築のものもございます、その当時から今年度に至るまで公営住宅及び定住促進住宅の形態には、様々なものがあり雨戸の設置がなされていない住宅においては、網入りガラスが設置され、暴風時のガラス飛散を防ぐ対応が図られている現状にあります。

また、海沿いの一部の住宅では、既に雨戸の設置がなされているところもありますが、そういった中で雨戸の設置されていない住宅におきましては、昨年の台風24号等の影響により、ガラスの張り替え等の修繕は9件ほど発生しております。

村といたしましても、住宅に居住する村民の生活環境の充実を図るため、31年度におきましては、住宅入居者へアンケートを実施しながら雨戸等の設置について、住宅の把握をしていきたいというふうに考えております。

まだまだ不十分な点があるかと思いますが、十分住民からの調査を行いながら、村としてしっかり対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のまほろばの里の入所についての御質問でございます。

大和村に居住する一人暮らし及び二人暮らしの高齢者が、心身の健康を維持し、安心して自立した老後の生活が送れる住居を提供するために、大和村高齢者集合住宅を設置しているところでございます。

介護が必要になってくると、退所させなければいけないのかとの御質問でございますが、年齢を重ねますと、多くの方々が利用開始時より心身の状態が低下してまいります。また戻れる自宅もない状況が生じることもあるため、何らかの居宅介護サービスを利用しながら居住を継続させているのが現状であり、即退去を求めるものではございません。

また、引き続きまほろばの里においての介護を受けられるのかとの御質問でございますが、要介護の状態によりまして、集合住宅では、どうしても生活が困難となる場合もございます。その場合には、御本人や御家族の希望によりまして、隣接し

ております特別養護老人ホーム大和の園や、村外の施設等へ入所する場合もあろうかと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（民 文忠君）

ただいま村長から答弁をいただきましたが、村長のほうからも台風対策については、かなり準備をしているようですし、結局、村長、今は風がどこから吹いてくるかわからないし、どこにいても風が当たるような気がするんですね。そして風が吹いて、ガラスが割れるというのは自然体かなという思いがありますが、新築の住宅には、今は村長の配慮でサッシに雨戸が入ってきたり、準備が進められているということよくわかっておりますけれども、今までの入っていない住宅の方々の意見が、そういうことがあるということを村長の耳に入れていて、また村長のほうからも、そういう計画をしていくということでもありますので、この件については、私も言うことはないと思いますので、この件は終わりたいと思います。

2点目のまほろばの里、今、村長も言われたように、まほろばの里に入って、退去だということは言いにくいのは当たり前のことなんですよ、私もそれを思っている一人として、この一般質問もしてきたのですが、結局若い時に入って、もう70歳にもなれば、少しずつ少しずつ体も衰えてきて病気になったり、自分のことができなくなったりするのは当たり前だと思いますが、村長が言われたように介護度が上がれば特老なり、その家族と協議をしながら特老にいったりなんじゃかんじゃできると思います。そしてまた、まほろばの里に入る方々は、自分の家なども払って、もう二度と自分の家には帰らない覚悟で入っていると思うんですよ。だから、まほろばの里でできないときは特老行きかなという、みんな家族も、そのように思っていると思いますよ。だから、そのようなことがあって、私は村長に尋ねたいこと、そして、もし介護をしなければならなくなったとき、この施設の中で敷地外、一緒ですから、その敷地の中で介護を入れられるのか。そしたら、もし介護を入れたら、その介護をする福祉事業所の方などが入ったとして、もし、ここから大和まで行って介護をするのが、1時間当たり300円だったら、300円もらえるかもしれない。そして、同じ敷地の中で出て行って介護をして、その300円がいただけるのかどうか、そのへんを聞かせてください。

○保健福祉課長（神田雄一君）

今、議員がほうから御質問がありました介護度、まほろば、憩いの里の集合住宅

におきましては、4名の方が利用されております。4名とも当初入った時には自立した方でありましたですけど、4年から6年という年月が経ちまして、4名ともが介護1と2になっているような状態でございます。

今、議員のほうから同じ敷地の中で、サービスが受けられるのかという話ですけど、向こうは施設じゃなくて住宅でございますので、現在隣のデイサービスも行っているし、訪問診療も来ているような状態で、サービスも実際やっております。ホームヘルパーに関しましては、私もちょっと調べなければわからないんですけど、同じ住宅ですので、ホームヘルパーは入っていけるんじゃないかなと私は思います。

○6番（民 文忠君）

課長からは介護住宅と、向こうは住宅という形で、まほろばの里の住宅ということになっていくということであって、介護なども入れるということではありますが、介護料金のことについては、まだわからないということです、介護料金。もし同じ場所にあるから、住宅ではあるけれども介護はできるということでもありますけれども、この料金の問題は関係ないということ。

○保健福祉課長（神田雄一君）

その事業所が下見に行って、ホームヘルパーをしたときの料金に関しましては、私のほうも調査をしておりますので、そのへんは後ほど調査をして報告したいと思います。

○6番（民 文忠君）

課長、これはもういいですが、私が調べてあるとおりに言いますね、私の調べたところでは、同じ敷地であってやるからに、料金の半額を減額するというようなことを聞いていますよ、そういうことがあるから尋ねただけけれども、課長も3月で定年がしれないけれども、適当に答弁したら困りますよ。これは冗談になるかもしれないけど、そういうことであって、やっぱり半額になるということであれば、福祉事業をする人なんかも、やっぱりその分のあれが入ってこないということで苦しくなると思うんですね。そういうこともちょっと配慮をいただかなければいけないかなという思いがあります。その点はどう考えていますか。

○保健福祉課長（神田雄一君）

今議員がおっしゃった情報が、どこからの情報かちょっとわかりませんが、同じ敷地の中でのホームヘルパーが住宅のほうに入った場合には、半額になると料金が、そのへんにつきましても先ほど申したとおり、再度こちらのほうで調べてみま

す。

○6番（民 文忠君）

調べてまた教えてください。

この例規集を調べてみたときに、高齢者の方々が家から仏壇などを持ってきて、火を使ったり、仏壇に線香をあげたりすると思うんですよね、もしそんなことがあれば大変ですので、この例規集を見たら別に仏壇のことなんか書いてないし、火のことも一つも書いていないですね、そういうことも書いていない。お年寄りの方々がおる中で夜を線香をともしたり、ろうそくをともしたりして、もし火災になりはしないかなという思いがあるのですが、そんな場合は、入所をする時点で、そういう決まり事は一つもないわけですか、火元の決まり事です。

○保健福祉課長（神田雄一君）

この高齢者住宅につきましては、利用者との契約が、うちが委託しています社会福祉協議会と個人との委託になりますので、その中で委託契約を結んでやっておりますので、そのへんの火とか、実際に炊事用具とか、そういうところありますけれども、現在使われていないような状況でありますので、そのへんは夜警もいますし、社会福祉協議会も中のほうに入ってチェックしておりますので、そのへんはお互い話し合っていると思っています。

○6番（民 文忠君）

もしですね、火災でも、人が帰った後に、ろうそくをともし、とうとうさんをするわけですが、そんな夜警がいるからじゃなくて、夜警は特老にしかいないですよ、この夜警はまほろばの里まで夜見回りもしますか、あれは。

○保健福祉課長（神田雄一君）

大和の園の夜警さんのほうが、高齢者住宅のほうも見回っております。

○6番（民 文忠君）

夜警も、高齢者住宅も見回っているということですね。そうして今課長が話しているようには、火元というのは炊事場だけでなく、ろうそく、線香等をともしているということ。これは役場は規制はしなくても、村が福祉センターにさせていることだし、やっぱり親元が決めることはできないんですか、入居者の火元の件などですね、そういうことは。

○保健福祉課長（神田雄一君）

その火元に関しましては、今現在、4名利用されていますけど、どのような状況になっているのか、私のほうで社協等も含めて聞き取りをしたいと思います。

○6番（民 文忠君）

課長からは、その点は聞き取りをするということですので、聞き取りをして、年寄りの方ですから、ろうそくなんかをつけると袖に火がついたり、年寄りばかりですから火事になったときは大変ですよ、危ないので、そういうことを気を付けながら社協とも段取りをして、各年寄りの方が火を使わないようにすることをしてもらわないといけないと思いますが、課長は段取りをしてくださいよ、その件は。そしてまた、連絡をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで6番、民文忠君の一般質問を終わります。

続いて、8番、宮田到君の発言を許可いたします。

○8番（宮田 到君）

皆さん、こんにちは。通告してあります3項目について質問をいたします。

1項目は農業振興について。

農業については、奄美群島成長戦略ビジョンの中でも気候的特性を活用したタンカン、マンゴー、スモモ、パッションフルーツなどの果樹栽培による食の多様性などを有しており、国内外の観光客にとって最も魅力的な観光地となる可能性を有していると取り上げられています。

また、施政方針の中でも「近年栽培を推奨していますマンゴーや津之輝、パッションフルーツなどで果樹の村としての再活性化、また本村の推奨品目である福元だいこん、福元いもの栽培面積拡大と銘柄確立を図り、農家所得の向上に努めます。

また、堆肥や肥料の助成及び苗木の購入に対する助成を引き続き実施し、生産量の確保に努める」とあります。農業に関しては、行政も各種の助成を行っていますが、特に農業を推進する中で農家の支出が最も多いのが肥料代であります。肥料代の助成を農業規模に応じた助成を考えてもらえないか、答弁を求めます。

次に、廃屋の管理について。

今里に朽ち果て今にも倒れそうな危険な2階建てがありますが、近隣住民が台風の度に避難を繰り返しています。特殊法人住宅金融公庫の差し押さえ物件と聞いておりますが、取り壊す交渉はできないか、答弁を求めます。

次に、バス会社の路線撤退について。

民間会社への委託については素早い対応で村民も安堵したことと思います。ま

た、今後については、大綱質疑の答弁の中で村直営での考えとありましたが、今後の計画案を示していただきたい。

以上、壇上より質問をいたし答弁の後、再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、宮田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1 点目の農業振興についての農業振興を推進する中で、肥料等の助成があるが農業規模に応じた助成はできないかとの御質問でございますが、現在、大和村で実施しております農業関係の助成事業は、肥料助成、フレコン堆肥助成、野菜種子等助成、農業生産振興助成、農業用資材助成、ハウス施設助成、果樹苗木助成の七つの事業がございます。

助成額等については、すべての制度に限度を設けて実施しておるところでございます。農家にとりましては、非常に助かる制度と聞いているところでもございます。毎年多くの方が利用している現状でございます。

しかし、議員がおっしゃるように、現在の制度は農業の規模に関係なしに限度額が設定されているため、小規模農家も大規模農家も助成は同額であるため、一部不公平ではないかとの意見も寄せられているところでございます。例えば、肥料は1農家10袋が助成の限度であります。年間に10袋も使わないような農家、すべて肥料が助成対象になりますが、20袋30袋と多くの肥料を必要とする農家のほうは、10袋を超える分につきましては、定価で購入しなければならないという状況があるようでございます。

現在、このように耕作面積を考慮しまして、限度額を変更する案につきましては、担当課と制度の見直し等の協議をしているところでもございます。

毎年年度当初におきまして、村民に対し助成事業の周知のチラシを配布するようにはしておりますが、このことにつきましては早急に実施できるかできないかについて対応をさせていただきたいというふうに思います。

次に、2 点目の廃屋の管理についての御質問にお答えをいたします。

特殊な廃屋において、行政指導で取り壊しはできないかとのことでありますが、このことにつきましては、これまでも議員の皆様から御質問をいただいているところでございます。まずは集落のほうで持ち主と連絡を取り、自主的に取り壊していただく方法を検討してもらうのが大事ではないかというふうに考えております。法的には行政が取り壊すことも可能でございますが、持ち主にかかった費用について請求することになりますので、持ち主の方で取り壊しを検討していただければとい

うふうに考えているところもございます。

ただいまの御質問にございましたこの特殊な案件につきましては、調査もさせていただきますまして、地元の区長さんとも協議をさせていただければというふうに思っております。

次に、3点目のバス路線についての御質問にお答えをいたします。

民間会社への委託については、早い対応ということで、将来このままの対応では財政的に無理があるかというようなことでございますが、まさに、この委託をこれからずっと継続的に続けていく予定でもございせんが、現在できることをとりあえず村民に支障がないように進めていこうということで、我々も考えているところでもございます。

路線の廃止につきましては、先月行いました集落座談会においてもバス運行を願う意見が多数寄せられたところでもございます。今回、委託運行を行おうとする事業所は現在貸し切りバスの免許のみを持っているところでございまして、そこで事業者が道路運送法第21条における申請を依頼している現状でございます。21条による許可が下りますと、運賃を利用者から徴収することが可能になるため、財政負担の軽減にもつながるのではないかと考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○8番（宮田 到君）

堆肥についての再質問をいたしますが、やはり村長が答弁のとおり助成は確かにいただいております。この7項目の補正で、この一つだけちょっとバランスが悪いというのが伺えるんですよ、限度額があまりにも少ないというんですかね。一つをとりますと「苗木の補助は3万円を限度といたします」というのがあって、相当申し込みも多いらしいです。

その苗木を植えた苗木だけじゃないんですけれども、成木もですけれども、肥料は毎年その時期花芽を持つ前にまくとか、実が太るように、大きくなるように肥料をまくとか、また収穫のあとはお礼肥料とか、3回ぐらい聞いていますけれども、まだあるかもわかりませんが、肥料自体、特に果樹の場合は広範囲でまくんですね、木が大きくなると5メートルぐらいにまくと聞いてますので、30袋や40袋や50袋はざらですよと。

そして、多収穫の方々に話をお伺いすると、やっぱり肥料というのは不作であっても台風被害があっても豊作であっても同じようにまかななければいけない、毎年同

じょうなまき方をしなければいけない。そして、この苗木が成長していくたびに、また増えていきますと。ですから、一番やはり肥料が大事だと思っています、収穫に対して。毎年しなければならない。ですが、その10袋ということは、本当失礼かも知れませんが、答弁にもありましたが足りない人が多いというのは、庭先農業でする方々が多いんであって、その人たちは補助額の満額をいただいているようなことになりますが、果樹をしたり野菜をつくったり、多方面で使う人は、例えば10袋で5,000円ですから、20袋したら250円の補助になる、50袋使ったら100円の補助にしかならないと、それ以上使う人は100円を切るということです。農業を広げれば広げるほど補助率が少なくなっていくというようなことになりますので、この点は、今することじゃないと私は思いながらしてるんですけど、本当は12月議会までにこういう話をして、当局の理解を得たいというのが筋だと思うんですけども、遅くなって。

ですから、今すぐとか補正を組めればとかいう話じゃなくて、来年度からでも思い切って50袋とか、3万円だったら60袋補助が、この限度額を苗木当たり3万円出すというのを肥料に例えたら50袋60袋に買えるということでありますので、そういう方向で検討をしていただけないか、できれば補正ですけれども、せっかく御苦労されて組んだ予算を初めから直してくれというのは大変言いづらい質問なんです、そういうふうに検討できないですかね。

○産業振興課長（郁島武正君）

現在の肥料の助成制度については、宮田議員がおっしゃるとおりでございます、多くの方が利用しておりますけれども、規模の大きな農家さんは定価で購入しているということでございます。

農家の方からも、そのような声が寄せられて見直しはできないかという声も何名かから聞いております。聞き取りしたところ、昨年のスモモの出荷が一番多かった方で、40袋ほど入れている状況でありました。

今、行政が農家さんに指導している肥料の施肥量が1反当たりスモモで6袋、タンカンで10袋ということでしておりまして、今現在の1農家当たり10袋というのは、小規模な1反当たりの面積の畑をしている、1反前後の畑の方を対象としているというようなことでございます。ですから、5反、6反、7反の方にとってはちょっと少ないかなと、総額5,000円ですと少ないかなということで、今現在栽培面積を勘案するか、前年の出荷量を勘案するか、認定農業者であるかないかを勘案するかのどちらかで検討しているんですが、栽培面積でしたほうがいいだろうとい

うようなことで、今進めているところです。

出荷量については、宮田議員がおっしゃったように豊作、不作がありますので目安にしばらくということ、栽培面積あたりをして今行政が指導している1反歩当たりの施肥量を基準として、助成の限度額あたりを検討して、早急に協議をして実施していきたいと考えております。

○8番（宮田 到君）

私は、農業のことは本当素人だったんですけど、自分で農業をしてみて、こういうのが肌で感じるというんですか、ハウス栽培をしていますと、1メートル20ぐらいに深さが80センチぐらいで遮断をします。鉢の代わりというんですかね、遮断をしていますので、肥料は1メートル20とか、幅で20ぐらいのことしかまけないんですよ、ですから、あまり肥料は使わないんです。私がハウスを七つ持っていますが、15袋から20袋になるんです。ですけど、路地で栽培している人たちの話を聞いたときには、本当にさっき話したように5メートルも6メートルもまかなければ、葉の先まで根がいつていますから、そこまでまかななければいけないということで、相当な量が要ると思うんですよ。それで、こうして質問をしているんですが、本当に理解をしていただいて、農家の希望や要望に応えてください。

そして、大体40袋という今話が出ましたが、面積においてそれぐらいまではできるといえることですね、産業振興課長。

○産業振興課長（郁島武正君）

これから協議をしますので、今までの実績、また予算とのからみもありますので、幾らの助成を上げるといたしましても、やはり面積で上限を設けないと2町、3町やっている方もいらっしゃいますので、そのあたりの上限を設けて、上限の面積と、それに対する肥料の限度額の決定は、行政が指導している1反歩当たりの施肥量を基準として行いますので、1反、2反、3反、4反、5反と段階的に、そのような形で上げていきたいと、具体的に「いくら」と言いたいんですけども、それは今は言えないということで勘弁願いたいと思います。早急に対応したいと思います。

○8番（宮田 到君）

打ち合わせしてないからできないという話なんでしょうけど、上限1反歩でいくらですから、何反歩までとか、それは無限というわけにもいかないはずですから、何十袋ぐらいまではいけるかという。

○産業振興課長（郁島武正君）

今は、平均的に1反当たりスモモの場合は6袋、タンカンが10袋ですと、スモモ、タンカン混植している方もいらっしゃいますので、1反当たり8袋とすると、仮に計算した場合ですが5反だと $8 \times 5 = 40$ 袋となるかと、仮の計算でございますが、1反当たりの施肥量というのを基準にして協議していきたいと考えているところです。

○8番（宮田 到君）

聞き漏らしがないように伝えていきますが、そういう農家さんは野菜も作っていますので、果樹だけでなく、農家の方は野菜も作っていますので、そこらあたりも枠の中に入れてくださいね。

○産業振興課長（郁島武正君）

今のそのような制度にする場合、栽培面積を把握するのが先決だと思って、個人ごとの栽培面積の把握をしているところですが、スモモの畑の中に野菜を作っている方もいらっしゃいますので、そのような方は、スモモの栽培面積だけになると、肥料は別なものを入れるかもしれませんが、栽培面積なら栽培面積だけにしないと、なかなか把握が難しいかなと考えているところでございます。

○8番（宮田 到君）

やはり、ぜひ理解していただきたいというのは、やっぱり農業に肥料はつきもので一番使う、金銭的にも負担がかかるということです。いろいろなものをやりくりしてでも、ほかの補助のやりくりをしてでも肥料に対しては、十分な助成をお願いしたいと思います。

次に、特殊住宅の件なんですが、これは総務課長、現地を見てきましたか。

○総務課長（政村勇二君）

現地の確認はしております。

○8番（宮田 到君）

どういう感じを受けましたか。

○総務課長（政村勇二君）

2階建ての物件でございまして、1階の壁は、ほとんど抜け落ちている状況で、2階に通じる階段も崩れている、2階の壁は若干残っている状況ではございますが、1階部分は、ほとんど吹き抜けの状態であるという現場確認をしております。

○8番（宮田 到君）

危険度として、どれぐらい感じましたか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、あの状況を見るとは飛散物、飛び散る可能性のあるものとしての危険度は、非常に高いものかなというふうな感じは受けております。

○8番（宮田 到君）

企画課長、特殊法人の住宅金融公庫に問い合わせをいたしましたか。

○企画観光課長（森永 学君）

はい、問い合わせをいたしました。

○8番（宮田 到君）

どういう話でしたか。

○企画観光課長（森永 学君）

まずは所有者のほうから自分たちのほうに連絡をしてほしいということでした。

○8番（宮田 到君）

これはですね、一時期住宅金融公庫が差し押さえたことがあるんです、事実。私どもは連絡をしたこともあります。ですが、個人が話をしたところで何も相手にしてくれないんですよ。一度お二人の方がいらっしゃって、写真を撮って帰りました。隣の方に「時々写真を撮っておいてくださいね」と言ったぐらいで、もう音沙汰なくなったんです。それが住宅金融公庫なのかと思いましたけれども、まだ借り主さんに返しているわけですね、持ち主は話しましたか。

○企画観光課長（森永 学君）

持ち主は元の持ち主となっており、住宅金融公庫、今は住宅金融支援機構というところに継承はされているんですが、そこは抵当を付けているということで、所有者は自体は、元の持ち主となっております。

○8番（宮田 到君）

最初は、滞納して不履行でなったときに差し押さえたのは間違いないんですよ、これを。ああいう状態になって、何も使えないから、また、その借り主に返したということなんだと思いますので、初めはいらっしゃったんですから、二人。

ですが、これはぜひ、行政にどうせこうせと言える立場ではありませんが、危険な住宅をそのまま、本当は個人が処分しなければいけない、始末しなければいけないということは重々理解しています。理解していますが、ああいう状態で置いてですね、隣のうちに被害があったり、また人に被害があったり、道路の横ですから、県道の横ですから、そこを通る人たちとか通る車に被害があったりとかしたときに、これは最終的に個人だといえればそれまでですが、人に被害がかかったときが大変だなと思っております。

ですから、多分今日は返事にはできないとしか言えないはずですが、村長、これは、お互い知恵を出し合って何らかの対策というんですか、方向性を見出すということに協力できますか。

○村長（伊集院 幼君）

我々も正式なことは、まだ決めておりませんが、議員のおっしゃるように、その特殊な物件だけでなく、今危険な廃屋というのが村内にもだいぶ見受けられますので、それを我々も、これまでは法的なことではしか話をしておりません。協力をもらえるところは、やっていこうということで、やっておりますけれども、それでさえも、なかなか進まない現状がありますので、その点については、我々も早急にどういう対応でやっていくのか、おっしゃるような地域住民に、いろんな形で被害が恐れがあるということは、先ほど担当課長も現地を確認しておりますので、その点については、我々も台風前には、いろんな形で行政として、どういことができるかということを我々も決めていきたいというふうに思います。

○8番（宮田 到君）

ありがとうございます。ぜひ対処に協力をしていただきたい。集落もそれなりの責任は負おうと思っていますし、人が危ない、財産が危ない、人の財産が危ないわけですから対処して、私どももそういう考えを持っていきたいと思いますので、協力をよろしくお願いします。

次に、バスの件です。今後の課題だと思いますが、今の答弁ではバス会社に路線を取得してもらうという方向でいくという方向なんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

まずは、道路運送法第21条という一時的という、緊急な措置ではありますが、有料運行とすることができるものがありますので、それによって運行をさせるということでもあります。

○8番（宮田 到君）

それは、どこに道路運送法の適用することを頼むんですか。今の委託先ですか。

○企画観光課長（森永 学君）

委託先が申請をして、運輸支局のほうで認可を得るということでもあります。

○8番（宮田 到君）

ぜひですね、この件は、これは今朝の新聞でも瀬戸内町や沖永良部ですかの事業団あたりも相当悩みを持って、どうしたら解決できるかというような考えを持って悩んでいるらしいんですが、私どもも、これは大和村がある限りやらなければいけ

ない、続けなければいけない問題ですので、やはり路線を取ってもらって、国の補助とかに適用するような路線で続けていってもらいたいと思います。

これは村民の願いでもあると思いますので、このバス路線を絶対消してはならないということを村長、約束できますよね。

○村長（伊集院 幼君）

これまでも集落座談会でも私も申し上げましたけれども、これはしっかり村民の交通、一つ的手段でございますので、我々もどうであれ、とりあえず維持していくということは、皆さんの前でしっかりお約束をさせていただきたいと思います。

○8番（宮田 到君）

村長の答弁、納得しました。そして、やはり早く路線をつくってもらって、一般の人も乗れるように、村民以外は乗れないとか、そういうんじゃなくてね、それは村長の、何というんですかね、経済産業省というんですかね、やはり陳情をしたりして、一日も早く一般の方も乗れるという、そういう免許をいただくような努力もしてくださいね、村長。

○企画観光課長（森永 学君）

4月6日からの運行も、村民以外の一般の方も一応乗れます。そして、ただし奄美市内においては、奄美市から大和村の方向へ向かうバスは奄美市では乗車のみ、大和村から奄美市の方向へ向かうときには、奄美市内では降車のみということになります。一般の人が名瀬に住んでいる出身者とか、それから大和村に用事があって向かおうとするときは、そのバスに乗ることができます。

○8番（宮田 到君）

これは、もちろん無料ですので、運賃は取れないでしょう。

○企画観光課長（森永 学君）

その道路運送法第21条の申請を今準備をしている段階でありまして、4月6日には、その国の認可、ちょっと時間がなく間に合わないのですが、その認可が下りますと有料として乗せることができるということでもあります。

○8番（宮田 到君）

その時は、村民も有料ですか。

○企画観光課長（森永 学君）

はい、有料であります。

○8番（宮田 到君）

とにかくにも、やはり村民の生命線ですから、これをなくさないように負担が

軽くというわけにもいかない、やっぱり負担は大きいでしょうが、その線をぜひ維持していただきたいと思います。

村長、それでいいですね。維持していきますよね、ぜひね。

○村長（伊集院 幼君）

先ほども答弁いたしましたとおり、しっかり村民の交通手段は我々が責任を持って対応していくということでございます。

○8番（宮田 到君）

では、これで一般質問を終わります。

○議長（勝山浩平君）

以上で8番、宮田到君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

夜間の部は、午後7時からとなっております。当局の皆様のお時間をいただきますけれども、御協力よろしくお願いいたします。

また、傍聴にお越しただいてありがとうございます。

-----○-----

休憩 午後2時21分

再開 午後7時00分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆様こんばんは、どうもお疲れさまです。

夜間議会、本議会において4回目の開催となりましたけれども、傍聴にお越しただいて誠にありがとうございます。

それでは、引き続き一般質問を行いたいと思います。

3番、藏正君に発言を許可いたします。

○3番（藏 正君）

皆さん、こんばんは。

貴重な時間に傍聴にお越していただきまして、どうもありがとうございます。

早速ですけれども、一般質問を申し上げます。

最初に、村当局及び関連部署の内部統制について伺います。

役場内各課及び関連部署において、朝礼やミーティング及びローテーションのある部署においては、業務引き継ぎ等が的確に実施され、意思疎通が図られたチームとしての業務の励行がなされているか。

管理職は、それを把握できているのか。また、現場に園長が不在の状況にある大和の園で、弊害は出ていないか。と通告いたしました。まず大和の園においての事故の関連について伺います。

前任の園長が退職された後、10月から3件の転倒骨折事故が発生しています。12月に2件連続で発生した後、先月末にも残念ながら1件発生しています。

園長不在の状況下で、職場の緊張感の欠如など内部統制上の問題はなかったのか、12月の連続事故の要因について徹底検証がされていれば、先月の事故は防げたのではないかとのお憶測がわいてきます。転倒に気づいた時点での的確な対処はされたのか、聞くところによると発見した時点では報告や連絡がされておらず、翌日発熱が確認されてから家族への連絡があり、病院へ搬送されたと聞きましたが、状況からすれば発見した時点で医師の診断を仰ぐべきではなかったのかなど、再発防止に向けた検証は十分に行われたのか、業務のマニュアルは徹底されているのか、懸念が残ります。

また、大和の園においては、空き床が解消されずに、赤字経営の状況にあります。園内の事故については、風評による弊害につながりかねません。このような状況の下で、今後の再発防止に向けた取り組みについて、村長はどのように考えているのが答弁を求めます。

各課及び関連部署の朝礼やミーティングの実施状況について、事前に報告をいただきました。診療所においては、ミーティングは毎日実施され、週に一度「業務改善検討会」が実施されています。大和の園においては、24時間のローテーションの関係から、毎朝引き継ぎを中心にミーティングが実施されています。

各課の朝礼の実施状況は、教育委員会が週に1回、産業振興課と保健福祉課が月に1回、他の課においては課長会前に業務把握を行っているのみです。

朝礼を行うことで、職員の健康チェックができます。また、緊張感や一体感の醸成にもつながります。さらには、職員相互の行動予定を把握することで、担当職員不在時の来客への対応にもつながります。また、若手職員の発言の機会にもなり、情報収集の機会にもなります。朝礼を実施してマイナスになることはないと思いますがどうでしょうか。

役場職員としての自覚と誇りを常時意識してもらうためにも、毎日の朝礼の実施は重要事項と考えますが、いかがでしょうか、村長の答弁を求めます。

次に、群倉の増設及び維持管理について伺います。

このたび県道に面した2棟の葺き替えが行われたことで、群倉の見栄えが一変し

ました。予算審査、現地調査で葺き替えの原料不足で、今後2年間で2棟の葺き替え予定とのことですが、腐敗が露出しているこの現状だけは何とか回避して、できるだけ早く5棟ともに見栄えのある状態にしていきたいと思います。このことは、これまで多くの村民が長らく要望してきた案件であります、村長の見解を求めます。

また、村民の要望という点では、敷地を拡張し、棟数を増やし休憩所及び販売所の機能を持たせた公園化を望む声がありますが、観光客招致に向けた将来構想の中で、そのような構想は考えられないのか答弁を求めます。

群倉の維持管理について伺います。維持管理の現状は100%外注ですが、その職人の下に村内の道路管理に携わるチームをあてがい、葺き替え作業に従事しながら技術の習得につなげることはできないか答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁の後自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんばんは。

本日は、夜間議会にあたりまして、傍聴の皆さんにお越しいただき本当にありがとうございます。

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えさせていただきます。

村当局及び関連部署の内部統制についての質問でございました。

まず1点目の大和の園での事故の対応についてでございますが、これまでも、それぞれの業種において検証する中で対応もさせていただいたところでもございます。

また、診療所の先生にもいろいろな形で御指導を仰ぎながら、その人の状態を診る中で、どういった対応をしていったらいいのかということは、これまでもしっかりと、それぞれの職種に当たっている職員に指導も行ったところでもございます。

しかしながら、議員の質問にもありましたように、検証がどういうふうになされたのか、ただ集まって話し合いだけでよかったのかということもありまして、これをやはり専門の指導者を配置しながら指導を仰ぐべきじゃないかということで、それらを今後対応していきたいというふうに考えております。近いうちに、その事故の検証等も含めた形で職員の指導徹底を図っていきたいというふうに考えているところでもございます。

また、現在、園長が不在ということでもございまして、我々もこれまで人材確保に、いろんな形でハローワークを通じたり、いろんな形で今募集もやっているところでもございますが、なかなか人材が確保できていない状況にありまして、実際は

体制が整っていない状況もございます。

今現在、園長不在の中で、保健福祉課長が兼務という形でございますが、早急に体制づくりに努めていきたいというふうに考えておりまして、この不在を解消しながら、しっかりとした皆さんの働いている現場で、どういう形で自分たちが取り組むべきかということを再度認識をしていただいて、職場の環境充実に努めていきたいというふうに考えているところでもございます。

また、職場における、各課におけるミーティング等につきましては、各課によって毎月定期的に行われている課や業務の進捗によっては、その都度行う課など、業務、職種が異なることなどから課によっては、様々な形で実施されている現状でございます。また、日々職員のローテーションのある消防分駐所におきましては、就業開始前に引き継ぎ簿等における交代点検を実施し、大和の園におきましても看護、調理、介護については、毎日ミーティングを実施し、業務の引き継ぎを行っているところでもございます。

そのほか、庁舎内においては、毎月職員朝礼を実施し、当番職員の思いや考えを庁舎内職員へ伝える機会を設け、他の業務に対する理解を共有することや役場職員としてのあり方についても訓示を行うなども実施しているほか、定例課長会を通じまして、各課の連携を図り管理職として各課の業務把握に努めているところでもございます。

まだしかし、これが私たちは十分とは認識しておりません。まだまだ職員の思いをしっかりと、どう我々が業務に対して努めることが村民サービスにつながるかということを我々も今後も追及しながら、いろんな形でやり方を考えていかなければならないというふうに考えているところでもございます。

次に、2点目の高倉の増設についてでございますが、先般の現地調査でも御説明申し上げましたが、現在の高倉の、とりあえず事業でできるもの、そして保守ができるものを早急に取り組みをさせていただきました。しかしながら、原料の確保について、これまで我々もある材料でということをやってきたわけでございますが、しかしながら私ども大和村にも、しっかりとした原料があるということで、原料の確保に、これまでも担当課のほうで鋭意努めてきたところでもございます。まだまだ我々も原料確保には、まだまだ不足している現状がございまして、早急にその原料の確保についても取り組みを我々もスケジュールを組みながら、今現在ある群倉については、しっかりとした対応をやっていきたいというふうに考えております。

我々も、その原料の確保については、なかなかこれまで、いろんな形で担当課の

努力によって情報を収集する中で、やっと少なからず原料の確保のめどがついたということでございますので、今後は定期的にしっかりとした群倉の管理に努めていきたいというふうに考えているところでもございます。

また、これまでも集落座談会において、以前の棟数を確保することはできないものかという御意見も賜っております。我々も今現在の群倉の敷地の中では、駐車場不足や休憩所もないということでございますので、今後、村としては隣接地権者の了解をいただきながら、どういう形で群倉を案内するかということも今考えているところでもございまして、用地が確保できていない部分もございますけれども、今後、私たちの周辺整備の計画を立てながら群倉の位置づけをしっかりと今後対応をとっていきたいというふうに考えているところでもございます。

また、この技術者の確保につきましては、これまで村内にいろいろな形で技術をわかっているということで、我々も対応した経緯がございます。しかしながら、それがなかなかうまくいっていないというのが今の現状でございまして、今回村内の方を指導いただきながらやったわけでございますが、まだまだ我々も不足な点がございます。

議員からございましたように、やっぱり作業に当たる技術者の育成をしながら、しっかりと地元でできることを我々も対応していかなければならないというふうに考えているところでもございますので、その都度今技術を持っております龍郷町の事業者を招きながら、いろんな形で我々は技術者の育成、また作業員の育成に今後努めていきたいというふうに考えておりますので、我々大和村の貴重な文化財をしっかりとした保存できるように取り組みをしていきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により自席のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○3番（藏 正君）

最初に、大和の園の点から検証していきたいですけれども、12月の半ばに骨折事故、転倒された事件が連続して発生しているんですね。その後に先月末に、また転倒骨折事故が発生していると、その12月の時点で徹底検証されて、問題はマニュアルというか、職員のマニュアルというのは完全にできているような気がしないんですね。その12月の事故があった中で、そのへんが検証されていれば、何らかの措置ができていたと思います。家族の方に、そのへんを聞きましても家族に対する連絡が随分遅くなって、転倒した後すぐには連絡がなくて、発熱があったりとか、そういう痛みが出てきた後から連絡がきているとかいう情報も聞いております。そ

のへんのところもマニュアルどおりになっていないんじゃないかなという懸念があるんですけども、このマニュアルというのは完全に出来上がっているものだと認識されているんですか。

○大和の園園長（神田雄一君）

今の御質問のとおり、事故緊急時の対応マニュアルというのはできております。

それと事故発生時の対応ということで、職員は認識していると思います。

○3番（藏 正君）

できているけど、これがまた再発につながっているというのは、要因としては、どのようなことが考えられますか。

○大和の園園長（神田雄一君）

議員の質問のとおり、12月8日と12月13日、連続して転倒しまして、大腿部を骨折してますけど、その後の検証・対策ということでやってますけど、認知症のある方は危険の察知ができないため、見守りが難しいが身体拘束をするわけにもいかず、見守れない時間帯の方法や、介護職員の担当割などを検討して、ベッドから落ちたりするもんですから、ベッドを撤去し、布団のような形で対応をしております。

また、センサーマットを平成30年度から購入の予定も検討しております。

○3番（藏 正君）

今、センサーマットと言いましたが、要するに夜間徘徊とかしたときに、何かブザーが鳴るようなシステムだと思うんですが、これが今そういった案が出ているわけですよね。12月で連続して発生したときには、そういった案とかいう、そのへんの検証は、ちゃんとされてないんじゃないんですか。その時に、そういった案が出ていたら、そういったのが既に導入されていてもおかしくないんじゃないんですか。

○大和の園園長（神田雄一君）

今、質問がありますとおり、夜間の場合は介護士は2名で宿直員が1人で対応してますけど、1人の方を24時間対応できていないような状況がありますので、できるだけ私も、2件続けてあった後に職員朝礼の中で、職員には目配り気配りでチェックするようにということで指示はしたんですけど、そういう続けて2件の事故があったような状況です。

○3番（藏 正君）

そのマニュアルはできている、だけど、そのマニュアルどおりに、ちゃんとその

業務を励行していこうという、全体的な職員間の意思の疎通というか、そういった関係が、意識というのが出来上がってないんじゃないんですか。

○大和の園園長（神田雄一君）

今の質問のとおり、確かに職員全体ということで、ある程度のマニュアルはできていますけど、今検討しているものが、やっぱり情報の共有ということで、全員の。今日の奄美新聞と南海日日新聞に、大和村の取り組みが載っておりますけど、LINEのアプリでしています「Join」というのがありまして、それは第一発見者が写真なり状況をすると全員が見れるという、セキュリティもしっかりしていますので、そのへんで職員の全体の共有を図っていきたいなと思っております。

○3番（藏 正君）

私は、今回の一般質問でテーマとして取り上げているのは、内部統制なんですね。内部統制を職員間で自分たちの業務に対する意識というか、現場の緊張感とかいうものをどういうふうにして醸成していっていますかというのが、今回の質問のテーマなんですよ、後から言う朝礼についても、そういったことをしていかないと、みんなの緊張感が高まってきていないんじゃないんですかというものも提案の一つなんですけれども、もっと大和の園は、平成29年度の繰入金金は1,400万円繰り入れしてるんですよ、平成28年度1,100万円、増えてるんですね。赤字なんですよ。その赤字の状態で、そういった事故とかいうのが、僕なんかこの間まで知りませんでしたよ。それが聞こえてくるというのは、どこかからの噂で聞こえてくるんですね。噂で耳に入ってくるということは、もう外で、そういった噂がなされているということなんですよ。

ということは、大和の園における信頼度というか、大和の園にできるだけ自分たちでみたいけれども、もうそういった施設に預けないとしょうがないという方たちが利用するわけなんですけどね、そういう方々が大和の園だったら大丈夫だよという形になってない、そういう風評が出ているということを感じるべきなんですよ。村長以下皆さん方、そこに緊張感がありますかということなんです。職員のみならず、こんな状況なんだよ、絶対にこういった事故を出したらいけないんだよという話し合いとか、そういったことがされているのかということ伺いたいんですよ。

○大和の園園長（神田雄一君）

確かに、今の2件続けての事故がありまして、こっちの研修としまして、また明日、鹿児島国際大学のほうから大和の園に講師としてこられて、虐待と転倒防止の、大和の園以外のところからの指導員を呼んで研修をするなり、そういうことが

ないようにしていきたいと思います。

それと、先ほど大和の園の赤字の話をしておりましてですけど、赤字のほうは、多分30年度は赤字は出ないと思います。

それと、減少減少と言ってますけど、確かに私が10月1日来たときには37名でした。今現在41名で、今月2名入る予定で入所の数は、だんだん増えてきているような感じでございます。

○3番（藏 正君）

確かに自然減少している中で、また入所者を補充していつているというところの努力されているところは、理解するんですけども、認知症の方で、どうしても管理がなかなか行き届かないからしょうがないということじゃなくて、認知症の方を預かるんだと、だから、そういった事故は起きやすい状況にあるというのをわかっているわけですから、その中でも絶対に事故を起こさないようにするためには、どんな手立てがあるかというのを、さっき言ったセンサーの導入とか、モニターの導入とか、いろんなそういった機材に頼ることも必要ですよ。そういったことをみんなで提案しながら、大和の園における安全の確立というのをみんなで、もう一度、緊張感を持った中で検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、同じようなことですが、役場の朝礼とかミーティングの実施状況を総務課長にちょっと調べてもらいましたけれども、ちょっとびっくりしたのは、毎日の朝礼はどこもやっていないんですよ。普通考えても一般の企業とかいうのは毎朝朝礼を行って、職員とか社員の行動予定とかを確認してですよ、朝礼をする。さっきの壇上でも言いましたけれども、朝礼をすることで、声を聞くことで簡単な健康チェックもできると思うんですよ。風邪気味なんだとか、二日酔い気味だとか、そんな形での健康チェックにもつながるし、今日は誰々は外勤でいないんだ、だったらその代わり来客が来たときには誰か対応を頼むよとか、そういった細かい打ち合わせというのは絶対にやって、余りがないぐらい何かあると思うんですね。

朝礼というのがないというのは、朝出勤して掃除とかするんでしょうけど、何かだらだらと始まっていませんか。業務がだらだらと始まっていつているように思えてしょうがない。やっぱり朝礼をするということで、少しの緊張感というのが発生するんですよ。緊張感が発生して、じゃあ今日はこうやって、よしみんなで頑張っていこうねというような、この下で管理職の掛け声の下で一日の業務が始まっていくというのが、何か当たり前の姿なんじゃないかなと思うんですけど、いかがです

かね。

○総務課長（政村勇二君）

議員のおっしゃる朝礼の必要性については、わかる場合がございます。若手職員の健康チェックに関しても、朝礼といわず、まず社会人としては、管理職が出勤して、あと職員たちが出勤する際には、挨拶等もしますし、その上で毎日、私より早く来た職員に対しては若干難しいですが、必ず私の目の前で出勤簿を押します。その中で挨拶の状況等とかでも、職員に関して把握することはできると思います。

先ほど村長の答弁でもございました月に一度は全体朝礼をしているというところで、その中で各課からの当番職員を決めた上で、その中で自分の意見、思い、職員としての思いであったり、業務に対する思いというのを伝える場を儲けているところでございます。

そのほか、若者の意見も出すべきだ、課内会の中で、そういった話などもできるんじゃないかという話ではございますが、そういった中でも昨年は一度しか実際実施されなかったですが、自主性の職員研修というものも一度は実施されました。こういった中で、職員みずからが発案してやっていきたいというところには全面的に協力していきたいというふうに思っているところと、またあわせて、職員が健康も含めてなんですが、相談をしやすい職場環境づくりというのは、やはり管理職である我々と職員との信頼関係があつてのことだと思っておりますので、そういった職場環境づくりをするために管理職としての研修も行いながら、情報共有を図っていきたいというふうに思っております。

○3番（藏 正君）

月に1回のそういった全体会議とかと、毎日行う朝礼とでは全然意味合いが違ってくと思うんですよ。月に1回発言の機会といいますけど、それには何か準備していきますよね。毎日行う朝礼というのは、その日その日1日の緊張感の醸成のためには、朝の朝礼というのは欠かせない、やらないという理由がないと思うんですけど、できないことはないと思うんですけど。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、やっぱり職員の意識を持つためには、毎日の朝が大事だということは、重々我々も理解していますので、今までになかったことを我々も一つ一つ変えていこうと、やっぱり職員の意識も変えていこうということが、今の朝礼の始まりであったり、トイレの掃除をみんなで手分けしてやるということを一

一つ一つやっていこうと。それをまだまだおっしゃるようなことができないのは、いってみると、ただ職員の意識がないわけじゃなくて、我々がやっぱり仕掛けをしながら人をどう育てるかということも我々が考えていかなければならないというふうに思っています。おっしゃるように我々は、月に1回で満足しておりません。

今、倫理研究所というところが、今は職場で、おっしゃるように民間は毎朝朝礼をして、今日は何をするということをそれぞれの社員が気持ちを持って、そして一日始まるというのは、私は大事なことだとも思っています。

しかしそれが、私にやらされているんじゃないくて、やっぱりみんなが、この朝礼はいいんだという気持ちを持ってもらうことも大事じゃないかというふうに思っています。

ですので、毎日というのは、我々もその必要性をみながら、おっしゃるよう一つ一つ変えていくことも大事じゃないかというふうに思っています。それをやはり私が言うように、やらされているんじゃないくて、みんながこの朝礼は大事だということを議員の質問にもありましたように、これは職員だけじゃなくて、管理職の皆さん一人一人が、その気持ちを持ってやっていくことが大事だというふうに思います。

それが、先ほど言った大和の園の問題もそうだろうし、やっぱりその職場で働いている人の自分たちが何をしなければならぬかということをしっかり植え付けるというか、育てていくというか、情報を与えてやっていくのが我々の仕事であると思っていますので、それはしっかり我々も、この大和の園の事故に対する対応も、我々もこれで終わらせるということじゃありませんので、しっかりどういう形が本当にね、このマニュアルがあってもマニュアルどおりに進められていないということが、その後の結果に表れていますので、そのやり方を我々も変えていかなければならないというふうには思っています。

ですので、やっぱり職員の考え、その意識を高めると言葉では言っても、それをだったらどういうことで行動に移していくかということが大事じゃないかとも思いますので、その点については、議員の今回の質問に対しての我々は、またしっかりその思いと、しっかり我々の周りを検証しながら、今後どういう形で取り組んでいくかということをお我々もしっかり検討させていただきたいというふうに思います。

○3番（藏 正君）

今村長がおっしゃったとおりで、そういったことというのは、例えば、私たちが朝礼するべきじゃないかといって、それを村長が、じゃあ朝礼しなさい、こういう

ことじゃないと思うんですよね。やっぱり自分たちで、どうやったら職員の管理ができるのかとか、やっぱり管理職の皆さん方が自分たちの判断の下で、どうしたら一番職員が役場職員として自覚してやってくれる、そういったことのやり方というのは皆さん方の手腕の中だというふうに思いますけれども、でも申し上げたいのは、例えば、今、村長がおっしゃっていた倫理研究所が出している「職場の教養」というのがあって、これなんかも利用しているところがたくさんありますよ。でも、その中で、これがどういうあれをしているのって聞いたら、気づきの世界、自分は今まで気づかなかったけど、ああそういうことをやっているんだ、朝そういったことをしたら気分がよくなるねとか、そういったお互いに気づいて、これをやってみたらいいよというような、この気づきの世界を毎朝、この教養の中にあるやつを読み上げることだったり、それじゃなかったり、もっと進んでいるところは自分が自分なりに体験した体験談をそこで話してみるとか、人から聞いた話でも、何でもこういったことで、うまくいっている人がいるよとか、そういったことを毎朝そういったことをお互いに、今日の発表者みたいな形で決めていって、その人が緊張する中で発表して、そのことをみんなで理解したらなるほどという、お互いに気づき合うというのを毎日やっていくことで、随分と高まっていくんですね。私は、役場職員としてこうだねというのを毎日それを言い聞かせるみたいな、そうといったことで、少しずつ少しずつその人に積み重なっていくものなんですよ、教養という形で。その毎日するということが、その積み重ねというのが大事なんだよというのは、皆さんに理解していただきたい。

その中で皆さんの判断の中で、その職員に対してどういうことをしたら一体感が生まれていくんだろうとか、緊張感の中で仕事をしてもらわなくちゃ駄目だよとか、よく僕なんかは議会報告会なんかで行くと、役場に行ったけど、誰々さんの対処が遅くて随分待たされたとかあるんですね。そしたら、担当者がいなかったから今日はできませんと帰されたとか。そういったことは、前から言われていて皆さん方は聞いているわけじゃないですか、そういった苦情は。そういったのをどうやっていったら解消できるんだろうとかいうのも、今日は不在だねと、自分が不在のときに誰か尋ねてきたら対処お願いよとか、そういった話も毎朝の朝礼がなっていけば、その中で少しずつシステム化されていくと思うんですよね。そういったものをどうやったらあれができるのかというのを皆さんが考えるか考えないかで全然違ってくると思いますので、僕に言われたから朝礼をし始めましたじゃないんですけども、皆さんの意識の中で自然とそういった朝礼とか、毎日の何か気づき合いという

のを何かの形で始めていってもらいたいと、それは期待して、どこかが動き始めたときには喜びたいというふうに思います。

あと群倉のことについて伺います。現地調査、この間、予算審査の現地調査の中で群倉を見させていただきました。天井のイリキヤでしたか、あれがきれいに出来上がっているだけでなく、すごい見栄えがあって、前面の2棟がすごく輝いていて、すごく気持ち良くなりましたけど、早速、後ろの今後の予定のやつを見てみると、もうボロボロになっているんですね。原料がないからということで、平成31年度に1棟、32年度にもう1棟ということで、あと2年待たないと全棟そろわないのかと思うと、なかなかそこが納得できるところじゃなくて、一応右端のやつなんというのは、大和村の有志のメンバーでススキだけで葺いているはずなんですよ。ですから原料というのを細かいところまでじゃなくても、そういったススキで対応するにしても、イリキヤをきちんとした形で5棟をできるだけ早く整備してもらいたいと思うんですけれども、いかがですか。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

群倉のイリキヤの件ですけれども、それにつきましては、やはり議員がおっしゃるようにイリキヤが出来上がるだけで、かなり見栄えが変わってきております。

その中で、大和村については、県の補助事業などもいただきながら、全面葺き替えをしているところです。あくまでのイリキヤだけの葺き替えというのは、やはりどうしても材料が古くなっているんで、そういうところの補修とか、あとはイリキヤの部分の見栄えをよくしたりとか、そういうことで先に応急的にさせていただいている部分がございます。

その中で、来年度につきましては、まず財源、材料の件、その次の年には議員がおっしゃった一番後ろのほうですね、それについては、全面葺き替えをしたいと思っております。そういう計画性のもとの中で、来年度はイリキヤの部分だけの葺き替えを1棟したいと、その次の年には、材料を準備しながら全面葺き替えを後ろのほうもしたいというふうに思っております。

○3番（藏 正君）

そこを何とか、31年度で二つイリキヤまで直せないですか、前面をする前に。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

予算的な面、そして材料の面とか、いろいろございますので、それにつきましては、また十分検討しながら、またいろんな原材料、個人、有志のものとかもございまして、それはなかなか、そういうことなども考えながら十分検討してまいりたい

いと思います。

○3番（藏 正君）

できるだけ、やっぱり5棟そろって見栄えがいいというのと、全然違うんですね、二つだけできただけでも、あの部分見栄えがありますから、ぜひ何とか善処していただきたいと思います。

それとあと、葺き替えの技術のある中で、今、大和村から1名だけ葺き替え作業に入っていってもらってるんですけど、その方が言うには「見よう見まねで結構覚えられるもんだよ」という形で言って、自分が一人だけそこに参加しているというのがどうもあれで、もっと複数の人が、いわば原料確保から、ススキだったり、そういったものがいっぱいある所を刈るときには、そのススキを原料として高倉のほうに持ってくるとか、そういったものを今、村道管理とか、道路の維持管理でいっているチームみたいな形でできていますよね。そのチームの一つにも高倉対策の原料確保から、そういった葺き替え作業があるときには、そのメンバーみんなに入っていってもらって一体作業を一緒にやってもらって、こういった形で進めるんだなというのをチームに覚えてもらうというような構想はどうかと思って提案してみたんですけどいかがですかね。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

今年度の葺き替え作業につきましては、議員がおっしゃるように最終的にはお一人だったんですけども、こちらとしましては多くの方に声を掛けさせていただいております。

その中で、最初は加わっていただいていたんですが、やはり仕事の都合上、どうしても途中で今回は手伝っていただけなかった方。そしてまた、声を掛けたていたんですが、ちょっとその時期にインフルエンザ等がはやっておりましたので、それで体調を崩されてできなかった方もおります。

そういう中で、本人が技術を覚えたいという形で参加をしてくださる方もいらっしやいます。そういう方をぜひ中心にと思ってやっているところです。

議員がおっしゃいましたように、材料確保とか、そういうものを初めからこうやってできる方、チームとしてということでお話でしたけれども、今回やってみてわかったことですが、やはり龍郷町の業者の方、施工業者の方について一緒にやってもらいますと、どういう材料とか、そういうことまで教えていただけるのですから、多くの方を一気にではなくて、少数の方を少しずつ初めから終わりまでつけていただくほうが、今回手伝っていただいた方のように覚えていただけるの

ではないかと思っております。それも一人ではなくて、複数の方をお願いしていくようにしていきたいと思えます。その施工業者の方も、それでそういう形で対応していただけるということは了承をいただいております。

○3番（藏 正君）

そういった方がいないかなと思って、そういったチームを当てられたらどうかという意見だったんですけど、そういった方がいるのであれば、そういった方を中心にしたチームにさせていただいたほうが、ずっと効果的だと思いますので、そのへんで進めていただきますと思えます。

最後に、群倉の敷地の拡張と、増棟というんですかね、それについては、先ほど村長から近隣の土地、地主さんとのあれという、ちょっと答弁が最後まで聞けなかったんですけど、確認したいんですけど、そのへんの交渉とかいうのは始まっているんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今あそこの地区は、ちょうど今地籍が入っているところでして、その地籍が確定しだい実際買えるかどうか交渉をしたいと思っております。

○3番（藏 正君）

ということは、その交渉しだい、もちろん交渉しだいですが、そこが交渉できたら駐車場とか増棟とか公園化とか、そういったふうな構想があるというふうに考えていいんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

この前、先週現地視察に行ったときも、議員が乗った車とか、うちらが乗った車とか、その時は私は、いちばん最初に行ったんですが、後から車が来るということで、思い切り奥の端っこのほうに止めるなどして、しかもバックからそこに入って対応いたしました。ただ、向こうは止め方によりますと、そこはふだん車が止めるところを頭から突っ込んで、しかも県道側のほうギリギリに止めていたら、結局その1台しか入れないとかいう、そういう弊害もあります。あと数台入ったら、頭から入った車などが中でUターンできなくて、そのままバックで県道に出るということもあります。

そうしますと、大棚、毛陣トンネル側のほうからバックで出ると、かなり見通しの悪いものだから、あそこはちょっとバックで出るのは危険だなと思ってもおります。それで駐車場の増設は、ぜひ必要なものではないかなと思っております。

○3番（藏 正君）

ぜひ、駐車場の完備も必要だと思うんですけども、そこに休憩所構想とか、ちょっとした販売所とか、そういった休憩、販売ができるような公園化するような構想はないんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今のところ販売所のほうは、特に考えておりませんで、休憩所、土地などが買えたらなんですが、ベンチぐらいはあったほうがいいかなとか思ったりはしております。

○3番（藏 正君）

最後になりますけれども、確かにいきなり販売所構想というのは難しいと思うんですが、来られた方が、そこら辺に無人販売所でもいいと思うんですよ、来られた方が、そこに特産品があって、そこでお土産を買って帰る場所がないんですよ。まほろば館まで行けばあれなのかもしれませんが、そういった来られた方が、何か手ぶらで帰さないような、そういった構想は必要だと思うんですけども、合同会社ひらとみさんが農産物を作ったりもしております。それと大和浜地区の方々も使い勝手のいいような無人販売所的なものを設置するというのは、このアイディアはいかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今後の検討課題としたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

議員のほうからも販売所、ちょっと車で行けば4、5分先にまほろば館というのがありますので、まほろば館を大いに活用していただきたいと思います。

また、無人販売所となりますと、あの場所が急傾斜地の枠の中に入っておりますので、そのへんを調べないと、そういったものが建てられるかどうか調べないといけないかなと思っております。特産品は、まほろば館でお願いいたします。

○教育長（藤井俊郎君）

高倉の価値、保存・活用ということで、ちょっと補足答弁させてください。

あの高倉は5棟ありまして、県の文化財に指定されております。どうしてかといいますと、まずは群倉であるということですね。ただ単に見られない。

それから、あれは明治の初めにできているんですよ。明治の初めというと今から150年前ですよ。すると、あの柱がまだ残っているわけですよ、150年も。あれには6月頃咲く、白い花が咲く、イジュがありますよね、あの柱を使っているんですよ。かたくて虫がつかない、それにも価値があるわけですよ。それと位置的

な価値、結局川のそばにある、火事が起きたらすぐ水がかけられる、そういう所です。

それから、人々がすぐそこに運びやすい場所にある、大和村は潮が満ちてくると、当時税が砂糖だったですから、明治の初めはもうなかったですが、砂糖をそこから積み出しするような、近く便利さもあったそうですね。

そういうことで、県指定の5棟文化財になっております。そして、風が当たらないですね。そういういろんな条件で価値があるもんだから、県が5棟文化財に指定されています。

それに対して、私たち教育委員会は、やっぱり保存・活用に努めなければいけないわけですね。蔵議員からもありましたように、保存するときの屋根もちゃんとせんばいかんわけですね、雨漏りをしたけど、そのままで。それで私たちは長期的な展望に立って、カヤも大和村の場合は一番上が琉球竹、そしてススキ、そして、その下はマガヤ、そういうような葺き方になっているんです。龍郷町はススキ、マガヤ。ところが琉球竹というのは30年ぐらいもつそうですね。そういうことで、私たちも琉球チクを将来材料としてとるために、宮古崎と戸円の所に今つくってるんですね。そうすると長期的展望に立って屋根を葺くと長くもつわけですね。そういう配慮などをやっているところであります。

そういうことで、そういう価値があるもんですから、教育関係の方とか、建築関係ですね。その方がここで研究、半分、観光で来るわけですね。そういうことで大和村の高倉は、大事にしなければならないと思っております。

以上です。

○3番（蔵 正君）

終わります。

○議長（勝山浩平君）

以上で3番、蔵正君の一般質問を終わります。

続きまして、1番、前田清和君に発言を許可いたします。

○1番（前田清和君）

皆様こんばんは。本日はお忙しい中、傍聴に来ていただき誠にありがとうございます。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります3点ほど質問いたします。お疲れのこととは思いますが、しばらくの間お付き合いいただきますようお願いいたします。

いよいよ平成の時代も終わり、本年4月1日には年号が改元され新しい時代がやってまいります。

昨年11月に村政施行100周年を迎え、これまで本村が築き上げた歴史と文化、また行政改革を継承しつつ、今後新たな取り組みにおいても期待しているところでございます。私たち議会も本村発展の上に行政と一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

それでは、一般質問を申し上げます。

まず1点目は、地域おこし協力隊について伺います。

平成28年度から本村で採用しております地域おこし協力隊の採用、雇用は本年はあるのか。また、採用があるとすれば、村長は、どのような人材配置をお考えなのか、お聞きします。

地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくものを目的とするとあります。

本村においても、地域おこし協力隊の方々は、それぞれの夢や希望を持ち、地域の活性化、地域の発展のために働きたいという意欲を持って移住して来られていると思います。しかしながら、実際は理想と現実に大きなギャップがあるように見られます。私自身から見て、今、現状思うことは、地域おこし協力隊の立場がただただ役場の臨時職員として活動しているようにしか見えません。果たして、このようなやり方、形でいいのか、採用時における抜本的な改善が必要ではないか、村長の答弁を求めます。

次に、2点目は「道の駅」構想について、伺います。

村長は、ここ近年の施政方針の中で、「道の駅」構想について熱い思いを持って実現に向け語っておられましたが、平成31年度の施政方針には、ひと言も触れておられませんでした。少し寂しい思いがいたしました。

奄美群島は、国立公園指定後、注目を浴び観光客増加の中、本村においてもNHK大河ドラマ「西郷どん」の放送に伴う、宮古崎が放映されたことで村外から多くの観光客が訪れ、観光振興による交流人口の拡大につながっております。

さらには、世界自然遺産候補地として推薦されていることを踏まえ、村内の観光振興の上に受け入れ態勢の整備、充実は必要不可欠であります。

こうした点からも道の駅構想は、このまま断念するのか、それとも実現に向け継

続して進むのか、また継続するならば、今後どのような構想で、この事業を進めていかれるのか、村長の答弁を求めます。

最後に３点目は、大和村集落丸ごと体験事業について伺います。

昨年から取り組んでこられたこの事業、１年間を通しての成果、実績はどうなっているものか、また平成31年度予算も大幅に増額されていますが、今後どのように進めていかれるのか。また、本年31年度中に、この体験事業として確立できるのかお聞きいたします。

NPO法人への委託によるこの事業、私自身どういう形で進められているのか中身が全くわかりません。村民の中で一部の理解者がおられたとしても、ほとんどの村民は理解できていないように思います。

果たして、このような状況の中で、大和村集落丸ごと体験事業受け入れ体制づくりが実現可能なのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

最初の地域おこし協力隊についての御質問も本年度の採用、雇用はあるのか、どのように人材を配置されるのかという御質問でございますが、御承知のとおり、本村には４名の協力隊員が在籍をしておりましたが、現在は育休中の隊員が１名在籍しておりますが、勤務をしている協力隊はいない状況でございます。

新たな隊員の募集につきましては、いろいろと協議を行いながら、やはり財政支援のある国の制度を活用し人材の確保を行うべきとの結論に至り、31年度中の中途採用になりますが、新たな協力隊員の募集を行うよう進めているところでもあります。

求める人材につきましては、合同会社ひらとみと連携をし、地域活性化に取り組む人材の募集を計画しているところでもございます。

そのために１点目は、農作業に興味があり、または、その技術を持っている方、２点目は新規加工品の開発に興味がある方、３点目は特産品のブランド構築に興味のある方、４点目はオンラインショップの運営に興味のある方など、合計７項目を掲げ、そのいずれかに該当する方として募集を行う予定にしております。

議員の質問の中にもありました人材の活用につきましては、我々も当初面接を行いながら、私たちの力になっていただけるだろうという思いの中で我々も採用を決

定したところでございます。しかしながら、なかなか私たちの思いに沿うような人材でなかったという点もあり、また私たちの対応が届かなかったという点もあって、なかなか継続ができなかったことも、我々も反省をしているところでもございます。

協力隊を活用することが、100%その地域に根差した人材なのかというのは、これは全国的になかなか難しいところもあるようでございまして、我々も採用に当たっては慎重に対応しなければならないというふうに考えております。

先ほど私が申し上げました人材につきましては、合同会社ひらとみの運営に直接的に関わるような業務になろうかと思いますが、その前に合同会社ひらとみの経営方針を明確に定め、農業を主とした特産品の開発、販売促進、高齢者の定期的な雇用など、「ひらとみ」の経営方針に沿って、それを更に伸ばしていけるような新たな発想を持った意欲ある協力隊を確保したいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の道の駅構想についての御質問でございます。

大和まほろば館周辺を複合型の観光拠点施設とする道の駅構想につきましては、これまで、どのような施設が大和村にふさわしいかなどについて、庁内の若手職員による検討会や関係課の課長、担当職員による検討会などを行ってまいりました。それらの意見を集約しまして、基本構想については、ある程度の完成をみております。しかし、基本構想に沿って計画を進めていくためには、現在の敷地面積では駐車スペース等も大変窮屈な状況でございまして、隣接の用地の取得が必須のことだということで、用地の確保を優先に行っていたところでもございます。

我々が進めた中では、当初地権者の交渉が可能だということで我々も進めていたところでもございますが、その方がお亡くなりになったことによって、大きく相続関係の進め方が難航した状況にございました。そういう中で、この用地の交渉については、産業振興課のほうで行いまして、現在の状況について少し御説明をさせていただきますけれども、必要な用地につきましては5筆、所有者3名の土地で面積が約1,853平米でございます。現在は、そのうち2筆、所有者2名、面積1,058平米の土地につきましては売買契約を締結し、取得が完了しているところでございます。残り3筆、所有者1名の土地につきましては、先ほど御説明申し上げた相続人による遺産分割協議が行われております。しかし相続人が7名ということで、いろいろと協議に難航を示しておりましたけれども、どうにか先日取得のめどがついたところでもございまして、今後事業の優先順位等を考慮しながら、道の駅構想につい

でも具体的な検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目の大和村集落丸ごと体験事業についての御質問にお答えいたします。

1番目の今年度の取り組みについてでございますが、当事業は国直集落丸ごと体験事業を基礎に村全体の取り組みへと拡大展開していくことを目的として実施をしているところでございます。今年度の事業内容につきましては、主に観光受け入れ態勢の構築、新たな民泊事業者の掘り起こし、掘り起こしに伴う体験型観光実施のための研修会や民泊事業に向けたセミナーを開催し、観光受け入れの土台づくりを中心に実施をしており、新たな民泊事業者が1件新規開業という成果が得られたところでもございます。

そのほかに、名音集落におきましては、子どもたちの視点で集落の魅力を発見し、どうすれば名音集落の魅力を来訪者に伝えることができるのかを要旨とした景観学習を行い、名音集落お宝探検マップとして作成され、今年度中に看板として集落内に2カ所設置予定でございます。

2番目の31年度中の体験事業として確立できるかとの御質問でございますが、次年度中には体験型観光事業者と民泊事業者を中心に、仮称ではございますが、大和村丸ごと体験協議会を設置予定でございます。協議会設置後においては、協議会を中心に体験型観光や民泊の開業支援、新たな観光メニュー開発を行い観光受け入れの裾野を広げるほか、一元的な情報発信、商品販売を実施し、観光受け入れ体制の充実を図ることで、交流人口の増加、観光振興による地域の活性化を推進してまいりたいと考えております。

まだまだ本村における受け入れ体制が整っていない現状は、私が申すまでもございませんけれども、大和村ならではのできる観光受け入れをTAMASUさんを中心に、大和村全体で取り組みが進められていくことが、我々としては今後重要ではないかというふうに考えているところでもございますので、議員の皆様の御理解をいただければというふうに思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（前田清和君）

ただいま村長の答弁をいただきましたが、この地域おこし協力隊ですが、先ほどありましたけど、平成28年から4名採用され、1人は今、育休ということで、去年3名入られて、その3名の方が1年で辞められたと、先ほどから村長が合同会社ひ

らとみは、村長の思いでこういう会社をつくって、そこに力を入れているというのはすごくわかるんです。ただ、地域おこし協力隊というのは、先ほども申しましたように夢と希望を持って、この奄美に来て、そして、この大和村に来て何かしたいという思いで来ていると思うんです。村長が言われる合同会社で働いてもらうという条件じゃないと、地域おこし協力隊としては採用できないということで理解してもよろしいんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

地域おこし協力隊、合同会社ひらとみに関わる3名の募集につきましては、農業法人を設立する目的で募集をしましたので、募集要項の中に、その農業法人の業務内容を入れて、それに興味がある方ということで、その経験がある方ということで募集しましたので、申し込まれて面接を受けた方は、すべてそのような業務に就くというのは理解の上で任務をしていると思います。

○1番（前田清和君）

例えばですよ、村長、この合同会社に携わる業務というのは、これは村として地域おこし協力隊を募集する要項にあたって、これは外せないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

地域おこし協力隊員につきましては、役場の各関係各課のどの業務においても必要とする人材であれば、どの業種でも募集をすることはできるわけでございますが、31年度につきましては、産業振興課管轄のひらとみの部分で募集をしたいということで、今回は1名になると思いますけれども、若干募集を合同会社ひらとみ関係だけで募集をする予定にしております。

○1番（前田清和君）

産業振興課長にお伺いします。

昨年まで勤めていた3人なんですけれども、実際合同会社で携わって業務をしましたが、協力隊とのそういういろんな業務の内容の話し合いとか、実際3年間の契約ですけど、1年1年の契約で結局1年足らず続かなかったということは、やはりそこには何か結局地域おこし協力隊として、大和村に来て、結局その思いが自分の思いと自分が携わっている仕事がマッチしなかったということじゃないんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

前田議員のお話だと、3名が3名同じ理由でお辞めになったというような感じを受けますけれども、私が理解する限りでは、3名それぞれ理由が違うと、残念ながら1名については、自分の思いと実際に入った業種が違うというのもあったかもし

れませんが、全員が全員そうではないと、仕方なく辞められたという方もいらっしゃるということでもあります。

○1 番（前田清和君）

私自身思うんですが、平成29年、今から2年前です。平成29年4月に所管事務調査で奈良県の曽爾村という所に行かせていただきました、議員と。

その奈良県の曽爾村は山奥のちょうど大和村と同じぐらいの1,500名ぐらいの人口で、集落も10集落、全く大和村と同じような状況でした。その集落に行かせてもらったら、各集落で地域おこし協力隊が、それぞれの持ち場、立場で集落づくりの中心となってやっている姿を見てすごい感動したんです。例えば、焼酎を集落で運営したり、また工房を地域おこし協力隊を中心に集落の方々でやったり、またキャンプ場、地域おこし協力隊を中心に、その集落でいろんな集落づくりをしてですよ、その集落自体が地域おこし協力隊と一緒に自分たちの集落づくりに励んでいる姿を見て、本当に地域おこし協力隊の役割というのは大きいんだなというのをつくづく感じたんですが、例えば、大和村もこれぐらいの1,500名、10集落、11集落であれば、すぐすぐ全集落に配置じゃなくても、まずは3番目にあげています体験事業に僕はつながると思うんです。NPOに任せるんじゃなく、やはりそれぞれの集落から、こういうのを自分たちでつくっていくべきものだと思っておりますので、村長どうですか、この各集落に地域おこし協力隊を、すぐすぐじゃなくてもいいですから1人ずつ置いて、そういう方を中心に各集落の活性化へつなげるというふうに考えられないですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃるように、それは理想であって、まあ成功事例もあります。私がさっき答弁申し上げましたが、やっぱりいろんなそぐわないところも全国では起きておりまして、ただ我々も失敗をしながら次のステップに進めるためにはどうしたらいいかということで、まず我々がしなければならないことを一つ一つ着実につくり上げていこうということで、今回、合同会社の協力隊をやろうと。

おっしゃるようにNPOよりも協力隊が率先してやるところは、多分すぐすぐはできないと思います。我々も今できることをやっていこうということで、今いっている民間のNPOが、今手がけているものですから、そこで一つ土台づくりをしていただければ、輪が広がっていくんじゃないかという思いでございますので、そこには協力隊を使わないとは申しません。

窓口は、我々、今いる協力隊を窓口として、しっかりやりながら広く広めていこ

うという取り組みを今考えております。ちょうど今産休で休んでいますので、そこら辺を我々もしっかり次のステップにどう進めていくかということをしてしながら、やっぱり協力隊を活用していかないと、やっぱりまだまだ私たち職員も、その対応のまずさがあって、いろいろそぐわなかった部分があったもんですから、どういう形の協力隊の活用がいいのかということも、我々もしっかり考えていかなければならないと思っております。議員の質問にありますように、それぞれ集落に入っていれば、大変ありがたいことだと思いますので、やっぱりみんながみんな、そういう人ばかり来るとは限りませんので、私もさっき申し上げました人選にも、我々も、ちょっとそこに入り込んで、どういう形で大和村で活躍してもらおうのかということも含めて、我々是对応していきたいというふうに思います。

○1番（前田清和君）

村長が今、答弁いただきましたので、今年度は合同会社ひらとみを更なる飛躍するという事で、地域おこし協力隊と一緒にあって、また当局の職員の皆様方も、とにかく来る人は意欲を持って希望を持って来ますので、そういう方々のお力になれるような行政の指導であっていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の道の駅構想ですが、村長から用地買収の件で少し戸惑ってしまったと、今年度中には用地が確保できれば、道の駅構想は継続すると、構想はあるということで聞いて、ちょっとほっとしました。

実は、本当に申し訳ないんですけど、大和村というのは飲食業、県道79号線、国直から見ても、今里まで行っても、お店があるというのは津名久のやきとり屋さん、林商店、あと県道を走っていくと、八方園、県道路沿いには、この3カ所しかないんですよ。食べる場所というのは、八方園かママさんとか、あとの集落というのは個人商店であったり集落の中にあるもので、全然買い物はできない。観光客が来ても「お店がない、お店がない」と言うんですよ、それはそうでしょう、お店自体が各集落ないところもありますから、せっかく観光客が来ても結局大和村に外貨を落とさずに、そのまま帰ってしまう、これではせっかく観光、交流につながっているのに、本当に大和村には1円も入ってこないんですよ。そう考えたときに、やはり道の駅、観光客が今来ている間に、しっかりとした観光客が利用できるような、そういう場所というのは、本当に一日も早く、これは実現できることが本当に望ましいと思っております。

用地売買で2年ほどかかっているような状況ですが、村長これは、まほろばの横の用地以外に、例えば1カ所だけでなく、ウラウチシモホウとか、別にまほろば

は、まほろばでもいいと思うんですよ。ただそういう場所が、やっぱりもう1カ所、2カ所ぐらいあるとね、もっともっと本当に観光客にとっても、また村民にとっても外貨が落ちてきますから、すごいこれも村にとってもありがたい起爆剤になると思うんですが、まずはとりあえず、まほろば、毛陣、そしてまた財政的にも今後もう1店舗とか、そういうことも考えることも必要じゃないかなと思うんですがいかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃるように、いくつもあったら、そこに外貨を稼ぐ手段はあるかと思えます。

しかしながら、大和村でまず何をやるべきかということを我々も考えたときに、今まったくお金が落ちてないことはありません。我々も少なからず、いろんな女性の研究グループの皆さんやら、いろんな知恵をいただいて、少なからず小さいまほろば館というのをこうしてつくらせていただきました。そこで、スモモソフトをつくったために大きな効果をもたらせております。

ですから、我々としては大和村に人を呼び込む仕掛けが必要でないかということで、NPO「TAMASU」さんと連携を図りながら、体験型観光、そして体験型農業をするための基礎づくりである、合同会社ひらとみがうまく活用できれば、多くの方が大和村を訪れてくるんじゃないかというふうに考えております。

そういう中では、やはり食事がないというところもございますので、まずは、そういう道の駅なるものの施設をつくって、そこで休息し、そこでちょっと定食ができるような施設もできれば、いろんな形で波及効果につながっていくんじゃないかというふうに思っています。

我々も国直から、ずっと我々が場所を当てる所をピックアップしながら進めてきたところでもございますが、やはり県道に近い所が一番場所的にはいいのかなということもございまして、国直の集落の一部も何とか交渉できないかということも以前は当たったこともございます。

ですので、いろんな形で展開が進めていければ、自ずとして我々がしなくても民間がそこに入り込んできて、いろんなこともやっていくんじゃないかというふうに考えておりますので、しっかり一つ一つを我々もつくり上げながら、多くの人に大和村に来ていただくということをして、我々も取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○1番（前田清和君）

早期実現が、構想が実現できますよう心から願っております。

それでは、最後になりますが、大和村集落丸ごと体験事業についてです。

昨年度、平成30年度はNPO「TAMASU」さんに委託ということで、400万円事業を出しておりますが、実際に、この30年度で、そういう会合に集まった構成員とか協議会とか年に何回開催されたのかとか、行政は把握できていますか。

○企画観光課長（森永 学君）

会合のほうは、新しく始めた会合が2件ございます。

それ以外は以前、従来TAMASUのほうが行っていた取り組みなどでありま
す。

昨年度、新しく始めた研修として、民泊の開業支援、こちらはTAMASUのほうで行っております。

この研修会のほうは、防災行政無線でも村内の方々に放送をさせていただいた次第でもあります。また新聞等にも、その時の様子は載ったところであります。

あと、またモデル地区ですね、どのような観光地が体験型観光として、また、その集落内でのルールづくり、それはモデルづくりも国直集落の中で検討を行っております。

○1番（前田清和君）

私は、最初の質問でもさせていただきましたけれども、私自身が、この集落体験丸ごと事業の中身が全くわからないんです。もちろん、企画観光課長に聞けばわかると思うんですけど、私自身以外、村民の方々もほとんど「TAMASU」さんに委託して、こういう事業をしていますよというのをごく一部しか知らないと思うんですよ。

そういう中で、各集落体験事業、集落集落で、こういうのをつくっていかうといつても、僕はちょっと無理があるんじゃないかなと、ましては区長さんでも、こういう協議会にも入らない、集落の長がですよ、そういう体験事業に加わらないというのは、僕は果たしてTAMASUさんだけに任せておいて、結局400万円も、今年は800万円ですよ、倍額の予算を組んで、じゃあそのお金はどうなってるのって、これは村の税金です。

これはやっぱり、去年もそうですけど、「TAMASU」さんに出した400万円の会計検査とか、そういうのはちゃんと行政は把握していますか。

○企画観光課長（森永 学君）

こちらのほうは、まだ今年度30年度は終わっておりませんので、3月末に実績報

告が上がってきます。

○1番（前田清和君）

僕は「TAMASU」さんを批判しているわけじゃないですよ、確かにNPO「TAMASU」さんは、国直集落において、本当に集落で一つにまとまって、大和村では理想の集落なんです。僕から見てもうらやましいです。僕が大棚でやれといわれても、なかなかあそこまでできないと思います。

ただ、何か最近思うのは、行政も当局も何かあったらNPO「TAMASU」さんにすべて委託してお願いすれば、TAMASUさんがやってくるよという、ちょっとTAMASUさんに甘えている部分がありにもないのかなと、何でも何でも丸投げして、委託して予算を出せばTAMASUさんがやってくれるよって、行政はしないでもやってくれるんですよって、そういう甘えが少しないのかなと思って、ちょっと心配なところがあるんですが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今、大和村の観光の中心は、今の中心はTAMASUさんがかなりの大きな成果を挙げたことで観光客が増えているものと感じます。

その指標といたしまして、シマ博とかがあるんですが、TAMASUがシマ博に出展するまで、2016年までは34人が最高でしたが、TAMASUが出展し始めた2016年夏以降は、シマ博夏で平成28年が284人、平成29年が443人、平成30年が499人と右肩上がりに上がってきていることが、今TAMASUの大和村における観光の主流を占める分だと考えております。

そういった人を集める能力、そのへんなどは私どもよりも民間、成功している団体のほうがありますので、そこをお願いをするということは、間違っていないことだと思います。ただし、行政は何もしないんじゃないかと、それをバックアップする、例えばTAMASUから協力要請があったら、それにも役場のほうからも応援もする。そして、TAMASUが先ほど言いました研修会なども行うとしましたら、防災行政無線での放送も行う。そういったバックアップはしているつもりであります。

○1番（前田清和君）

昨年400万円から今年度800万円に上げた理由があればお聞かせください。

○企画観光課長（森永 学君）

昨年度当初予算では、400万円でありましたが、6月補正で更に400万円を追加して、今年の予算は昨年度と同様800万円となっております。平成30年度も800万円

あります。

○1 番（前田清和君）

すみません。補正をちょっと計算していませんでしたので、当初予算で400万円と言いましたが、前年どおり今年度も800万円と、800万円の委託する以上ですから、私たちも集落体験、今里から湯湾釜まで今年度確立できるよう願っているんですが、実は隣の奄美市なんですけど、「紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業」といって、もちろんこれはNPOも入ります。ただ各集落の団体、5人以上の団体で構成されていて、奄美市に住んでおられる方々、奄美市で何か集落を伝統文化を守りたいとか、各集落によって、こういう補助金を出しているんですよ。1集落に、いろんなグループにですよ、これであればTAMASUさんに、もちろん委託するのもいいですけど、だったらそれぞれの集落で有志で5人ぐらいの、今、地域支え合い事業をしてるじゃないですか、それぞれの集落に5、6名で、各集落で女性陣が中心に地域支え合い事業をしていますよね。ああいう形で各集落で、こういうことをやりたい、自分きゃのシマは、こういうのをやりたいというのがあるのであれば5人以上の構成で申請して、その集落グループに、こういう助成金を10割じゃなくてでもいいですから7割、8割でも、奄美市なんかを見ると大体50万円から60万円ぐらいの補助事業をして、その9割が奄美市からの補助でやっているんですよ。手取り10万円ぐらいで、その集落の活性化につながることをやっている、こういう事業があります、平成31年度も。

ですから、TAMASUさんも、もちろん活用しながら、こういう事業も検討したらいかがですかね。やっぱりTAMASUさんだけじゃ、よその集落の良さというのは、なかなか把握できないと思うんですよ、国直のことは知ってますけど、ほかの集落の良さというのは、やはり住んでいる集落の人が一番知っている。それであれば、集落に住んでいるその方々に5人だったら5人、6人だったら6人の、こういう構成のグループをつくって、じゃあ何か集落づくりにやりましょうと、したら村からこういう助成を出しますので、集落を盛り上げてくださいますと、こういうのを僕は逆に各集落で、これをやったほうが予算的にも、もっと軽減できるんじゃないかと思うんですけどね、いかがですか。検討してはいかがですか、こういうのを。

○企画観光課長（森永 学君）

今はTAMASUさんが中心になって特に進めようとしているのは、宿泊事業者、それと農家さんなどで収穫体験や畑作業などを一緒に行い、そして宿泊をする

とか、あとはトビウオとか、そういう実際に何か体験をして大和村に泊まって、また次の日、また大和村で何かを体験してもらう、そういうことを中心に今後は進めていく予定にしております。それで宿泊、観光客が申し込むものを一元化、TAMASUのほうで申し込みを受け付けて、各体験事業者のほうへ分配していくとか、そういった方向を考えております。窓口を一本化する方向で、今TAMASUは事業を進めようとしているところであります。

今、議員がおっしゃったような事業は、奄美市のほうが行っているとは聞いてはありましたが、まだ詳しいことは把握はしておりません。

今いきなり奄美市が行っているような事業を大和村の各集落のほうに投げかけても、なかなかそういった事業に取り組んでいただけるということも人口減少が進んでいるこの村としては、結構厳しいものもあるのではないかと思います。

また、そういった意思がある人たちがいるのであれば、TAMASUのほうにでもアドバイスをもらうことで、そういう事業も確立していくと思いますので、またそのへんは検討していきたいと思います。

○1番（前田清和君）

最後になりますけど、やっぱり集落づくりは、やはり自分の生まれ育った集落の有志で、やはり誇りに思ってるんですよ、皆さん多分そうだと思う、自分の生まれ育った集落というのは誇りです。であれば、やはり一人一人自分の集落が過疎化、高齢化されていく、そういうのはもう見たくないじゃないですか。であれば、これから何とか大和村は少ない、少子高齢化になっていく時代、あとは若いメンバーで、まずは集落づくりだと思うんですよ。そこにTAMASUさんが手がけて、これで確立できるのであれば、私も何も言うことはありません。

ただ、先ほども申しましたが、村民は、この事業をほとんど理解できてないんですよ。最後に言いますけど、やはりこういうTAMASUさんが、集落づくり体験事業を800万円の予算を使ってやっているということを、まず村民全体に知らせて、TAMASUさんに、そこに寄ってもらう、集まってもらう、そういう働きを行政はやっぱりされたほうがいいと思います。

私自身、中身が全然わからなかったもので、ほかの方々もほとんどわからないと思います。その携わっている構成員、協議会のメンバー、ごく数人でしょう、だと思うんで、今後31年度もこの事業をやるのであれば、まず村民にしっかり周知をして、こういう事業やっていると、皆さん方も一緒に大和村、村づくり、集落づくりに頑張っていきましょうよと、そういう声掛けをぜひ村民全体に知らせて、やは

り1人より2人、2人より3人、村民1,500名余りが力を合わせれば、僕は確立できるすばらしい大和村の体験事業ができると思っておりますので、ぜひまず、そこを担当課の皆さん方に強くお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（勝山浩平君）

これで、1番、前田清和君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

次回は、明後日14日、10時30分から予算審査特別委員会を行います。

新年度の予算審議を行います。

委員会も傍聴可能ですので、またよろしければ傍聴にお越しいただけたら大変ありがたいと思います。

10名の皆様に夜間議会傍聴にお越しいただきました。誠にありがとうございました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後8時31分

第 1 回 大 和 村 議 会 定 例 会

第 3 日

平成 3 1 年 3 月 1 9 日 (火)

大 和 村 議 会

平成31年第1回大和村議会定例会会議録

平成31年3月19日（火）

午後2時00分開議

1 議事日程

開議の宣告

- 日程第1 議案第20号 大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第21号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第22号 大和村水産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第23号 大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第6 議案第25号 大和村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第7 議案第26号 大和村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第27号 大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号～議案第14号について（予算審査特別委員長報告及び採決）
- 日程第10 同意第1号 大和村教育委員会委員の任命について
- 日程第11 大和村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 前田清和君
2番 重信安男君
3番 藏正君

6番 民文忠君
7番 池田幸一君
8番 宮田到君

5 番 勝 山 浩 平 君

9 番 奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 崎 一 也 君	書 記 太 純 一 君
--------	-----------	-------------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	藤 井 俊 郎 君
副 村 長	泉 有 智 君	教委事務局長	福 山 茂 君
総 務 課 長 兼選管事務局長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	森 永 学 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君	保健福祉課長 兼大和診事務長 兼大和の園園長	神 田 雄 一 君
住民税務課長	三 宅 正 剛 君	教委指導主事	小 原 和 博 君

開議 午後２時００分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 議案第20号 大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（勝山浩平君）

日程第１、議案第20号、大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

企業誘致を促進し、定住の促進、雇用の創出を図るため、大和村企業誘致立地等促進条例第２条と第５条の一部を改正したく御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、第２条は、現在の統計法で規定する統計基準で定められた日本標準産業分類の項目に合わせるほか、定住促進、雇用創出を図ることを目的とし、誘致企業の可能性の幅を広げるため、林業、観光業、宿泊業、飲食サービス業を追加しようとするものであります。

また、第５条におきましては、誘致企業が投資分を回収する意欲向上を図るため、改めようとするものでございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第2 議案第21号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（勝山浩平君）

日程第2、議案第21号、大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

平成31年度から新たな定住施策を実施したいため、大和村地域活性化定住促進条例第4条の一部を改正したく、御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、大和村出身の若い世代の定住促進を図るため、大和村振興基金の
条例施行規則で定める奨学資金及び入学準備金の返還助成を新設しようとするもの
であります。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第3 議案第22号 大和村水産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定に ついて

○議長（勝山浩平君）

日程第3、議案第22号、大和村水産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制
定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村水産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案の理由
を申し上げます。

大和村水産物加工施設の設置にあたり、条例の制定が必要となりますので、大和

村水産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定を行いたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

平成30年度地域振興推進事業で整備をしておりました大和村水産物加工施設の完成に伴い、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

条例の内容につきましては、加工施設の休館日や利用時間、使用許可、使用料、使用料の減免等について定めたほか、将来的には指定管理者制度も導入できるように、指定管理者に関する事項や、利用料金制度についても盛り込んだ内容となっております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第4 議案第23号 大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第4、議案第23号、大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例について、公園管理業務の一部で見直しが必要となりましたので、大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正を行いたく、御提案を申し上げます。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

今回の改正の内容は、県の魅力ある観光地づくり事業で整備されました大金久ふれあいパーク、戸円ふれあいパーク、国直サンセットパーク、大金久トゥルス公園、国直ウミガメ公園の五つの公園を条例に追加することと、また指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受するために、条例で定める使用料の範囲内で村長の承認を受けて指定管理者が定めることができる利用料金制度についても追加をいたしました。

さらに、グラウンドゴルフ場やキャンプ場等の施設の使用料について、20年間据え置かれておりましたが、消費税の増税や近隣市町村の使用料等を勘案し、今回改正を行おうとするものであります。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第23号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第5 議案第24号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（勝山浩平君）

日程第5、議案第24号、大和村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための税制上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、御提案を申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

大和村辺地に係る総合整備計画につきましては、平成30年度から平成34年度までの5カ年間で策定しておりますが、新たな事業の追加や事業費の増等が生じた場合は、その都度整備計画の変更を行うこととなっているところでございます。

今回は、交通安全道路整備事業、大棚1号線ほか10路線を新たに計画に追加し、また事業費の調整を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第25号 大和村過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（勝山浩平君）

日程第6、議案第25号、大和村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域自立促進計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村過疎地域自立促進計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進計画につきましては、平成28年3月定例会で策定いたしておりますが、事業の追加等が出てくる場合は、その都度変更することとなります。

今回は、2、産業の振興に観光関連施設整備事業を追加し、3、交通通信体系の

整備、情報化及び地域間交流の促進に交通安全道路整備事業を追加、9、集落の整備で空き家改修事業、定住促進住宅の整備戸数の追加及び住宅改修助成金を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第7 議案第26号 大和村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第7、議案第26号、大和村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の厚生

労働省令第63号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、大和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正を行いたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（神田雄一君）

内容の説明を申し上げます。

大和村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例第10条中、放課後児童支援員の資格者としている規定を教員免許法上の教員免許を有する方を対象とする方向へ改正するものです。

以上で内容説明を終わります。

御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第8 議案第27号 大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第8、議案第27号、大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村ひとり親家庭医療費助成条例の改正は、所得税法の改正により控除対象配偶者が同一生計配偶者に名称変更されたため、御提案申し上げます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（神田雄一君）

内容の説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する等の法律により、所得税における配偶者控除の見直しに係る改正が施行され、大和村ひとり親家庭医療費助成条例の第3条第4項中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第9 議案第7号～議案第14号について（予算審査特別委員長報告及び採決）

○議長（勝山浩平君）

日程第9、議案第7号、平成31年度大和村一般会計予算について、議案第8号、平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、議案第9号、平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第10号、平成31年度大和村大和診療所特別会計予算について、議案第11号、平成31年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第12号、平成31年度大和村集落配水事業特別会計予算について、議案第13号、平成31年度大和村大和の園特別会計予算について、議案第14号、平成31年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（重信安男君）

皆さん、こんにちは。

それでは、平成最後の平成31年度予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る3月5日の本会議において、本予算審査特別委員会に委託を受けました議案第7号、平成31年度大和村一般会計予算について、議案第8号、平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、議案第9号、平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第10号、平成31年度大和村大和診療所特別会計予算について、議案第11号、平成31年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第12号、平成31年度大和村集落排水事業特別会計予算について、議案第13号、平成31年度大和村大和の園特別会計予算について、議案第14号、平成31年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上8件の当初予算案について、審査内容と結果について、報告いたします。

本委員会は、3月7日、午前に主な事業箇所の現地調査を行いました。

産業振興課から地域振興事業による水産物加工施設及び毛陣地区の実証農園の説明を受け、教育委員会からは、高倉の説明を受けました。

また、企画観光課と産業振興課からは、磯平パークについて、総務課からは空き家改修事業についての説明を受けました。

また、書類関係の審査といたしまして、3月14日と15日の2日間にわたり、村長、副村長、教育長及び関係担当職員の出席を求め、一般会計及び特別会計の予算案の審査を行いました。

一般会計予算の審査については、14日終日と、15日の午後にかけて行いました。一般会計予算の審査は、村長の施政方針にある7項目の基本方針を軸に質疑を行いました。

審査の結果について申し上げます。

まず、大和村集落まるごと体験事業について、国の集落NPO法人TAMASUと定期的に協議を行っているのか。また、どのような仕組み、運営であるかという質疑に対し、必要がある場合、その都度協議を行い、大和村集落まるごと体験協議会において、TAMASUの成功事例に宿泊事業者や民泊事業者の受け入れ体制構築のため、研修会等を行っているとの答弁がありました。

また、観光客に優しい集落案内板の設置にあわせて、外国人観光客のニーズに対応するため、案内板の多言語化は行わないのかとの意見や、商店にパンフレット等を設置して、観光案内所的機能や商店の活性化を行ったかどうかという質疑に対し、案内板の多言語化や商店の観光案内所機能等について、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、近年の異常気象により、豪雨災害など頻繁に起こっているが、住民が安心して生活や避難できるように危険区域について防災マップ等により住民への周知徹底ができないのかとの質疑に対し、関係機関と連携して住民への説明会や最新の防災マップを提供し、周知徹底していきたいと答弁がありました。

次に、本村においても出産が増えており、ゼロ歳児保育が重要となってきましたが、今後の体制や待機児童解消策はどうかとの質疑に対し、待機児童を解消できるように園児の増加にも対応できるよう、場所の移転も含め検討会等を行い、早急に体制づくりを行いたいとの答弁がありました。

次に、村内の各商店は商工会へ毎月負担金を出しているので、商店活性化のためにも商工会が商店に対して指導や研修会を行っていただくよう提言できないかとの質疑に対し、本村も商工会と連携を行って対策を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、世界自然保護登録の観光客の増加が予想され、民宿や民泊の重要性が増してくると思うが、支援等を含め、今後どのような助成を行えるのか。また、意見交換会は行っていくのかとの質疑に対し、まるごと体験協議会の中で意見交換会を行

い要望に応じていきたいとの答弁がありました。

次に、本村の公営住宅の家賃は高い設定で住みたくても住めない状況である。また、公営住宅から他の住宅へ移動するための解消策はあるのかという質疑に対し、今後、公営住宅ではなく、定住促進住宅と空き家改修により、各集落の住宅不足の解消に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、まほろば館と生産者との連携がスムーズに行われていなく、スタッフの賃金アップや報償等によりモチベーション向上が図られ、生産者へのサービス向上にもつながっていくと考えられるが、どのような対策があるのかとの質疑に対し、今後スタッフに対し、成果に応じた対応策を図っていきたいと答弁がありました。

次に、現在は耕作が行われている農地で、今後高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地化してしまう農地について、どのような対応を考えているのかとの意見に対し、中間管理事業を活用し、推進委員や農業委員と連携を図り対応していきたいとの答弁がありました。

一般会計審査同日、15日午後、一般会計審査後、討論・採決を行い、全会一致で原案のとおり可決されました。

この後、各特別会計予算についての審査を一括で行いました。

簡易水道事業特別会計について、大和ダムの水質改善及び飲料水としていつから供給できるのかとの質疑に対し、水質改善はまだされていない。今後、水質改善を早急に行いダム稼働ができるようにしていきたいとの答弁がありました。

集落排水事業特別会計について、各世帯の加入率を上げるためにも各集落の住民説明会を行うとして、周知徹底を行ってほしいとの質疑に対し、戸別訪問等により周知を行っていきたいとの答弁がありました。

大和の園特別会計について、大和の園のスタッフや大和の園の大和診療所、行政職員とスタッフでの確な連携が取れていなく、改善策が必要と思うが、今後どのように行っていくのかとの質疑に対し、スタッフと、より密に連携を図り、また専門家による研修会を行い、事故が起こらないような対応策づくりに努めていきたいとの答弁がありました。

以上、特別会計予算の質疑後、一括して討論を行い、各会計の採決を行いました。

その結果、いずれの特別会計においても討論はなく、採決の結果、全特別会計全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会に付託を受けました平成31年度大和村一般会

計予算1件、各特別会計7件の予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに報告いたします。

最後に、当委員会では、委員長の予算審査報告とあわせて議会の意見を後日とりまとめて提出いたしますので、速やかに対処していただきますよう申し上げ、平成31年度予算審査特別委員会における委員長報告を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで委員長報告を終わります。

ただいま予算審査特別委員長から報告がありましたが、予算審査特別委員会は議長を除いて、すべての議員が委員となっております。

したがって、議案第7号から議案第14号までの委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、各議案の討論に入ります。

最初に議案第7号、平成31年度大和村一般会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第7号、平成31年度大和村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第7号については、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第7号、平成31年度大和村一般会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号、平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第8号、平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第8号については、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第8号、平成31年度大和村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号、平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号、平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第9号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第9号、平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号、平成31年度大和村大和診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第10号、平成31年度大和村大和診療所特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第10号については、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第10号、平成31年度大和村大和診療所特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号、平成31年度大和村介護保険特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第11号、平成31年度大和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第11号については、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第11号、平成31年度大和村介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号、平成31年度大和村集落排水事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成31年度大和村集落配水事業特別会計予算についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第12号については、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致です。

したがって、議案第12号、平成31年度大和村集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号、平成31年度大和村大和の園特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第13号、平成31年度大和村大和の園特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第13号については、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第13号、平成31年度大和村大和の園特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号、平成31年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号、平成31年度大和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第14号については、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、議案第14号、平成31年度大和村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

-----○-----

日程第10 同意第1号 大和村教育委員会委員の任命について

○議長（勝山浩平君）

日程第10、同意第1号、大和村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村教育委員会委員の任命について提案の理由を申し上げます。

大和村教育委員会委員の徳裕子氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めたく御提案申し上げます。

内容につきましては、総務企画課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村教育委員会委員の任命について、内容の御説明を申し上げます。

同意を求めています委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村大金久161番地、氏名、徳裕子氏。

生年月日、昭和25年11月18日であります。

履歴の主な概要につきましては、お配りいたしました資料のとおりであります。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、同意第1号、大和村教育委員会委員の任命について、同意を求める件は同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第11 大和村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（勝山浩平君）

日程第11、大和村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしとします。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員には、森忠夫さん、元山満雄さん、大江寿子さん、中山一さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました森忠夫さん、元山満雄さん、大江寿子さん、中山一さん、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員には、永野誠光さん、元継男さん、元野吉八郎さん、坂元龍馬さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名をしました永野誠光さん、元継男さん、元野吉八郎さん、坂元龍馬さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選をされました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定をいたしました。

—————○—————

日程第12 議員派遣の件について

○議長（勝山浩平君）

日程第12、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任をすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（勝山浩平君）

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました本会議の会期日程など議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(勝山浩平君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

○議長(勝山浩平君)

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

今年度をもちまして、本会議場にいらっしゃる保健福祉課の神田雄一課長が定年退職を迎えられると伺っております。長きにわたりまして、本村の発展に多大な御尽力を賜りましたこと、また、議会に対しまして、事あるごとに御助言等を賜りましたことを改めて敬意を表し心から感謝を申し上げます。また、これからの第二の人生において、ますますの活躍と御健勝を御祈念申し上げます。

会議を閉じます。

以上をもちまして、平成31年第1回大和村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 勝 山 浩 平

大和村議会議員 宮 田 到

大和村議会議員 奥 田 忠 廣